第１章　災害予防

第1節　災害の現況と最近の動向

1－1　火災の状況

平成 28 年中の東京消防庁管内の火災状況は第1-1表のとおりで、火災件数は、前年と比べて451件（10.2%）減少しており、火災による死者は 12 人（12.6%）減少しています。

これらの火災に出場した消防職員、消防団員及び主な消防車両等の延べ数は、第 1-2 表のとおりとなります。

また、過去 10 年間の火災件数、焼損床面積及び火災による死者の推移は第1-1図のとおりです。

写真 38　消火活動

第 1-1 表　火災の状況

年	平成 28 年	前年比
火災件数	3,982 件	▲451 件
建物	2,766 件	▲156 件
林野	1 件	▲2 件
車両	275 件	▲21 件
船舶	3 件	1 件
航空機	1 件	▲2 件
その他	934 件	▲270 件
治外法権	2 件	▲1 件
管外からの延焼火災	0 件	－
火災による死者	83 人	▲12 人
火災による負傷者	853 人	26 人
焼損床面積	17,529 ㎡	▲3,221 ㎡
焼損棟数	3,107 棟	▲283 棟
り災世帯数	2,133 世帯	▲280 世帯
損害額	4,924,408,207 円	998,739,328 円

第 1-2 表　消防職員、消防団員及び主な消防車両等の火災出場状況

区分	出場延べ数	区分	出場延べ数	区分	出場延べ数
ポンプ車	19,649 台	指揮隊車	4,267 台	消防艇	47 艇
化学車	1,511 台	はしご車	2,293 台	消防職員	125,242 人
救助車	2,183 台	消防ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ	35 機	消防団員	5,674 人

第 1-1 図　過去 10 年間の火災件数、焼損床面積、火災による死者の推移

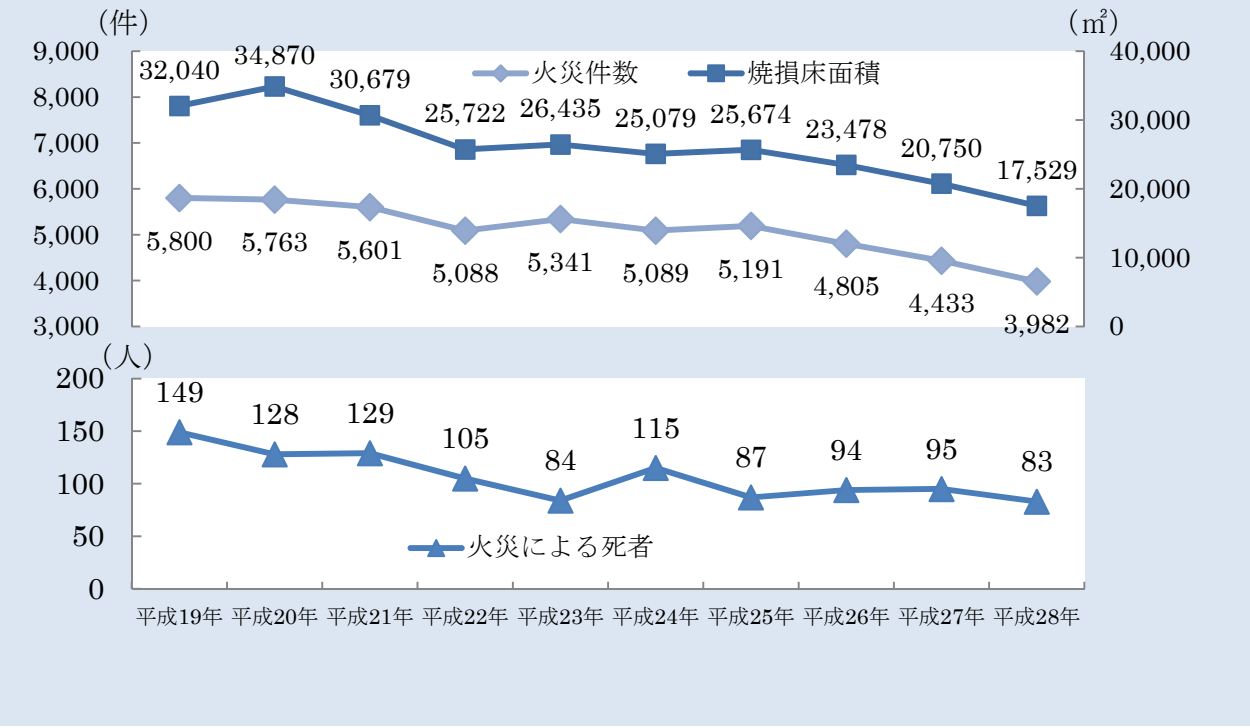

1—2　火災による死者及び負傷者の状況

平成 28 年中の火災による死者及び負傷者の状況は第 1-3 表及び第 1-4 表のとおりです。

火災による死者(自損行為を除く。)と高齢者（65 歳以上）の死者の推移を示したものが第 1-2 図となります。

自損行為を除く火災による死者は、前年と比較して 11 人（13.9%）減少しており、内訳として高齢者は7人（13.2%）減少し、高齢者以外(年齢不明を含む。)は 4 人（15.4%）減少しています。

火災による負傷者は、前年と比較して 26 人（3.1%）増加しています。

第 1-3 表　火災による死者及び負傷者数

	死者	負傷者
自損行為を除く	68 人（▲11 人）	842 人（　26 人）
自損行為	15 人（▲ 1 人）	11 人（　0 人）
合計	83 人（▲12 人）	853 人（　26 人）

第 1-4 表　火災による負傷者の受傷別程度内訳

	平成 28 年	前年比
重篤	21 人	▲4 人
重症	99 人	0 人
中等症	191 人	13 人
軽症	542 人	17 人
合計	853 人	26 人

第 1-2 図	火災による死者（自損行為を除く。）と高齢者（65 歳以上）の死者の推移

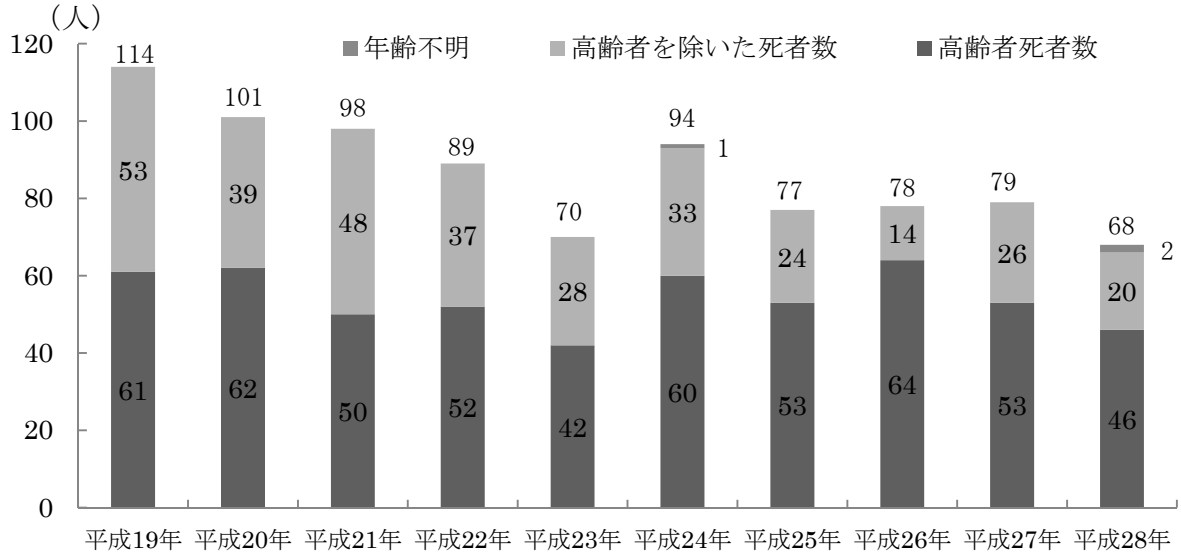

1－3　出火原因の状況

平成 28 年中の主な出火原因は、第 1-3 図及び第1-5表のとおりで、最も多いのが「放火（疑いを含む。）」です。

前年に比べ146件（14.2%）減少し、全火災に占める割合は、22.1%となり、昭和52年以降40年連続で出火原因の第1位となっています。

過去 10 年間の主な出火原因の状況は第1-6表のとおりで、上位3位の順位変動はありません。

第 1-3 図	出火原因の状況

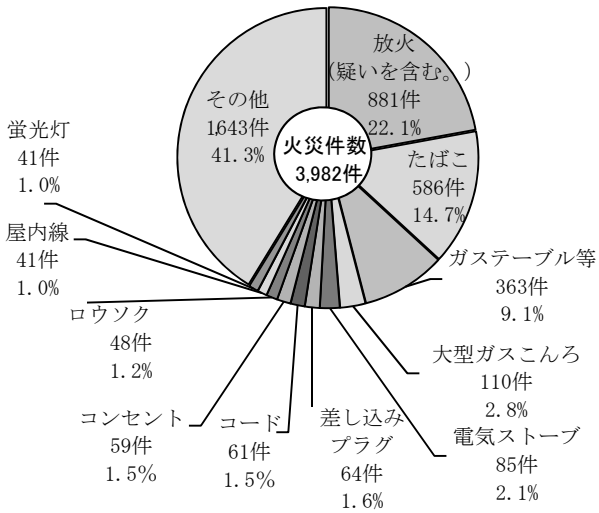

※その他には治外法権火災が含まれています。

第 1-5 表	主な出火原因（上位 10 位）

出火原因	平成２８年	前年比
放火（疑いを含む。）	881 件	▲146 件
たばこ	586 件	▲78 件
ガステーブル等	363 件	▲94 件
大型ガスこんろ	110 件	▲8 件
電気ストーブ	85 件	10 件
差し込みプラグ	64 件	17 件
コード	61 件	4 件
コンセント	59 件	6 件
ロウソク	48 件	8 件
屋内線	41 件	▲5 件
蛍光灯	41 件	▲1 件

第 1-6 表	過去 10 年間の主な出火原因(上位 5 位)の状況

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1位	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)	放火(疑いを含む。)
2位	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ	たばこ
3位	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等	ガステーブル等
4位	火遊び	火遊び	火遊び	火遊び	電気ストーブ	電気ストーブ	電気ストーブ	大型ガスこんろ	大型ガスこんろ	大型ガスこんろ
5位	大型ガスこんろ	電気ストーブ	大型ガスこんろ	大型ガスこんろ	火遊び	火遊び	大型ガスこんろ	電気ストーブ	電気ストーブ	電気ストーブ

1－4 救助活動の状況

火災、交通事故、水難救助事故及び山岳事故などから人命を救うため、消防救助機動部隊、特別救助隊、水難救助隊及び山岳救助隊を配置し、迅速に活動できる体制を整備しています。

平成 28 年中の救助件数及び救助人員の事故種別の状況は第 1-4 図及び第 1-5 図のとおりです。「建物・工作物」、「交通」の区分の合計が救助件数及び救助人員の 9 割以上を占めています。

過去 10 年間の救助件数及び救助人員の状況は第 1-6 図のとおりです。平成 28 年中の救助件数及び救助人員は前年と比べてどちらも減少（救助件数 0.4%、救助人員 1.4%）しています。

写真 39 救助活動

第 1-4 図 救助件数の事故種別状況

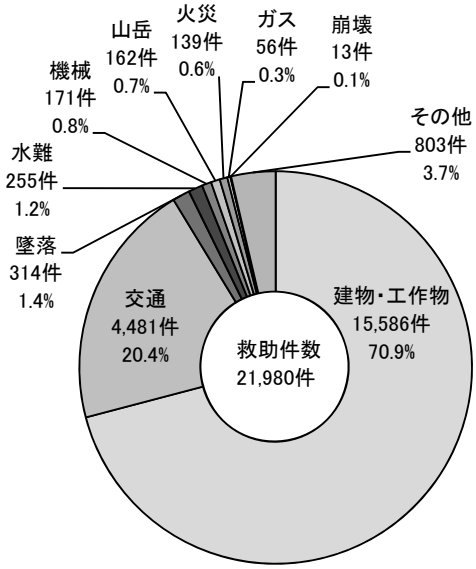

第 1-5 図 救助人員の事故種別

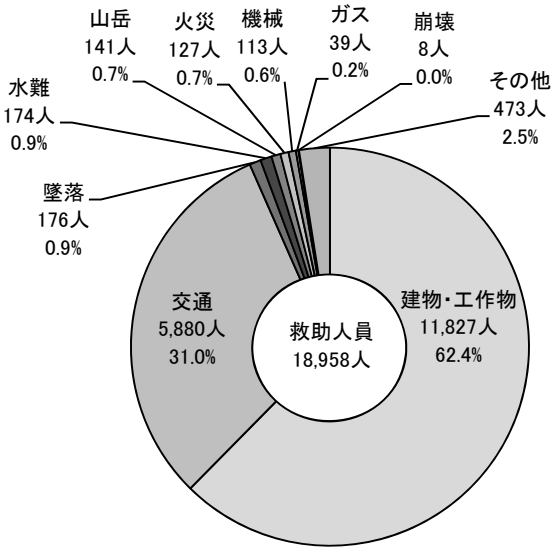

第 1-6 図	過去 10 年間の救助件数及び救助人員

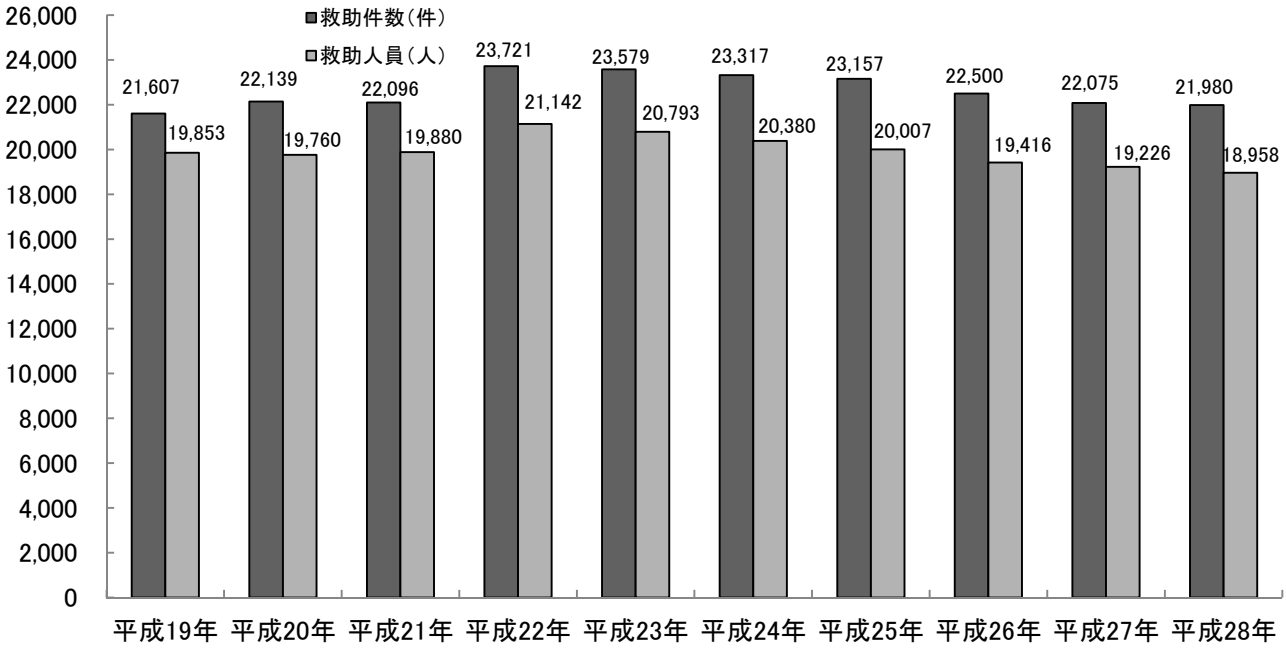

1－5　危険排除等の状況

危険排除等とは、危険物や毒物劇物等の化学物質などが流出した場合に、火災の発生防止及び人的被害の軽減を図るための必要な措置を行うことや、自然現象による危険を除去するなどの消防活動のことです。

活動内容は「危険排除」、「応急措置」、「警戒」等に分けられ、平成 28 年中の危険排除等の活動については第 1-7 図のとおりです。また、出場件数の約 6 割を占める危険排除の要因は第 1-8 図のとおりで、約 8 割を「危険物」、「ガス」が占めています。

これらの危険排除等を含む様々な消防活動には第 1-7 表のとおり、ポンプ車、指揮隊車、救急車、化学車などで 64,425 人が出場しています。

第 1-7 図	活動内容別出場件数の内訳

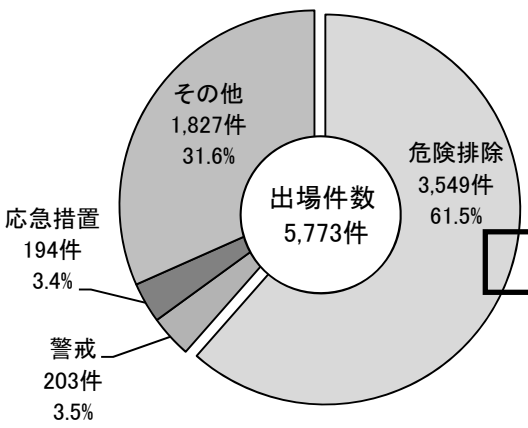

第 1-8 図	要因別危険排除件数の内訳

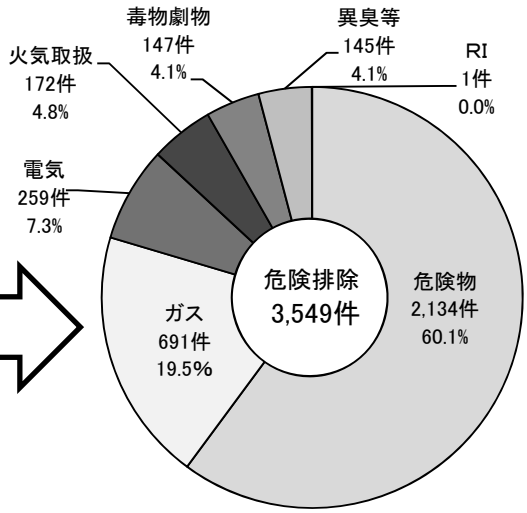

第 1-7 表	車両別出場状況

ポンプ車	指揮隊車	救急車	化学車	救助車	はしご車等	消防艇	ヘリ	その他	出場人員
6,882	4,247	1,374	894	431	162	3	3	566	64,425

1－6 救護活動(PA 連携)の状況

救護活動（ＰＡ連携）とは、必要に応じてポンプ小隊等が救急現場に出場し、救急小隊と連携して傷病者の救出、救護処置を行う活動のことです。

平成 28 年中は、救急出場の 4.9 回に 1 回の割合でポンプ車等が出場しました。

救護活動（ＰＡ連携）の区分を見ると、第 1-9 図のとおり、「救命」、「搬送困難」、「直近地域」の順となっています。

第 1-9 図　救護活動（PA 連携）の区分別内訳

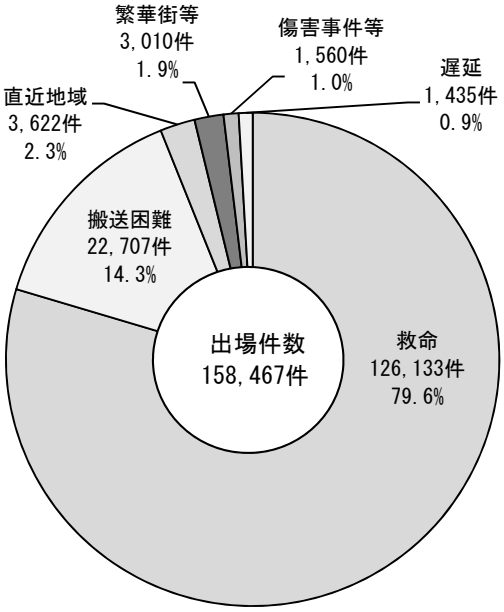

1－7 救急出場状況

迅速で高度な救急サービスを提供するため、全ての救急隊に救急救命士を配置して、適切な応急処置と迅速な搬送に努めています。さらに平成 28 年 6 月には救急隊の現場までの到着時間を短縮する新たな取組として救急機動部隊を設立しました。

このような状況の中、平成 28 年中の救急出場等は第1-8表のとおりで、前年に比べ17,580件（2.3%）の増加、搬送人員は18,278 人（2.7%）の増加となっています。

救急隊 1 隊の 1 日あたりの平均出場件数は 8.5 件で、41 秒に 1 回の割合で救急出場があり、都民 17.3 人に 1 人の割合（管内人口あたり）で救急要請していることとなります。

救急出場件数等の過去 10 年間の推移は第 1-10 図のとおりです。

写真 40　救急活動

第 1-10 図　過去 10 年間の救急出場件数及び搬送人員の推移

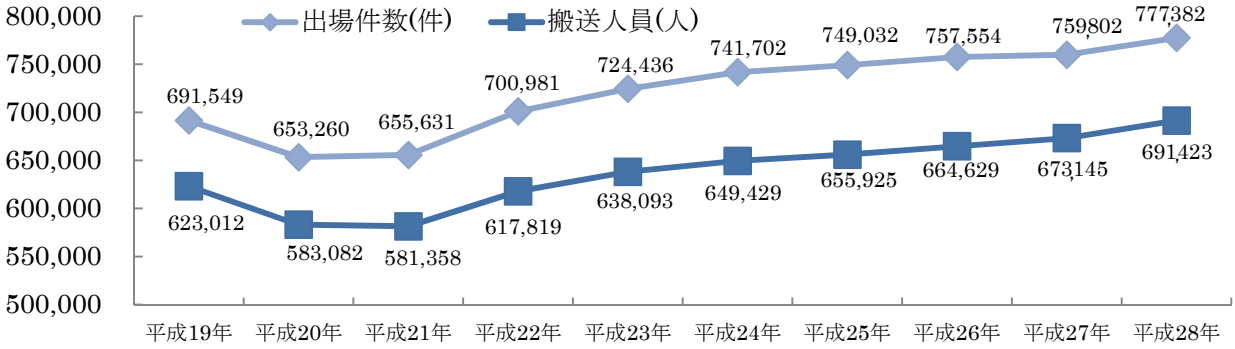

第 1-8 表　救急出場等の状況

	平成 28 年	前年比
救急出場時間	777, 382 件	17, 580 件
搬送人員	691, 423 人	18, 278 人
1 日の平均出場件数	2, 124 件	42 件

1－8　搬送人員の状況

事故種別をみると、第 1-11 図のとおり「急病」が最も多く、次いで「一般負傷」、「交通事故」となっています。これらの合計が事故種別全体の 9 割以上を占めています。

搬送人員の程度別（収容医療機関の医師による初診時程度別）の分類は第 1-9 表のとおりで、搬送人員の 9 割以上は、「軽症」と「中等症」で占められています。

過去 10 年間の程度別搬送人員の推移は第 1-12 図のとおりです。

平成 28 年中の搬送人員は過去 10 年間で最高値となっています。

第 1-11 図　事故種別搬送人員

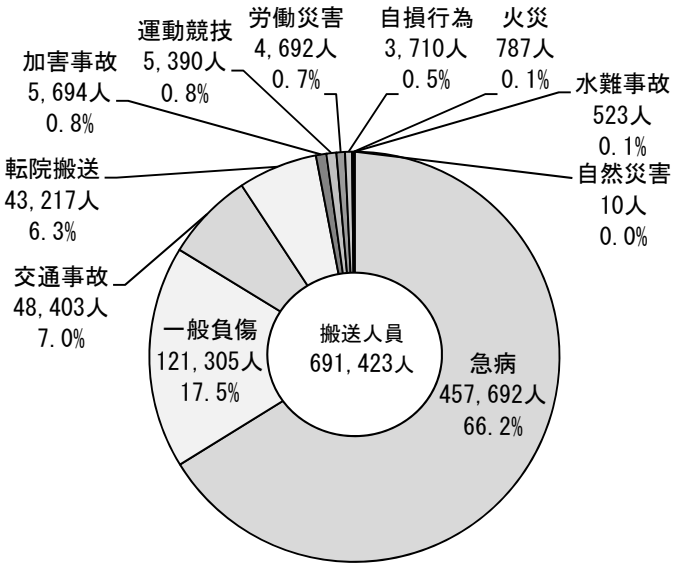

第 1-9 表　程度別搬送人員の状況

	平成 28 年	前年比
死亡	5, 399 人 (0. 8%)	▲36 人
重篤	13, 648 人 (2. 0%)	94 人
重症	29, 190 人 (4. 2%)	▲804 人
中等症	263, 854 人 (38. 2%)	3, 716 人
軽症	379, 332 人 (54. 9%)	15, 308 人
合計	691, 423 人 (100%)	18, 278 人

第 1-12 図　過去 10 年間の程度別搬送人員の推移

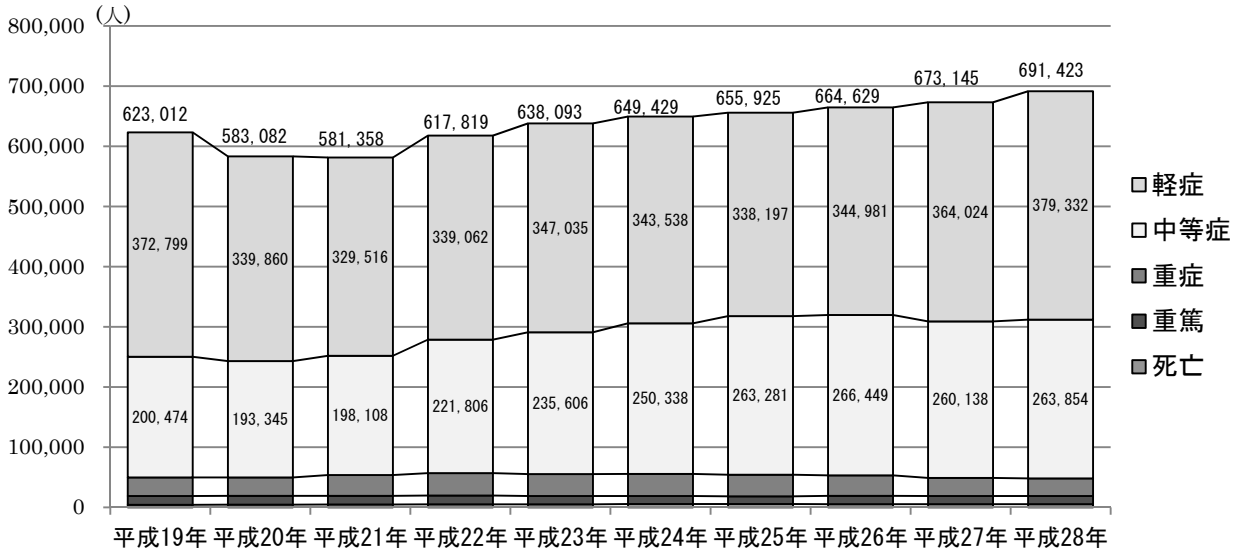

年齢別の搬送人員は第 1-13 図のとおりです。70 歳以上の高齢者が全搬送人員の 43.1%、65 歳以上の高齢者は全搬送人員の 50.1%を占めています。

また、65 歳以上の高齢者における過去 10 年間の搬送人員及び全搬送人員に占める割合は第 1-14 図のとおりで、搬送人員、割合ともに年々増加しています。

第 1-13 図　年齢別搬送人員

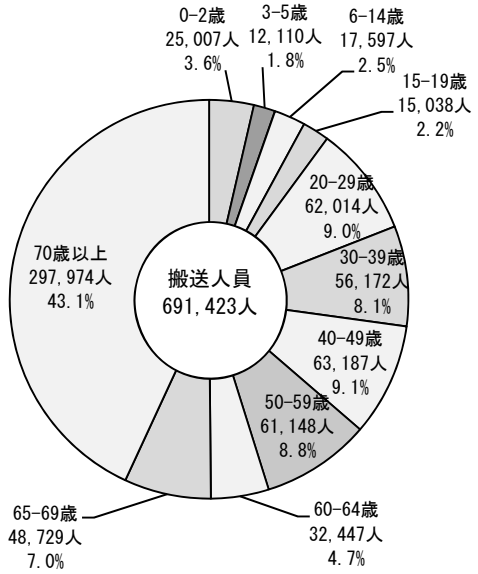

第 1-14 図　過去 10 年間の高齢者(65 歳以上)の搬送人員と搬送割合の推移

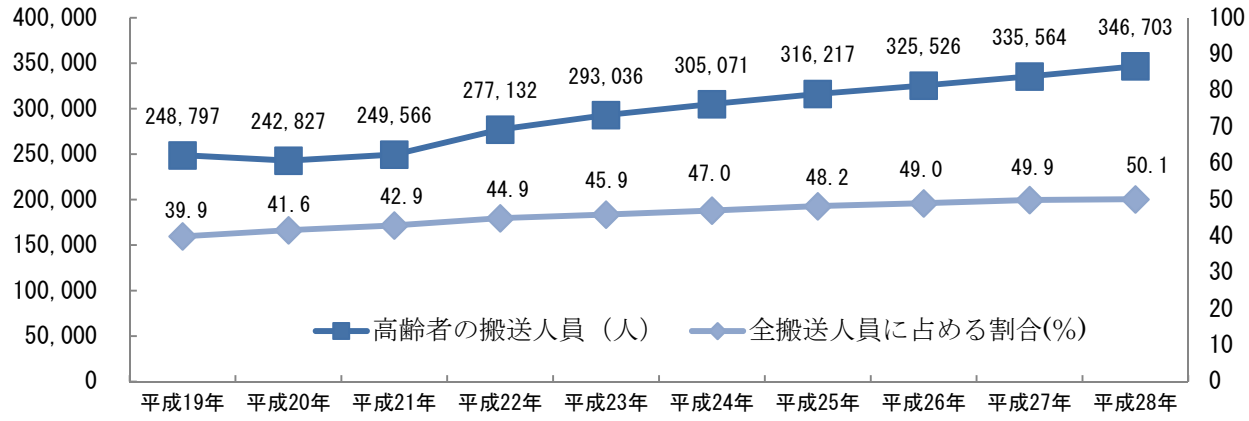

1—9 都民等による応急手当の実施状況

都民等が実施した処置の合計は第 1-15 図のとおり 25,084 件となり、その処置内容は「観察・測定等」が最も多く、次いで「胸骨圧迫（心マッサージ）」、「体位管理」、「止血・創傷処置」の順となっています。

応急手当は第 1-16 図のとおり 17,648 人が実施しており、その実施者は「家族」が最も多く、次いで「医療従事者」、「第三者（通行人等）」、「福祉関係者」の順となっています。

第 1-15 図　応急手当実施状況(処置別)

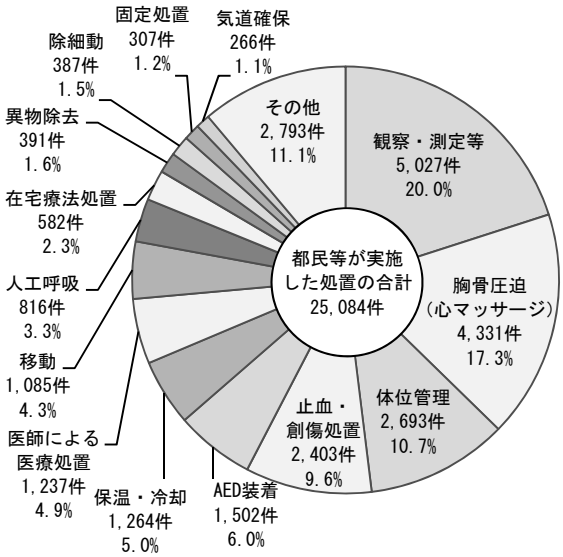

第 1-16 図　応急手当実施状況(実施者別)

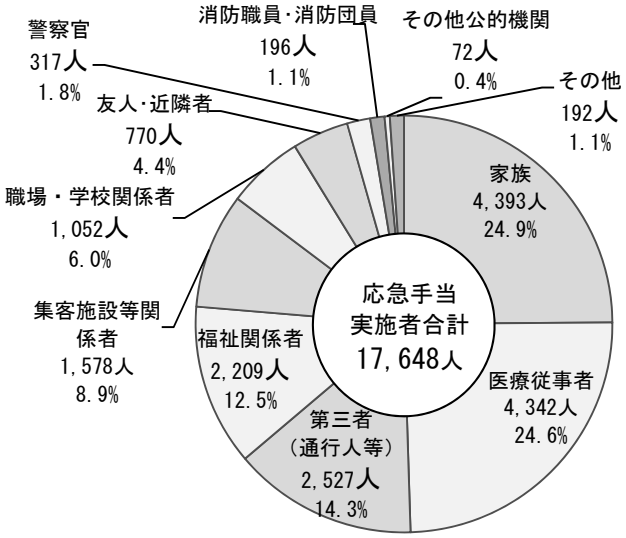

1—10 東京消防庁救急相談センターの受付状況

東京消防庁では、真に救急車を必要とする都民の方々に対して適切かつ効果的に救急隊が対応できる体制を構築するため、平成 19 年 6 月 1 日に東京消防庁救急相談センターの運用を開始しました。東京消防庁救急相談センター受付状況を対応別に示すと第 1-10 表のとおりとなります。救急相談センター受付件数中の救急相談の内訳は第 1-17 図のとおりです。

第 1-10 表　過去 5 年間の救急相談センターの受付状況

	計	医療機関案内	救急相談	相談前救急要請　注 1	かけ直し依頼	その他 注 2
平成 24 年	321,355 件	238,257 件	82,075 件	506 件	512 件	5 件
平成 25 年	314,737 件	224,511 件	89,617 件	101 件	506 件	2 件
平成 26 年	330,865 件	226,123 件	103,688 件	87 件	964 件	3 件
平成 27 年	375,458 件	224,844 件	145,554 件	232 件	4,823 件	5 件
平成 28 年	378,776 件	225,879 件	152,145 件	535 件	215 件	2 件

注 1　「相談前救急要請」とは、利用者の要請や聴取内容等に応じて、救急相談を担当する看護師に電話を接続する前に救急要請に至った件数を表します。

注 2　「かけ直し依頼」とは、救急相談を担当する看護師が相談対応中により、新たな相談に対応することができないことから、利用者に対してかけ直しを依頼した件数を表します。

第 1-17 図　救急相談の内訳

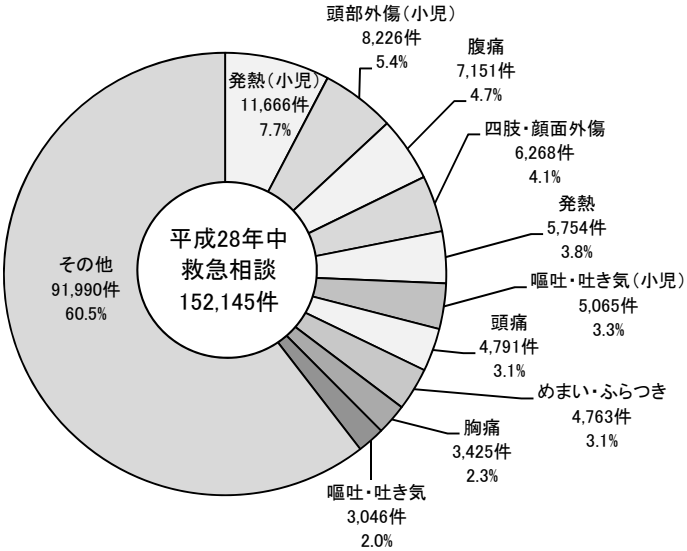

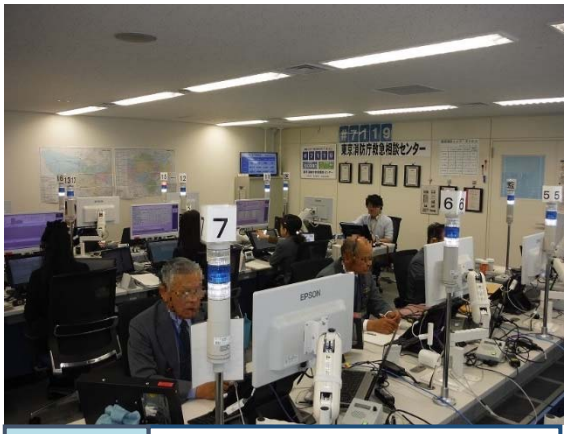

写真 41　救急相談センター

1−11　航空隊の現況

江東航空センター及び多摩航空センターの 2 ヶ所を拠点に、第 1-11 表のとおり 8 機（大型機 4 機、中型機 4 機）に加え、救助車、ポンプ車、救急車等を配備し、各種消防業務に従事しています。また、平成 28 年 1 月には航空消防救助機動部隊が発隊し、迅速な空からの救助・救急活動体制を強化しました。過去5年の航空隊の年別活動件数は第 1-12 表のとおりです。

第 1-11 表　当庁のヘリコプター（平成 29 年 4 月 1 日現在）

愛　　称	機　　種	運用開始年月
ち　ど　り	ＡＷ１３９型「－」	平成 29 年 4 月
か　も　め	ＡＳ３６５Ｎ3型「ドーファンⅡ」	平成 21 年 4 月
つ　ば　め	ＡＳ３６５Ｎ3型「ドーファンⅡ」	平成 22 年 4 月
おおたか（総務消ヘリ）	ＡＳ３６５Ｎ3型「ドーファンⅡ」	平成 18 年 4 月
ひ　ば　り	ＡＳ３３２Ｌ1型「スーパーピューマ」	平成 13 年 6 月
ゆ り か も め	ＥＣ２２５ＬＰ型「－」	平成 20 年 4 月
こ う の と り	ＥＣ２２５ＬＰ型「－」	平成 26 年 3 月
は く ち ょ う	ＥＣ２２５ＬＰ型「－」	平成 26 年 4 月

第 1-12 表　航空隊の年別活動件数（過去 5 年）

項目	火災	救急	救難 非常時災害	演習	調査	警戒 広報	試験 検査	訓練	養成 教育	その他	合計
平成 24 年	81 件	425 件	64 件	46 件	54 件	3 件	282 件	476 件	93 件	74 件	1, 598 件
平成 25 年	102 件	442 件	92 件	40 件	25 件	4 件	316 件	363 件	124 件	59 件	1, 567 件
平成 26 年	66 件	430 件	74 件	23 件	59 件	5 件	275 件	400 件	209 件	58 件	1, 599 件
平成 27 年	35 件	343 件	37 件	23 件	20 件	6 件	229 件	497 件	159 件	42 件	1, 391 件
平成 28 年	35 件	391 件	48 件	35 件	24 件	6 件	244 件	639 件	54 件	39 件	1, 515 件
発足以来の累計	4, 795 件	10, 015 件	2, 444 件	1, 897 件	2, 798 件	3, 438 件	8, 612 件	12, 236 件	4, 444 件	3, 887 件	54, 566 件

1−12 港湾消防の現況

臨港消防署、高輪消防署及び日本橋消防署に第 1-13 表のとおり 9 艇（100 トン級 1 艇、30 トン級 3 艇、10 トン級 1 艇、10 トン級未満 4 艇）の消防艇が配備され、東京港の安全を守っています。平成 28 年中の消防艇活動状況は第 1-14 表のとおりです。

第 1-13 表　港湾体制の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

消　防　艇				
100 トン級	30 トン級	10 トン級	10 トン級未満	計
1	3	1	4	9

第 1-14 表　消防艇の活動状況

火災出場	その他出場	演習・その他	出場等総回数
47	327	948	1,322

1−13 消防同意事務処理状況

建築物の火災を予防し、火災から人命や財産を守るためには、建築物の計画段階から消防機関が、防火に関する規定に基づいて審査を行い、必要により指導を行うことが重要となります。

このため、「消防法」及び「建築基準法」では、建築主事又は指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域に建築される一部の住宅等を除き、あらかじめ消防長又は消防署長の同意を得なければなりません。

平成 28 年中の消防同意の工事種別ごとの件数は第 1-15 表のとおりです。また、過去 10 年間の消防同意事務処理状況の推移は第 1-18 図のとおりです。

第 1-18 図　過去 10 年間の消防同意事務処理状況の推移

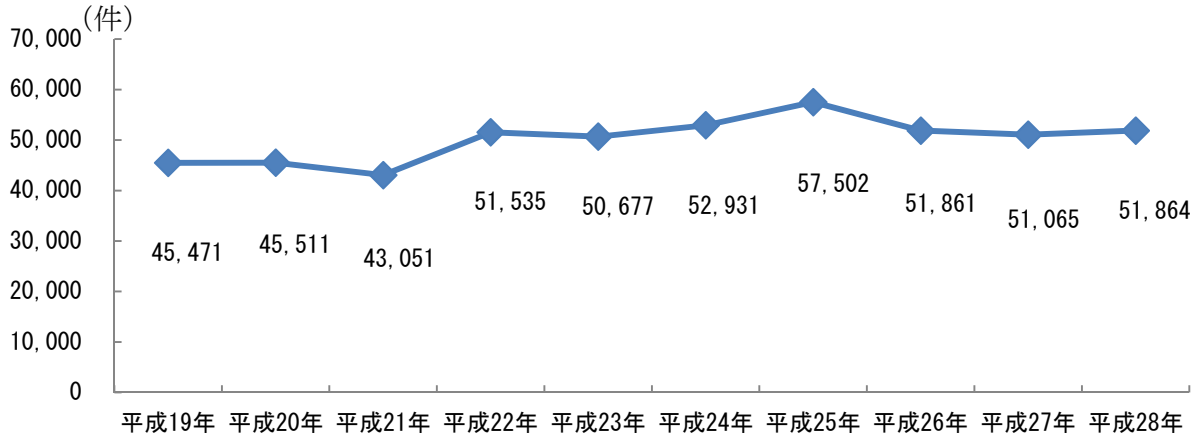

第 1-15 表	消防同意の工事種別ごとの件数

工事種別	消防同意件数	前年比
新築	48,982 件	669 件
増築	2,035 件	97 件
改築	40 件	7 件
移転	40 件	10 件
修繕	4 件	▲2 件
模様替	17 件	3 件
用途変更	622 件	28 件
その他	124 件	▲13 件
合計	51,864 件	799 件

1—14 危険物製造所等の事務処理状況

東京消防庁では、稲城市を除く東京都全域について、消防法で規定される危険物規制事務を実施しています。

平成 28 年度の危険物製造所等の事務処理件数は、前年度と比べて 125 件（3.0%）減少しており、事務処理区分ごとの件数の内訳は第 1-16 表のとおりです。

また、危険物製造所等の事務処理状況の推移は第 1-19 図のとおりです。

第 1-16 表	危険物製造所等の事務処理件数

区分		事務処理件数	前年比
許可	設置	337 件	1 件
	変更	659 件	0 件
完成検査	設置	218 件	▲55 件
	変更	602 件	▲38 件
仮使用承認		479 件	▲8 件
譲渡引渡届		105 件	▲8 件
品名、数量の倍数変更届		117 件	▲15 件
廃止届		362 件	12 件
資料提出		1,173 件	▲14 件
合計		4,052 件	▲125 件

第 1-19 図	危険物製造所等の事務処理状況の推移

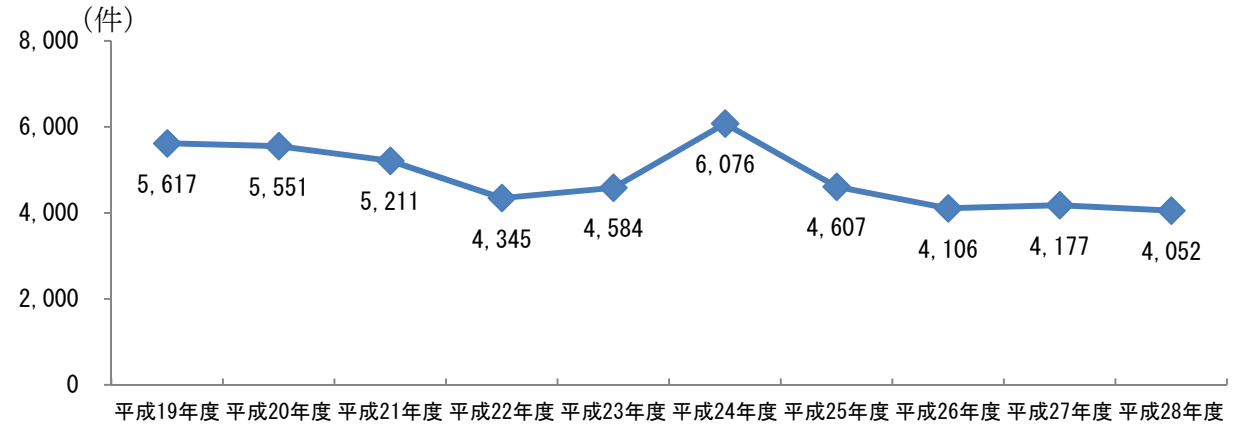

1—15 防火防災管理・防災センター要員講習実施状況

消防法令で定める防火対象物の管理権原を有する者は、資格を有する者の中から防火管理者、防災管理者を選任して、防火防災管理上必要な業務を行わせなければなりません。

また、火災予防条例で定める防災センターには、自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター要員講習（防災センター技術講習及び防災センター実務講習）を修了した者を置かなければなりません。

過去 10 年間における防火防災管理講習の修了証交付者数及び防災センター要員講習受講者数の推移は第 1-20 図のとおりです。平成 28 年中の防火防災管理講習の修了証交付者数は 42,896 人で、前年と比べ 1,439 人（3.2%）減少しています。

また、平成 28 年度中の防災センター要員講習受講者数は前年度と比べて 1,385 人（9.8%）減少しています。

第 1-20 図　過去 10 年間の防火防災管理講習修了証交付者数及び防災センター要員講習受講者数の推移

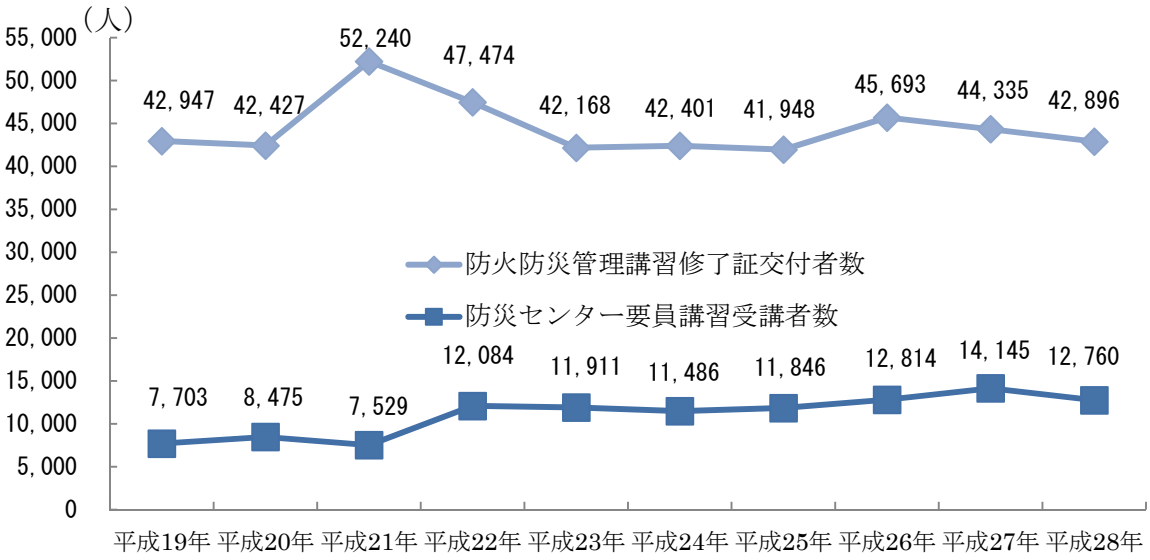

注 1　防火防災管理講習修了証交付者数は各年中の数値となっています。
注 2　防災センター要員講習受講者数は各年度中の数値となっています。

1—16 防火防災訓練実施状況

日常生活における火災等の災害防止と地震時における都民の防災行動力の向上を図るため、各町会・自治会などを中心に起震車等を活用して出火防止、初期消火、救出・救助、応急救護等の訓練を行っています。

平成 28 年度中の防火防災訓練実施状況は第 1-21 図及び第 1-22 図のとおりです。訓練対象別にみると「町会･自治会」が最も多く、「防災市民組織」、「女性防火組織」と続いています。また、訓練種目別では「初期消火訓練」が最も多く、「避難訓練」、「応急救護訓練」と続いています。

写真 42　初期消火訓練

第 1-21 図　防火防災訓練対象別参加人員

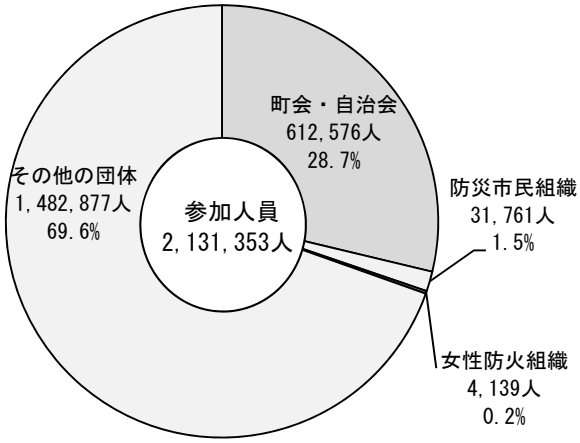

第 1-22 図　防火防災訓練種目別参加人員

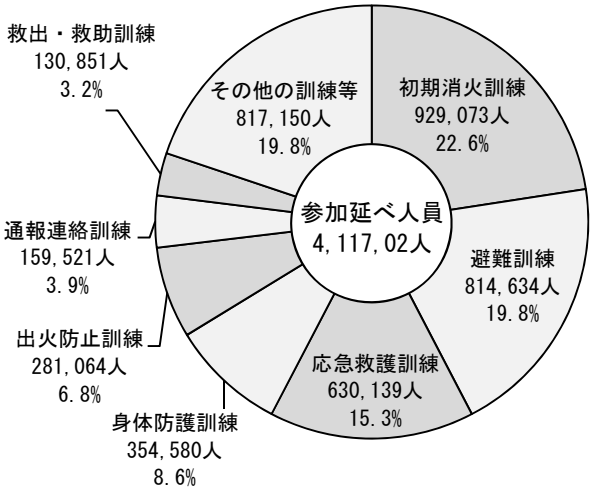

1—17 住まいの防火診断

東京消防庁では、防火防災対策として、消防職員がご家庭を訪問し、火災予防等を指導する防火防災診断を地域の関係機関の皆様と連携し実施しています。

また、希望されるご家庭には、消防職員が居室内に入り、火災・地震の災害や家庭内事故による被害の発生危険などについてチェックし、その改善方法のアドバイスを行っています（総合的な防火防災診断）。平成 28 年中の防火防災診断等の実施件数は 156, 111 件です。

写真 43　総合的な防火防災診断

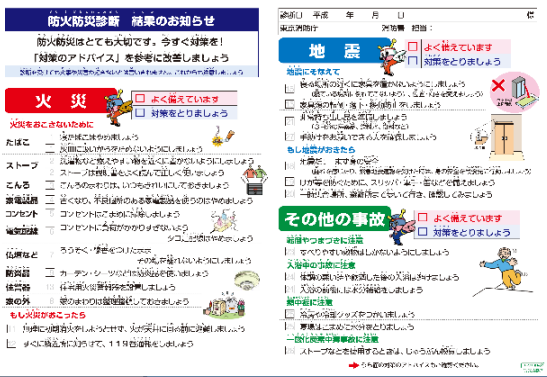

写真 44　防火防災診断結果お知らせ

1－18 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁では、東京消防庁管下で震度6強以上の地震が起きた際や大規模な自然災害や事故が発生した際に、東京消防庁管内で行う消防活動の支援を行うボランティアを募集しており、現在約 15,000 人の方が登録して活動をしています。

1　災害時の活動

○　応急救護活動
○　消火活動の支援
○　救助活動の支援
○　災害情報収集活動
○　後方支援活動

2　平常時の活動

○　地域の防災リーダーとして、地域の防火防災訓練での指導
○　災害時の活動に備え、各種訓練への参加
○　チームリーダー以上を目指す人を対象とした講習への参加
○　消防出初式等の各種行事への参加
○　その他、登録消防署の要請による活動

3　登録要件

原則として東京消防庁管内に居住、勤務または通学する15歳以上（中学生を除く）で、以下のいずれかの要件を満たす方

⑴　応急救護に関する知識を有する方（普通救命講習等）
⑵　過去に消防団員、消防少年団員として１年以上の経験を有する方
⑶　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する方

4　登録方法

居住、勤務または通学されている地域を管轄する消防署に事前に登録します。

写真 45　放水訓練

写真 46　応急救護訓練

第2節　災害から都民を守るために

平成 28 年中の東京消防庁管内の火災状況は 3,982 件（治外法権火災 2 件を含む。）で前年に比べ 451 件減少し、焼損床面積は 17,529 ㎡で 3,221 ㎡の減少となりました。

また、火災による死者は 83 人で、前年と比較して 12 人の減少となりました。傷者は 853 人で前年に比べ 26 人の増加となりました。

平成 28 年中の大規模な火災として、1 月に 5 階建ての工場から出火、延焼拡大し 2 階から 5 階の 1,200 ㎡を焼損した火災がありました。

消防隊による救助があった火災として、2 月に 3 階建ての住宅から出火し 2 棟 54 ㎡を焼損した火災で、火元建物より要救助者を 2 階から 3 名、3 階から 1 名救出した火災がありました。

火災以外の災害としては、7 月に神奈川県相模原市で発生した救急事象において、消防相互応援協定に基づき特別応援で救急隊 11 隊を出場させ対応した災害がありました。

緊急消防援助隊として 4 月に熊本県で発生した地震災害に際して熊本県に 2 日間延べ 6 名の職員を派遣し、また 8 月に岩手県で発生した台風 10 号による豪雨災害に際しては岩手県へ 11 日間にわたり延べ 19 人を派遣しました。

このように、様々な災害が発生していますが、消防隊は日々実災害に即した訓練を積み重ねるなど、都民の安全と安心を守るため万全を期しています。

写真 47　炎に立ち向かう消防隊

写真 48　救助する消防隊

2－1　出場体制等

1　出場体制

東京消防庁における出場体制は、火災、救助、救急及び危険排除等の災害区分に応じて、普通出場、特別出場、特命出場により対応しています。

⑴　火災

普通出場……　市街地の一般火災及び大規模又は特殊な対象物の火災が発生した場合、火災の規模に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

特別出場……　高速道路上の火災、危険物の火災及び大規模な災害で普通出場では対応し難い場合に、火災の規模に応じて第1出場から第3出場（大型航空機の墜落、列車の火災等大規模災害の場合ついては、第1出場から第4出場）に区分して運用しています。

特命出場……　火災の規模に応じて消防部隊の増強を必要とする場合又は小規模の火災等に対応する場合に、消防小隊を指定して運用しています。

⑵　救助

特命出場……　救助事象に応じて必要な消防小隊を指定して運用しています。例えば、車両同士の衝突事故等に対しては、傷者の救護及び火災等を考慮し、救急小隊とポンプ小隊等を同時に指定して運用しています。

特別出場……　大規模な救助事象が発生し又は発生するおそれのある事態が生じ、複数の救助部隊を一度に投入して救助活動を実施する必要がある場合に、災害の規模に応じて第1出場から第2出場に区分して運用しています。

また、多数の傷病者が発生し、傷病者の救出救護、誘導等で人的支援が必要な場合に、支援特別出場として第1出場から第4出場に区分して運用しています。

⑶　救急

普通出場……　救急事象が発生した場合に、救急車の位置情報（GPS）を活用して要請場所の直近の救急小隊を運用しています。

特別出場……　多数の傷病者が発生し又は発生するおそれのある事態が生じ、救急普通出場では対応し難い場合に、傷病者の人数に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

特命出場……　救急小隊の増強を必要とする場合又は災害現場において複数の傷病者が発生した場合に、必要な救急小隊を指定して運用しています。

⑷　危険排除

特命出場……　危険物の流出、ガスの漏洩、化学災害等の火災又は公共危険の発生並びに人命危険等が予測される場合、その危険要因を排除するため、災害事象に応じて消防救助機動部隊、化学機動中隊等、消防小隊を指定して運用しています。

⑸　緊急確認

特命出場……　火災と紛らわしい火煙又は自動火災報知設備等が作動した旨の通報があった場合、緊急に現場を

確認するため、消防小隊を指定して運用しています。

2　災害の応援体制

市町村は、消防組織法第 6 条により自ら消防の責任を果たさなければならないことになっていますが、境界周辺については消防組織法第 39 条に基づき、市町村相互間で災害の応援体制を確立しています。このため、東京消防庁では次の市町村等と消防相互応援協定を締結し、ポンプ車及び救急車はもとより、ヘリコプターによる応援も実施しています。

また、東京港の海上災害に対応するため、海上保安庁東京海上保安部と業務協定を、川崎市、千葉市、横浜市及び市川市との間には、各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等における大規模災害に対応するため東京湾消防相互応援協定を結んでいます。

さらに、地震等による大規模な災害が発生した場合、消防相互応援協定以外の市町村に対しても、消防組織法第 44 条により、緊急消防援助隊を出動させることになっています。

第 2-1 表　相互応援協定

都　県	市町村等	締結年月日	都　県	市町村等	締結年月日
東京都	稲城市	昭和 45. 5. 18	千葉県	市川市	昭和 42. 3. 7
	○大島町	〃 63. 6. 2		浦安市	平成 18. 12. 13
	○新島村	平成元. 3. 1		松戸市	〃 18. 12. 15
	○八丈町	〃 . 6. 1	埼玉県	三郷市	昭和 40. 1. 23
	○利島村	〃 . 6. 1		草加八潮消防組合	平成 28. 4. 1
	○神津島村	〃 . 6. 1		川口市	〃 42. 11. 21
	○三宅村	〃 . 6. 1		秩父広域市町村圏組合	平成 3. 2. 19
	○御蔵島村	〃 . 6. 1		朝霞地区一部事務組合	〃 10. 10. 1
	○青ヶ島村	〃 . 6. 1		戸田市	〃 18. 12. 15
神奈川県	相模原市	昭和 39. 12. 22		埼玉西部消防組合	〃 25. 4. 1
	川崎市	〃 43. 8. 2	山梨県	上野原市	平成 2. 4. 25
	横浜市	〃 51. 6. 30		大月市	〃 8. 6. 28
	大和市	〃 54. 1. 23		東山梨行政事務組合	〃 18. 12. 10

（注 1）○印は、消防応援協定を締結しているもの。

第 2-2 表	中央高速道路富士吉田線相互応援協定

県	市町村等	締結年月日	県	市町村等	締結年月日
神奈川県	相模原市	昭和 44. 9. 1	山梨県	大月市 上野原市 富士河口湖町 西桂町 富士五湖広域行政事務組合	昭和 44. 9. 1
山梨県	富士吉田市 都留市	昭和 44. 9. 1			

第 2-3 表	東京湾消防相互応援協定

県	市町村等	締結年月日	県	市町村等	締結年月日
神奈川県	川崎市消防局	平成 2. 5.29	千葉県	千葉市消防局	平成 2. 5.29
	横浜市消防局			市川市消防局	

第 2-4 表	航空機消防相互応援協定

県	市町村等	締結年月日	県	市町村等	締結年月日
神奈川県	川崎市消防局	平成 7. 3.29	宮城県	仙台市消防局	平成 8. 1.22
	横浜市消防局		愛知県	名古屋市消防局	平成 8. 1.31
千葉県	千葉市消防局		兵庫県	神戸市消防局	平成 18.12.26

航空消防相互応援協定

大阪市消防局　昭和 53 年 3 月 25 日締結

業務協定

海上保安庁東京海上保安部

昭和 44 年 8 月 7 日締結

国土交通省東京国際空港事務所

昭和 46 年 7 月 31 日締結

その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

平成 24 年 10 月 30 日締結

３　国民保護対策

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）では、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならないと規定されています。

また、市町村長は、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行わなければならないことと規定されています。

東京消防庁は、国民保護対策における関係機関の連携の重要性を踏まえ、東京都及び区市町村がそれぞれ作成した国民保護計画に基づき実施する避難誘導などの国民保護措置及び国民保護訓練などの各種対策に関して、東京消防庁国民保護対策基本方針に基づき適切な対応を図っています。

また、東京都が主体となって実施する国民保護訓練に関係各局とともに参加しています。

４　東京消防庁国民保護対策基本方針

⑴　基本的な考え方

東京において、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生した場合、被害の軽減を図り都民を守ることは、消防に課せられた重大な責務です。

東京消防庁は、この責務を果たすため、消防職員及び消防団員の安全を確保しつつ、災害に対する消火、救助・救急、避難誘導等の活動を実施します。

また、都民や事業所の十分な協力が得られるよう、国、東京都、区市町村及び関係機関との連携を強化するなど、国民の保護に関する総合的な対策を推進し、首都東京の安全確保に取り組んでいます。

⑵　基本的対策

前⑴の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる基本的対策を策定し、これに基づく国民保護対策を推進しています。

ア　対応体制の確立

・警防本部等機能強化対策

・情報運用対策

イ　活動態勢の確立

・消防活動対策

・避難誘導対策

・消防団の活動対策

・教育訓練対策

ウ　地域の安全の確保

・事業所及び都民指導対策

2−2　火　災

平成 28 年中の火災件数は、3,982 件（治外法権火災 2 件を含む。）で、前年と比較して 451 件の減少となっています。

火災種別でみると、建物火災が 2,766 件で前年と比較して 156 件の減少、車両火災が 275 件で 21 件の減少、その他火災が 934 件で 270 件の減少などとなっています。

焼損床面積は 17,529 ㎡で前年と比較して 3,221 ㎡の減少となり、損害額は 49 億 2,440 万円で前年と比較して約 9 億 9,873 万円の増加となっています。

また、焼損棟数 3,107 棟、り災世帯 2,133 世帯、り災人員 4,123 人となっています。

火災による死者は 83 人で、前年と比較して 12 人減少しており、火災による負傷者は 853 人で前年より 26 人増加しています。

第 2-1 図　平成 28 年中の火災件数

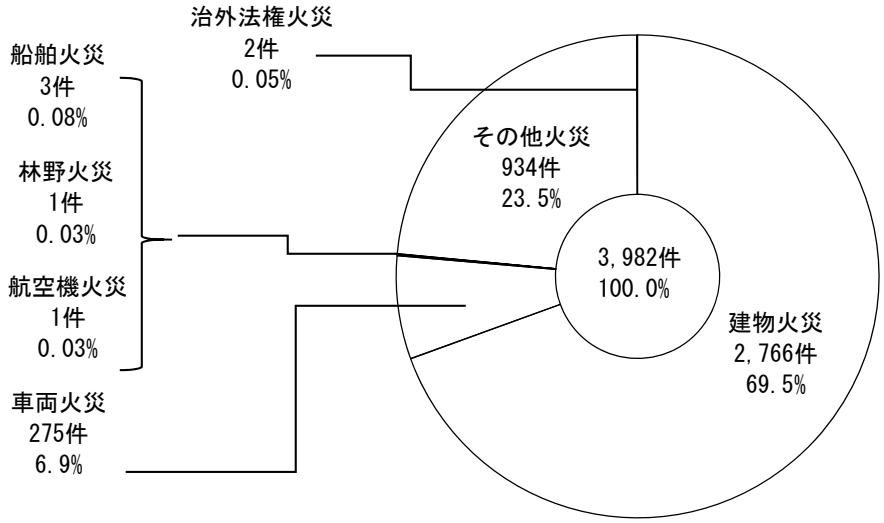

第 2-2 図　火災件数と火災による死者の発生状況（平成 24 年～平成 28 年）

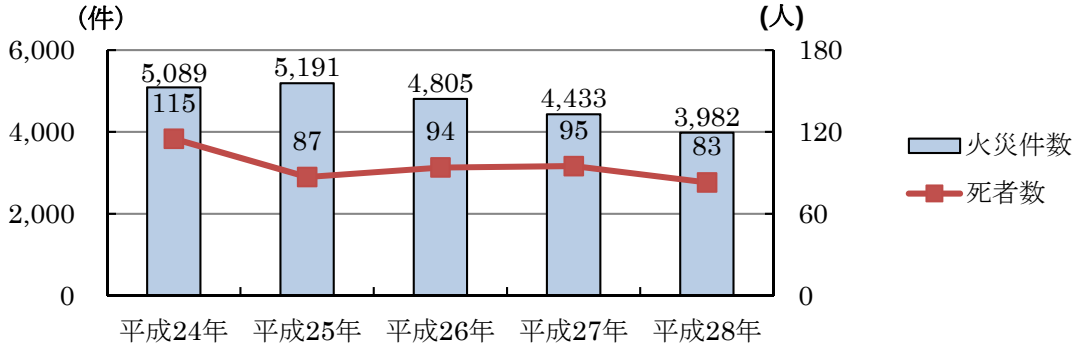

1　火災の調査

消防機関は、消火活動を行うとともに、火災の原因及び火災又は消火のために受けた損害の調査も行っています。

火災の調査は、消防法に定める権限に基づき実施するもので、どのような原因によって火災が発生したかについて現場を見分し、関係者の供述を得るとともに、科学的な分析と鑑定を行い原因を判定しています。

さらに、消防用設備等の作動、活用状況、延焼拡大の要因、避難状況などを調査して、火災の予防施策に反映させています。

写真 49　火災原因調査の様子

2　出火原因

平成28年中の出火原因で最も多いのは、「放火（放火の疑いを含む、以下同じ。）」881件で前年と比較して146件の減少、全火災に占める割合は 22.1％と前年の23.2％と比較し、1.1 ポイントの減少となっています。

以下、2位「たばこ」586件（前年比78件減少）、3 位「ガステーブル等」363 件（前年比94件減少）、4位「大型ガスこんろ」110件（前年比8件減少）、5位「電気ストーブ」85 件（前年比 10 件増加）となっています。

第 2-3 図　平成 28 年中の主な出火原因

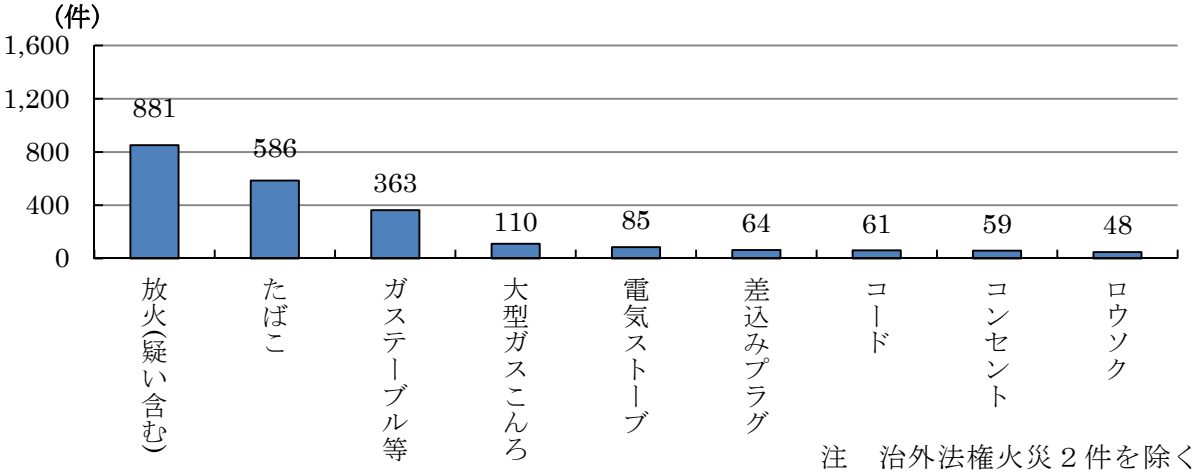

注　治外法権火災２件を除く

2−3　救　助

1　救助体制

消防の救助業務は、昭和 23 年自治体消防発足当初、一般建物火災の人命救助を主たる任務として活動していましたが、昭和 30 年代の後半から産業経済の進展に伴い、各種災害の様相が複雑多様化し、人命を損なう事故が続発してきたため、東京消防庁では、より高度な救助技術と資器材を装備した特別救助隊を昭和 46 年から順次整備するとともに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成 8 年には震災時や大規模な特異災害に対応する消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、平成 28 年には航空消防専門部隊として航空消防救助機動部隊（エアハイパーレスキュー）を発足しました。

一方、昭和 61 年に消防法及び消防組織法の一部改正による救助隊の法制化、昭和 62 年には国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行、平成 7 年には阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ国内の消防応援に関する消防組織法の一部改正、緊急消防援助隊要綱の制定、平成 15 年には消防組織法の一部改正による緊急消防援助隊の法制化などにより、国内及び海外における消防活動の応援体制が順次、整備されてきました。

東京消防庁では特別救助隊、消防救助機動部隊及び航空消防救助機動部隊の他、山岳救助隊、水難救助隊等の充実を図り、陸、海、空が一体となった救助体制を確立して救助活動を推進しています。

平成 16 年 7 月新潟・福島の豪雨災害及び同年 10 月の新潟県中越地震、平成 20 年 6 月には、岩手・宮城内陸地震、平成 23 年 3 月には、東北地方太平洋沖地震、平成 26 年 9 月には御嶽山噴火災害、さらに平成 27 年 9 月には関東・東北豪雨災害にそれぞれ消防救助機動部隊を中心とした部隊を派遣し、人命救助及び消火活動を行いました。

また、海外でも大規模な自然災害等が発生した際には、被災国の要請に基づき国際消防救助隊を派遣し、高度な救助技術等を駆使して国際貢献を果たしています。

東京消防庁において過去 19 回の派遣実績があり、最近では平成 23 年 2 月に発生したニュージーランド南島地震、さらに平成 27 年 4 月に発生したネパール地震にも救助チームを派遣し、献身的な救助活動を行っています。

2　救助隊の現況

火災をはじめ一般的な災害における救助事象に対しては、直近の消防署から救助隊が出場し救助活動を行っています。

一方、複雑な救助事象には、専門の教育を受けた特別救助隊が、さまざまな救助資器材を活用して対応し、さらに大地震をはじめ建物の倒壊や土砂崩れなどの大規模な災害には、大型重機等を備えた消防救助機動部隊が出場して都民の尊い生命の救護にあたります。

また、東京湾をはじめ都内の河川等における水難事故に対しては水難救助隊が、

山岳事故に対しては山岳救助隊が、それぞれ航空隊と連携を図りながら人命救助活動を行っています。

3　安全管理体制

災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化により、危険性や困難性を増し、消防活動部隊の安全確保の徹底がますます重要になっています。

都民の生命を守るためには、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。このことから、安全器具、保護器具の改良、安全管理隊の活動により災害現場における消防隊員の安全管理体制の充実強化を積極的に推進しています。

写真 50　救助活動

第 2-5 表　航空消防救助機動部隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	救助部隊名
装備部	航空消防救助機動部隊

第 2-6 表　消防救助機動部隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

方面	救助部隊名
第二方面	第二消防方面本部消防救助機動部隊
第三方面	第三消防方面本部消防救助機動部隊
第六方面	第六消防方面本部消防救助機動部隊
第八方面	第八消防方面本部消防救助機動部隊
第九方面	第九消防方面本部消防救助機動部隊

第 2-7 表	特別救助隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

方　　面	配　置　消　防　署	救　　助　　隊　　名
第　一　方　面	麹　　町	永　田　町　特　別　救　助　隊
	芝	芝　　特　別　救　助　隊
第　二　方　面	蒲　　田	空　　港　特　別　救　助　隊
第　三　方　面	目　　黒	目　　黒　特　別　救　助　隊
	世　田　谷	世　田　谷　特　別　救　助　隊
第　四　方　面	新　　宿	新　　宿　特　別　救　助　隊
	杉　　並	杉　　並　特　別　救　助　隊
第　五　方　面	豊　　島	豊　　島　特　別　救　助　隊
第　六　方　面	足　　立	足　　立　特　別　救　助　隊
	上　　野	上　　野　特　別　救　助　隊
第　七　方　面	城　　東	城　　東　特　別　救　助　隊
	本　　田	本　　田　特　別　救　助　隊
	江　戸　川	江　戸　川　特　別　救　助　隊
	深　　川	深　　川　特　別　救　助　隊
第　八　方　面	武　蔵　野	武　蔵　野　特　別　救　助　隊
	東　久　留　米	東久留米　特　別　救　助　隊
	府　　中	朝　　日　特　別　救　助　隊
第　九　方　面	八　王　子	八　王　子　特　別　救　助　隊
	町　　田	町　　田　特　別　救　助　隊
	青　　梅	青　　梅　特　別　救　助　隊
	多　　摩	多　　摩　特　別　救　助　隊
第　十　方　面	板　　橋	板　　橋　特　別　救　助　隊
	練　　馬	練　　馬　特　別　救　助　隊
	石　神　井	石　神　井　特　別　救　助　隊

第 2-8 表	水難救助隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

方　　面	配置消防署	救　　助　　隊　　名
第　一　方　面	日　本　橋	浜　　町　水　難　救　助　隊
	臨　　港	臨　　港　水　難　救　助　隊
第　二　方　面	大　　森	大　　森　水　難　救　助　隊
第　六　方　面	足　　立	綾　　瀬　水　難　救　助　隊
第　七　方　面	小　　岩	小　　岩　水　難　救　助　隊
第　八　方　面	調　　布	調　　布　水　難　救　助　隊

第 2-9 表	山岳救助隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

方　　面	配置消防署	救　　助　　隊　　名
第　九　方　面	八　王　子	八　王　子　山　岳　救　助　隊
	青　　梅	青　　梅　山　岳　救　助　隊
	秋　　川	秋　　川　山　岳　救　助　隊
	奥　多　摩	奥　多　摩　山　岳　救　助　隊

2－4　救　急

東京では、昭和 11 年に 6 台の救急車で救急業務の運用を開始し、その後、昭和 23 年 3 月に自治体消防制度の発足とともに東京消防庁が救急業務を所管し、平成 29 年 4 月 1 日現在、251 隊の救急隊を配置しています。

この間、法制面では昭和 27 年 10 月「消防関係救急業務に関する条例」が制定され、消防機関の業務としての位置付けがなされました。その後、昭和 48 年 3 月に、都民を取り巻く生活環境の多様化に対応するため、「救急業務等に関する条例」に改められ、救急処置や医師の現場要請、応急救護知識技術の普及などの事項について明確化されました。

平成 6 年 3 月には「救急業務等に関する条例」の一部が改正されました。これは、救急隊員の資格に救急救命士を加えるとともに、救急事故現場等に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が必要不可欠であることから、都民一人ひとりに応急救護の知識、技術を習得してもらうこと、また、事業者に対して応急救護知識技術の普及等を求めることができるようにしたものです。さらに、平成 16 年 10 月に都民生活において生ずる事故を予防するため、事故の状況を確認し、関係者に対して通知や、公表することができるようになりました。

近年の救急行政を取り巻く環境は、高齢化の進展、疾病構造の変化、都民ニーズの多様化など著しく変化しており、これらの変化に的確に対応し、傷病者の救命効果の向上を図るため、救急隊の増強や救急資器材の整備を推進してきました。しかし、救急需要は年々増加の一途をたどり、平成 28 年中の救急出場件数は 777,382 件にも及んでいます。これは、救急業務が法制化された昭和 38 年（102,660 件）と比較すると約 7.6 倍の伸びとなっています。

東京消防庁では、こうした救急需要に対応するため、救急隊の増強をはじめ救急車の適正かつ良識ある利用の普及定着、患者等搬送事業者等との協働、医療機関との連携強化など多角的な対策により、真に救急車が必要とされる事案に適切に対応できるようにしています。

平成 3 年に創設された救急救命士制度はプレホスピタル・ケア（病院前救護体制）に大きな成果をもたらしてきました。救急救命士の処置範囲は拡大しており、包括的指示下での除細動（心臓に電気的刺激を与え正常なリズムに戻す処置）、気管挿管や薬剤投与の実施が認められたことから、救急業務の高度化に対応できる体制整備等を計画的に推進しています。傷病者の更なる救命効果の向上を図るため、平成 14 年 10 月に東京都メディカルコントロール協議会が設置され、救急活動の事後検証制度を導入するなど、救急隊員の行う応急処置等の質を確保するための体制の充実強化に取り組んでいます。

また、平成 16 年 7 月から一般市民等にも自動体外式除細動器（AED）の使用が認められるようになったことから、ポンプ隊員等による自動体外式除細動器（AED）の使用や

自動体外式除細動器（AED）を含めた応急手当講習等をさらに推進しています。

写真 51　救急活動

第 2-10 表　救急出場件数及び救急医療機関数の推移

区分＼年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総件数	691,549	653,260	655,631	700,981	724,436	741,702	749,032	757,554	759,802	777,382
急病	433,268	407,582	411,539	444,993	461,048	476,955	483,956	490,936	495,730	511,673
交通事故	74,653	67,799	66,481	66,274	66,001	61,890	58,886	55,219	52,674	51,019
その他	183,628	177,879	177,611	189,714	197,387	202,857	206,190	211,399	211,398	214,690
救急医療機関数	338	330	326	326	322	320	322	324	325	320

（注）救急医療機関数は、毎年４月１日現在の数

1　救急隊

救急隊は、救急隊長、救急員及び救急機関員の３名で、救急ヘリコプターについては救急隊長及び救急隊員の２名で編成されています。

救急隊員は、救急現場の傷病者の症状を的確に判断し、心肺蘇生、止血処置など適切な救急処置を施しながら傷病者の症状に適応した最も近い医療機関に搬送することとしています。

このため、救急隊員には一定時間の研修を義務づけているほか、救急医療の進歩に合わせ、より高度な救急処置のための研修や病院実習などを実施しています。

第 2-11 表　救急隊の配置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	特別区			受託地区			合計		
	本署	出張所	計	本署	出張所	計	本署	出張所	計
救急隊数	67	112	179	25	47	72	92	159	251

２　救急隊の行う主な救急処置

救急隊員の行う主な救急処置としては、人工呼吸や胸骨圧迫、止血、固定処置、酸素吸入及び保温などのほか、経鼻エアウェイによる気道確保、喉頭鏡・鉗子等による異物除去、ショックパンツによる血圧保持等があります。

また、救急救命士は、心肺停止状態に陥った傷病者に対し、自動体外式除細動器(AED) を用いた除細動や、乳酸リンゲル液を用いて静脈の流れを確保する処置を行い、呼吸が止まった状態の人に対してはラリンゲルチューブ等を用いて気道を確保する処置などを行っています。

救急救命士の処置範囲拡大については、救命効果の向上を目指し、平成 15 年 4 月から包括的指示下（医師の同時進行性の指示を要しない）での除細動の実施、平成 16 年 7 月から気管挿管の実施、平成 18 年 4 月からは薬剤（アドレナリン）の投与、平成 21 年 12 月からは自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン）の投与が可能となり、更に、平成 26 年 4 月からは、心肺機能停止前の傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となりました。

３　救急活動

平成 28 年中の救急出場件数は、777,382 件で前年に比較して 2.3%増となっており、これは、都民 17 人に 1 人の割合で救急車を利用していることになります。1 日あたりの平均出場件数は 2,124 件で、1 隊の 1 日平均出場件数は 8.5 件となっています。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、急病によるものが 511,673 件と最も多く総件数の 65.8%を占めています。

また、救急ヘリコプターによる出場件数は、391 件となっており、傷病者搬送の迅速性や後遺症の軽減を含めた、さらなる救命効果の向上等を目指し、救急ヘリコプターによる搬送体制の充実強化を図っています。

第 2-4 図	平成 28 年中の救急出場件数

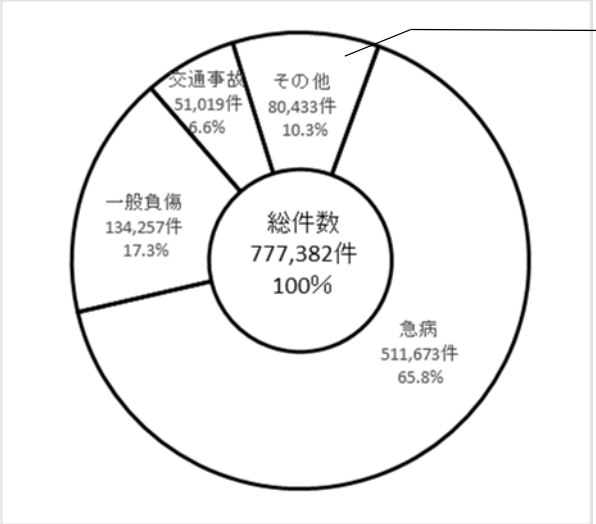

転院搬送	43,692 件
加害	7,136 件
自損行為	5,091 件
労働災害事故	4,789 件
運動競技事故	5,423 件
火災事故	3,425 件
資器材等輸送	504 件
水難事故	950 件
医師搬送	229 件
自然災害事故	17 件
その他	9,177 件

※それぞれの数値は四捨五入しているため
合計が合わない場合があります。

4　ポンプ隊と救急隊との連携活動

救命効果の向上を図るため、救命活動を必要とする救急事故及び高層建物、地下街、狭隘な場所等で発生した救急事故から早期に傷病者を医療機関へ搬送することを目的として、救急隊と同時にポンプ小隊を出場させ、マンパワーを確保した効率的な救護活動を行う、ファイア・クイック・エイド（ポンプ小隊等と救急小隊の連携による救出・救護活動＝ＰＡ連携）を平成 12 年 4 月 1 日から開始し、平成 28 年中の出場件数は 158,467 件となっています。

平成 16 年 7 月に、自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、ポンプ隊員に対し所定の講習を実施するとともに、全消防署所にポンプ隊用の自動体外式除細動器（AED）を整備しました。

次の場合に、救急現場にポンプ隊が出場します。

○　通報の内容から傷病者が重症以上で直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

○　救急隊のみでは傷病者の搬送が困難となることが認められる場合

○　傷害事件等で傷病者及び救急隊員を保護する必要が認められる場合

○　円滑な救急活動に支障が生じる恐れがある繁華街等で、署隊長が指定する地域及び時間帯に救急出場があった場合

○　署所の直近地域で救急事象が発生し、直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

○　救急隊の現場到着が大幅に遅延すると予想され、直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

5　簡易携帯電話機（PHS）による口頭指導と傷病者情報の聴取

応急手当実施率を向上させ、更なる救命効果の向上を図るため、平成 14 年 4 月から救急隊は出場途上に簡易携帯電話機（PHS）による傷病者情報の聴取や付近にいる方に対する応急手当の口頭指導を行うとともに、傷病者及び家族等関係者に救急車が向かっている安心感を与えています。

6　救急医療機関との連携

東京都は、救急医療体制について、「突発不測の傷病者が、いつでも、だれでも、その症状に応じ、必要かつ適切な医療が受けられる救急医療体制の整備」を基本方針とし、これに基づいて救急告示医療機関制度を基本対策として、さらに休日・全夜間診療事業等の補完対策を実施しています。

平成 21 年 8 月 31 日、東京都では、迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急医療の東京ルール」が運用開始となりました。その中で、災害救急情報センターに、東京都福祉保健局の非常勤職員である救急患者受入コーディネーターを配置し、都内全域での搬送先の調整を行っています。

東京消防庁では、東京都福祉保健局や東京都医師会等と協働して、医療機関選定困難事案の解消に向けたこの取組みを進めています。

また、救命救急センター等との間に直通電話を設置するなどして緊密な連携を図るとともに、救急医療機関等の診療情報をはじめ各種診療事業当番施設情報を病院端末装置等から収集し、救急隊により搬送される傷病者の収容医療機関の選定や都民及び医療機関からの問合せに活用することにより、救急業務の効率化に努めています。

なお、災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターには 24 時間体制で救急隊指導医が勤務しています。救急隊指導医とは、傷病者の救命率を向上させるために現場の救急隊員に対して医学的見地から指示助言を与える医師で、平成 29 年 4 月 1 日現在、34 医療機関等から 268 名が登録しています。

第 2-12 表　救急医療機関の開設主体別現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）※東京消防庁管内

病院（316 施設）							診療所（4 施設）		施設総数
国立・公的機関						私的・法人個人等	市町村	その他	
国	東京都	地方独立行政法人	市町村	日赤	その他の公的病院				
15	7	1	8	3	2	280	0	4	320

7　救急車の適正な利用

救急出場件数は、近年増加の一途を辿っており、平成 28 年においては 777,382 件と過去最高の件数を記録し、依然として高い件数で推移しています。

救急車が出場してから現場に到着するまでの時間は、平成 28 年は 7 分 30 秒と、前年と比較して 15 秒短くなりました。

今後、人口の高齢化や、不要不急な救急車の利用などの理由により、救急出場件数が増加し、それに伴い救急隊の到着も延伸することで、救える命が救えなくなるおそれがあります。

このことから東京消防庁では、緊急に医療機関で受診する必要がある傷病者の搬送手段としてのマナーを守った救急車の利用を呼びかけるとともに、ホームページによる医機関案内や医療機関への交通手段を紹介する東京民間救急コールセンターの利用推進など、真に救急車を必要とする都民の方々に対して、適切かつ効果的に救急隊が対応できるよう様々な取組を行っています。

8　東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがをした場合に、「救急車を呼んだほうがいいのかな？」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな？」などと迷った際の相談窓口として、平成 19 年 6 月 1 日より「東京消防庁救急相談センター」を開設しています。

東京消防庁救急相談センターでは、これらの相談に、救急相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が、24 時間年中無休で対応しています。さらに、緊急性の有無や医療機関受診の必要性について自己判断ができる「東京版救急受診ガイド」を東京消防庁ホームページ、携帯電話、スマートフォン及び冊子により提供しています。

また、東京都医師会、救急医学に関する専門医、東京都福祉保健局及び当庁で構成する「東京消防庁救急相談センター運営協議会」を設置し、東京消防庁救急相談センターの業務内容の検討、プロトコールの医学的検証、運営体制の改善等について協議を行い、救急相談の質の確保を図っています。

写真 52　救急相談センター

9　救急搬送トリアージ

東京都メディカルコントロール協議会との連携により策定された「救急搬送トリアージ基準」に基づき、救急現場で明らかに緊急性がないと判断された傷病者に対しては、応急処置や医療機関案内などを行い、傷病者の同意を得た上で傷病者自身による通院をお願いする、救急搬送トリアージを実施しています。

第 2-13 表	東京消防庁救急相談センターの電話番号

区　分	東京消防庁救急相談センター	
特 別 区 多摩地区	#7119	03－3212－2323
		042－521－2323

第 2-14 表	東京版救急受診ガイドのURL

区　分	東京版救急受診ガイド
パソコン、スマートフォンＵＲＬ	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuimuka/guide/main/
携帯電話ＵＲＬ	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuimuka/guide/m/00kiyaku.html

トピックス　1

英語対応救急隊の概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、増加が予測される都内の外国人が、安心して滞在できる環境を整備するため、平成 26 年４月から英語対応救急隊を 13 隊（8 署）指定し、運用開始しました。平成 28 年４月からは新たに 23 隊（６署）を指定して、36 隊（14 署）で運用しています。

☆　英語対応救急隊

※ 英語対応力を備えた救急隊員により、外国人傷病者の円滑な容態把握や関係者等への対応を行い、適切かつ迅速に外国人傷病者を搬送する救急隊を英語対応救急隊という。

※ 英語対応力＝救急活動に必要な英語能力、外国の生活習慣等に応じた接遇等の技術

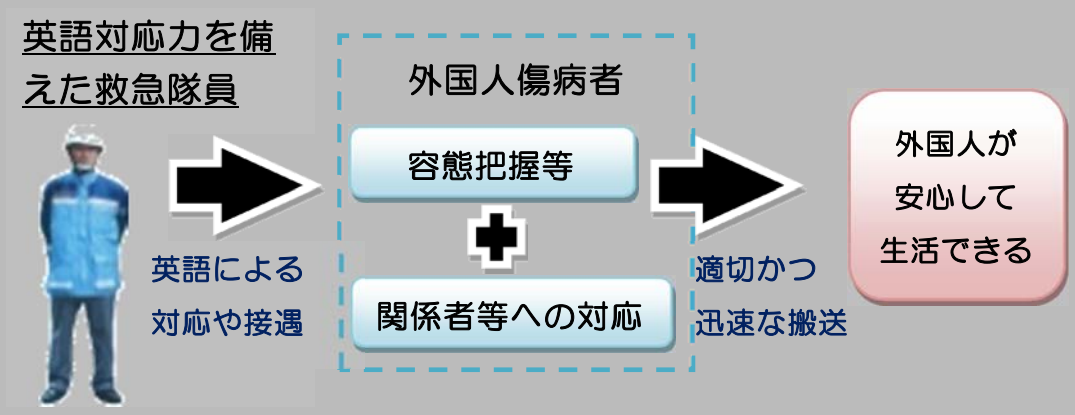

10　応急手当の普及

傷病者を救命するためには、救急隊到着までの救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要です。

また、震災時等において、多数の傷病者が発生するような場合に備るためには自主救護能力の向上も大切であることから、都民を対象として応急手当の知識・技術の習得を目標に積極的な普及業務を推進しています。

平成 28 年 7 月からは、「JRC 蘇生ガイドライン」及び「救急蘇生法の指針」の改正に伴い、応急手当の方法の見直しや、新たな講習制度として 45 分の救命入門コースを開始するなど、改正内容に準拠した講習を実施しています。

なお、応急手当講習の一部は公益財団法人東京防災救急協会に業務を委託して実施しています。このほか、患者等搬送乗務員や 119 番自動通報の現場派遣員に対する講習を行っています。

第 2-15 表　応急手当講習の種別

講習名		時　間	講習内容
応急救護講習	応急救護講習	任意	心肺蘇生、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、止血法及び外傷の応急手当要領等について、受講者の希望に応じ任意の時間で実施する講習
	救命入門コース	45 分	救命講習の受講が困難な都民及び小学校 4 年生以上を対象にした、胸骨圧迫とＡＥＤの使用方法が中心のコース
		90 分	
救命講習	普通救命講習	3 時間	心肺蘇生（成人）、ＡＥＤの使用方法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコース
	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習	4 時間	普通救命講習の内容に、知識の確認と実技の評価が加わったコース（一定の頻度でＡＥＤを使用する可能性がある方が対象）
	普通救命再講習	2 時間 20 分	技能認定の継続を希望する方が受講するコース
	普通救命ステップアップ講習	2 時間	過去 12 ヶ月以内に「救命入門コース（90 分）」を受講した受講生で、救命技能認定を希望する方が受講する講習
	上級救命講習	8 時間	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習の内容に、心肺蘇生（小児・乳児）、けがの手当、傷病者管理、搬送法などを加えたコース
	上級救命再講習	3 時間	技能認定の継続を希望する方が受講するコース
	上級救命ステップアップ講習	5 時間	過去 12 ヶ月以内に「普通救命講習」「普通救命再講習」を受講した方で、上級救命技能認定を希望する方が受講する講習
	応急手当普及員講習	24 時間	事業所の従業員などを対象とした応急手当の指導者を養成するコース
	応急手当普及員再講習	3 時間	技能認定の継続を希望する方が受講するコース

講習に関する問合せや申込みは、公益財団法人東京防災救急協会、最寄りの消防署、消防分署、消防出張所で行っています。

11 「中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信」事業

東京都生活文化局所管事業「心の東京革命」の一環として、東京消防庁では平成 14 年 7 月 1 日から中学校及び高等学校を対象とした「中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信」事業を実施しています。

これは、救急救命士等の消防職員が、職務を通じて得た人命救助等の貴重な経験を授業を通じて生徒に伝え、「命の尊さ」や「助け合う気持ちの大切さ」などの理解を得ることにより、次代を担う青少年の健全な心身の成長助成と効果的なバイスタンダーの育成を図ることを目的としています。

平成 28 年中は、中学校 429 校 39,738 名、高等学校等 149 校 20,157 名に対して救命講習を実施したほか、中高生あわせて 207 校 33,134 人に対して応急救護講習を実施しました。

12 患者等搬送事業者に対する認定及び指導

民間による患者等搬送事業は、緊急性の認められない転院搬送、入退院、通院等に際し、寝台又は車椅子を備えた車両により搬送を行う事業です。高齢社会の進展等に伴い需要が年々増加する傾向にあります。

東京消防庁では、都民が安全に安心して利用できる患者等搬送事業者を育成するため、平成 19 年 10 月 1 日から患者等搬送事業者に対する認定表示制度の条例化を図り、認定制度、認定事業者の責務、認定表示、認定事業所の公表、報告及び確認等について定め、一定の基準に適合する事業者を東京消防庁認定事業者として認定しています。平成 29 年 3 月末現在、244 社 264 事業所 372 台を認定しています。

また、患者等搬送事業者の利用を促進し、救急車の適正な利用を推進するため、平成 17 年 4 月に公益財団法人東京防災救急協会に東京民間救急コールセンターが設置されました。現在、コールセンターでは、患者等搬送事業者の車両待機状況を管理することで、一元的な案内を行うとともに、平成 17 年 9 月には、自力歩行ができる患者を対象にしたサポート Cab（タクシー）の案内を開始するなど、利用者の利便性の確保を図っています。

さらに、平成 18 年 3 月には、東京民間救急コールセンターに登録する事業者で組織する「東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会」が設立されました。東京消防庁では、大規模災害により多数の傷病者が発生し、救急車等の搬送車両が不足する場合に対応するため、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会との間で「震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定」を締結するとともに、年間を通じて訓練を行い、連携強化を図っています。

13　応急手当奨励制度

救命効果を向上させるためには、救急現場に居合わせたバイスタンダーによる迅速、適切な応急手当が重要です。

事業所や商店街、町会、自治会等（以下「事業所等」という。）では、効果的な応急救護体制を築き、自主救護能力を高めるとともに、来訪者及び地域住民の安全確保を推進するため、積極的に救命講習等を受講する必要があります。

このことから、平素より積極的に救命講習を受講し、実行性のある応急救護体制づくりに貢献している事業所等に対して、救命講習受講優良証を交付することにより、救命講習に対する積極的な取組みを奨励する制度です。

平成 28 年末現在、1,382 事業所に対して救命講習受講優良証を交付しています。

【制度の内容】

1　優良証交付対象

東京消防庁管内にある事業所、商店街、町会、自治会、教育機関等の団体、同一の経営形態で同種の商品等を扱うチェーン店のほか、社会貢献が期待できると救急部長が認めた団体

2　交付要件

救命講習等の普及活動を行っている応急手当普及員を１名以上有する次の団体であること。

⑴　従業員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有している事業所（チェーン店及び商店街を除く）

⑵　チェーン店等（東京消防庁管内にあるものに限る。）全体の従業員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有しているチェーン店等

⑶　総店舗数の 30 パーセント以上の店舗に有効な救命技能認定証を保有している者が１名以上いる商店街

⑷　総世帯数の 30 パーセント以上の世帯に有効な救命技能認定証を保有している者が１名以上いる町会又は自治会

⑸　構成員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有している事業所、町会又は自治会以外の団体

⑹　救急部長が、救急講習の実施状況及び応急救護体制の整備状況から総合的に判断して応急手当の普及に対する取組が優良であると認める事業所、町会、自治会その他の団体

3　優良証交付事業所等の公表

安全安心な事業所等であることを都民に周知し、事業所等のステータスを向上させて一層の意識高揚を図るため、当庁ホームページで事業所等の名称を公表し、Twitter、Facebook でも情報発信します。

4　優良マークの交付

安全安心な事業所等であることを都民に周知し、事業所等の応急手当に対する一層の意識高揚を図るため、当庁ホームページで事業所等の名称を公表します。

写真 53　救命講習受講優良証

14　応急手当普及功労賞

急病事故などに対する応急救護体制づくりに取り組んでいる事業所等を募集し、効果的な取組について表彰するとともに、奏功事例を広く紹介するなど地域の救護力向上を目指すものです。

⑴　募集対象

応急手当奨励制度により優良証の交付を受けた団体（事業所、商店街、町会、教育機関等）

⑵　募集テーマ

ア　応急救護体制づくりのための救命講習受講促進に関する取組

イ　事業所等と地域が一体となった連携強化に対する取組

⑶　審査

東京都応急手当普及推進協議会で審査

⑷　表彰

救急医療週間中に実施

写真 54　表彰式の様子

15　東京都応急手当普及推進協議会

消防総監の諮問機関である東京消防庁救急業務懇話会の第 25 期答申（平成 17 年 3 月）において、効果的な応急手当の普及を図るため、東京都応急手当普及推進協議会の設立が提言されました。この答申に基づき、平成 17 年 7 月に当庁や日本赤十字社等官民 21 団体（平成 28 年 3 月現在、25 団体）が参画し「東京都応急手当普及推進協議会」が発足しました。

協議会の目標として、①バイスタンダーによる応急手当の実施率 50％を目指し、平成 30 年度末までに 280 万人に対して普及推進すること②目標達成後は、救命講習技能認定証の有効期限内の認定者数を維持することの 2 点が承認され各参画団体がそれぞれの立場で目標に向かって施策を反映させていくこととなりました。

16　バイスタンダー保険制度

バイスタンダーが不安なく応急手当を実施できる環境整備の一つとして、平成 27 年 9 月にバイスタンダー保険が創設されました。

保険の対象としては、東京消防庁管内で発生し、東京消防庁の救急隊が出場した救急事故現場で、バイスタンダーが応急手当を実施したことによりケガや血液などに触れて感染の危険が生じた場合に、東京消防庁がそのバイスタンダーの応急手当や受傷などの状況を客観的に判断でき、なおかつ、他の法令等に基づく災害補償の対象とならないとき。あるいは、バイスタンダーが実施した心肺蘇生処置に対して損害賠償請求を提訴された場合で、バイスタンダーが心肺蘇生処置を実施した事実を当庁が客観的に判断できるときとしています。

見舞金の種別には、死亡見舞金・後遺障害見舞金・入院見舞金・通院見舞金・感染検査見舞金･感染予防薬投与見舞金･感染見舞金・法律相談見舞金があり、要件を満たしていれば見舞金を種別に応じて定額支給するという制度です。

2−5　特殊災害対策

1　危険排除等

危険排除等として扱われている活動とは、危険物やNBC(Nuclear(放射性物質)、Biological（生物剤）及びChemical（化学剤))等の危険性を有する物質が漏洩した場合に、火災の発生防止及び人的被害の軽減を図るための必要な措置を行うことや、自然現象による危険を排除することなどを含む消防活動をいいます。

平成 28 年中の危険排除等活動件数は5,773件で、特に危険物に係るもの2,134件（37.0％）、ガスに係るもの 691 件（12.0％）、電気に係るもの259件(4.5％)が多数を占めています。また、都内には危険物やNBC等の危険性を有する物質などを貯蔵し取り扱っている施設が数万施設あり、さらに車両によりこれらの物質が多量に運搬されています。

危険物やNBC等の危険性を有する物質に関係する災害に対処するため、質量分析装置をはじめとする各種資器材を積載し、危険物やNBC等の危険性を有する物質に関する専門研修を修了した隊員により編成した第三及び第九消防方面消防救助機動部隊並びに化学機動中隊9隊を配備しています。さらに危険物、毒・劇物、放射性物質などの専門家と協定を結び災害現場においてアドバイスを受ける体制を整備しています。

写真 55　NBC災害現場で活動中の専門部隊

第 2-5 図　危険排除等の推況

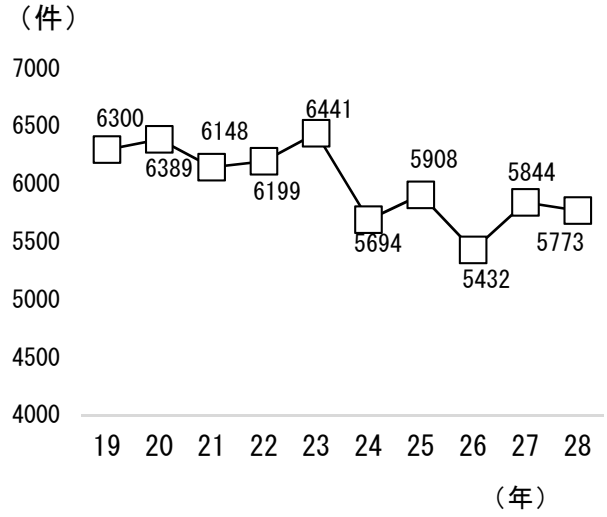

第 2-6 図　平成 28 年中の危険排除等の件数

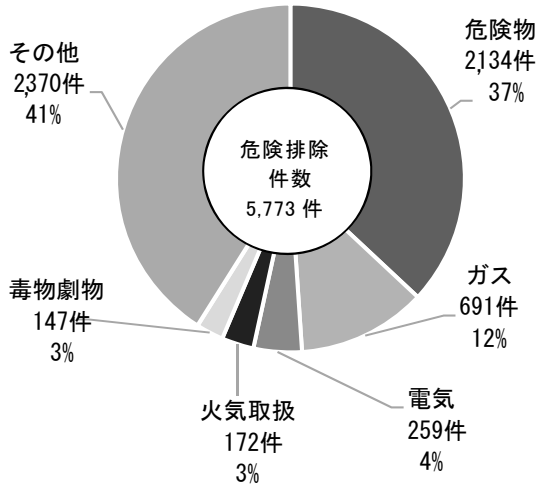

第 2-16 表	化学機動中隊の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

方　　面	配　置　消　防　署	中　　隊　　名
第　一　方　面	赤　　坂	赤　　坂　化 学 機 動 中 隊
第　二　方　面	大　　井	大　　井　化 学 機 動 中 隊
第　五　方　面	本　　郷	本　　郷　化 学 機 動 中 隊
第　六　方　面	千　　住	千　　住　化 学 機 動 中 隊
第　七　方　面	城　　東	大　　島　化 学 機 動 中 隊
第　八　方　面	三　　鷹	三　　鷹　化 学 機 動 中 隊
	東　村　山	東　村　山　化 学 機 動 中 隊
第　九　方　面	福　　生	福　　生　化 学 機 動 中 隊
第　十　方　面	志　　村	志 村 坂 上　化 学 機 動 中 隊

2　水　災

東京には大小 127 の河川があり、また、ゼロメートル地帯といわれている低地帯があります。このため、洪水や高潮による浸水等の危険性があるところは「重要水防箇所」（国土交通省が管理する河川）及び「水防上注意を要する箇所」（東京都が管理する河川）として計 701 か所が指定されています。

東京都における水災は、昭和 49 年以降幸いにも主要河川の決壊等大規模な水災はないものの、集中豪雨等による中小河川の護岸越水、低地浸水、急激な増水による被害等、いわゆる「都市型水害」が多くなっています。

東京消防庁では、台風の進路及び降雨量などの気象状況の変化に注目し、水災の発生が予想される場合には直ちに水防態勢などを整えて水災に対応できるようにしています。

また、水災の早期警戒及び活動体制の確立などに反映させるため、東京都災害情報システム及び防災情報提供システム（気象庁提供）による気象情報や河川水位情報等を受信する体制を整え、情報活用体制の強化を図っています。

大雨や台風などに関する気象状況、災害状況に応じ、次の区分により水防態勢及び水防非常配備態勢を発令し、水災に対処しています。

⑴　水防態勢

水防態勢は、次の基準により発令し、水防情報を収集分析し、水防非常配備態勢に備えるものです。

⑵　水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、次の基準により発令し、勤務時間外の消防職員及び消防団員を招集するなどして水防活動を実施するものです。

第 2-17 表	発令基準等

発　令　者	発　令　基　準
警防副本部長	1　台風の進路が東日本に予想された場合において、情報収集体制の強化を必要と認めたとき。 2　東京湾内湾に津波警報が発表されたとき。 3　気象状況その他の事象により情報収集体制の強化を必要と認めたとき。
方　面　隊　長	1　所管区域で大雨警報又は洪水警報が発表された場合において、情報収集体制の強化を必要と認めたとき。 2　気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化を必要と認めたとき。
署　隊　長	1　管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 2　気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化を必要と認めたとき。

第 2-18 表	警防本部長が発令するもの

区　分	発　令　基　準	配　備　人　員
水防第一非常配備態勢	1　台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。 3　気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防第二非常配備態勢	1　台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね 3 分の 1 及び所要の消防団員（以下「団員」という。）
水防第三非常配備態勢	1　台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3　気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数及び所要の団員
水防第四非常配備態勢	1　東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2　気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員及び全団員

第 2-19 表	方面隊長が発令するもの

区　分	発　令　基　準	配　備　人　員
水　防　第　一 非常配備態勢	1　所管区域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　水道管の破裂、水門の故障等による出水により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3　気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水　防　第　二 非常配備態勢	1　所管区域に大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　河川の増水・越水、水道管の破裂、水門の故障等による出水により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3　気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の所要の職員及び団員

第 2-20 表	署隊長が発令するもの

区　分	発　令　基　準	配　備　人　員
水　防　第　一 非常配備態勢	1　管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　水道管の破裂、水門の故障等による出水により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3　気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水　防　第　二 非常配備態勢	1　管轄区域に大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　河川の増水・越水、水道管の破裂、水門の故障等による出水により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3　気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の所要の職員及び団員

３　水防活動

平成 28 年中、東京消防庁では水防態勢を 13 回、水防第一非常配備態勢を 9 回、水防第二非常配備態勢を 1 回（方面隊及び署隊単位を含む。）発令し、水防活動を実施しました。被害状況及び水防活動状況については、第 2-21 表のとおりです。水防活動に出場して被害の軽減に努めた消防職・団員は、延べ 1,629 名です。

写真 56　河川の溢水

第 2-21 表	東京消防庁管内における水防活動（平成 28 年中） 平成 29 年 4 月 1 日集計

平成２８年															
月日			3 月 28 日	7 月 14 日	8 月 2 日 5:40	8 月 2 日 11:04	8 月 10 日	8 月 16～17 日	8 月 18 日	8 月 20 日	8 月 22 日	8 月 23 日	8 月 29～30 日	9 月 8 日	9 月 20～21 日	合計
水防活動態勢			水防態勢	水防第一	水防態勢	水防第一					水防第二	水防態勢	水防第一			
発生（発令）事由			大雨洪水警報等					台風 7 号	大雨洪水警報等		台風 9 号	大雨洪水警報等	台風 10 号	台風 13 号	台風 16 号	
水災件数			0	13	0	5	3	1	1	6	201	0	1	0	1	232
被害状況	建物被害（棟数）	床上浸水		3						2	29					34
		床下浸水		3		4	2		1		109					119
		地下階等浸水		3			1			2	11					17
		全壊														0
		半壊									1					1
		一部損壊						1			13		1			15
	施設被害（箇所）	道路冠水		5		2	2				59					68
		道路損壊									1					1
		がけ崩れ									17					17
		堤防決壊														0
		越水									6					6
		堤防損壊								1						1
		その他		1		1					40				1	43
	人的被害（人）	死者														0
		行方不明														0
		傷者									1					1
		誘導人員				3					16					19
		救助人員		1		2					2					5
水防活動状況	作業状況	水防工法				1			1	1	57					60
		救助作業		1		1					1					3
		排水作業		4		3	3		1	4	43				1	59
		警戒区域設定									13					13
		避難誘導														0
		流水障害		1							5					6
		交通障害									2					2
		他機関協力									10					10
		その他		6			1	1		1	30		1			40
	出場車両（台）			27		9	3	1	1	11	206		1		2	261
	出場人員	消防職員		114		39	13	4	5	47	858		4		8	1,092
		消防団員					10				527					537

2−6　航　空　隊

1　航空隊の歴史

東京消防庁航空隊は、昭和41年11月、わが国ではじめての「消防航空隊」として発足以来、組織及び装備を充実強化させながら、火災、救急、救助等の災害から、50年にわたり都民の安全を空から守っています。

年々増大する行政需要に対応するため、江東区と立川市の2ヶ所に基地を構え、平成12年度から24時間運航を開始し、都内全域への迅速出場体制を確保するとともに、平成19年度より救急専門医を搭乗させた「東京型ドクターヘリ」の運航を開始、主に山間部及び離島地域で発生した傷病者に対し、患者搬送中に救命処置を施し、救命率向上を図っています。

また、他府県で発生した大規模災害に対し、緊急消防援助隊として救助、救急、消火活動、緊急物資輸送、情報収集等を行っています。海外の大規模災害事象には国際消防救助隊として、バングラディッシュサイクロン災害、インドネシア森林火災、スマトラ・インド洋津波災害に派遣されています。

さらに、平成28年1月にヘリコプターの機動性を活かして空から消火・救助・救急活動を展開する部隊として、「航空消防救助機動部隊」が発隊し、迅速な空からの救助、救急活動体制を強化しています。

2　航空隊の活動概要

航空隊は、次の業務等を行っています。

○　災害時における上空からの人命救助

○　消火活動及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集並びに部隊指揮

○　救急事案に対する傷病者搬送活動

○　上空からの警戒活動、広報活動、その他の各種調査

このような業務に加え、地上の消防部隊の活動が制約される大震災時には、その機動力を生かした活動を行っています。

これまで航空隊は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援として、平成16年10月新潟中越地震、平成23年3月東日本大震災、平成25年10月大島土砂災害、平成26年9月御嶽山噴火災害、平成28年4月熊本地震、平成28年7月台風10号に伴う東北豪雨災害などの大規模災害への派遣され救助、救急活動や情報収集活動を実施しています。

また、関東及びその近県で発生した林野火災における消火活動、調査活動に従事し、特に平成27年9月関東東北豪雨（常総市水害）では、延べ6機を派遣し、94名の救助活動を行いました。

さらに、国際消防救助隊として、海外で発生した大規模地震による津波災害や林野火災の救援活動に成果をあげるなど、国内外を通じてますますその機動力に対する期待が高まっています。

写真 57　飛行する消防ヘリコプター

2－7　港湾消防

東京の海の玄関である東京湾は、首都圏4,000 万人の生活と産業を支える物流拠点として、その重要性はますます高まっており、港湾施設の拡充が進められるとともに、臨海副都心の整備など大規模な開発が行われています。

この地域は、海上輸送の総合的な物流拠点であるほか、増大するクルーズ人口に対応した新客船ふ頭の整備が計画されるなど、今後大きく変貌していきます。また、観光や水辺のレクリエーションを通じたにぎわいの創出により、魅力ある水際の都市空間としても変化しています。

さらに今後は東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、周辺地域のさらなる開発や入港船舶需要の増加が見込まれます。

このような状況の中、当庁では、将来的な臨海副都心の市街地化の進展や、行政需要に合わせた消防署等の整備を計画しています。

写真 58　航行する消防艇みやこどり

2−8　消　防　団

1　特別区の消防団体制

⑴　設置

消防団は、「消防組織法」及び「特別区の消防団の設置等に関する条例」に基づいて各消防署の管轄区域ごとに設置されています。

⑵　任務

消防団は「我が街は我が手で守る」という精神に基づき、災害活動はもとより、地域の防火防災訓練や応急救護訓練指導、祭礼や催物の警戒など地域防災力の要として重要な役割を果たしています。

また、震災や水災に対する災害活動にも大きな期待が寄せられ、地域住民の安全・安心を確保するため、消防署隊と連携を図り、積極的に活動しています。

写真 59　消火活動の様子

⑶　活動体制

第 2-7 図　消防団の災害活動体制

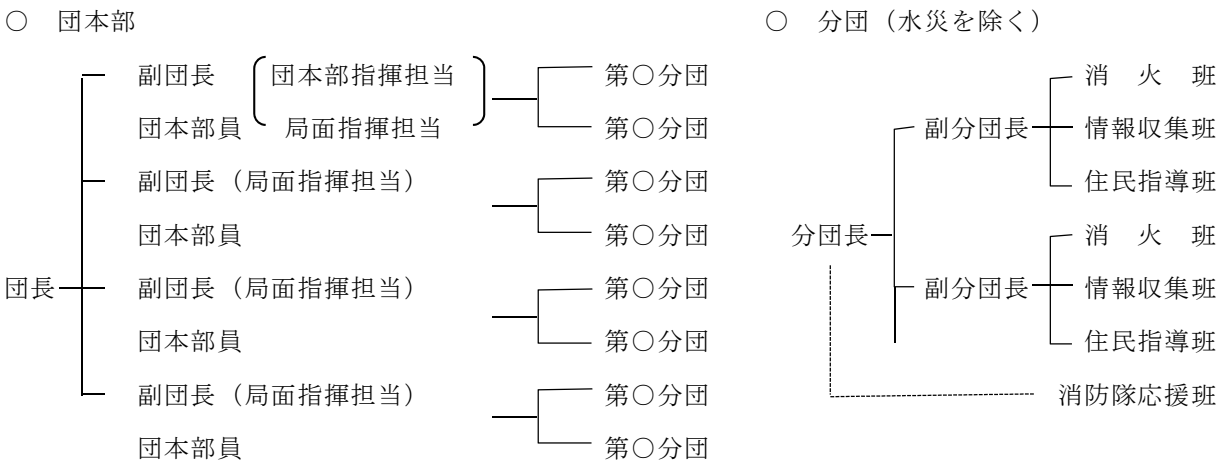

（注）　特殊技能班を編成した場合は、副団長１名を特殊技能統括班長として指定し、特殊技能班を指揮及び統括させる。

第 2-22 表	消防団現勢（平成 29 年 4 月 1 日現在）

消防団	分団数	定　員	主　な　施　設　と　装　備
58	439	16,000	○　可搬ポンプ　990 台 ○　可搬ポンプ積載車　256 台 ○　分団施設　990 棟 ○　携帯無線機（400MHz）　1,728 台 ○　簡易救助器具　990 組 ○　油圧式救助器具　439 基

⑷　消防団活動体制の充実強化方策

○　消防団員の確保

・居住地団員の確保を基本として、事業所勤務者、大学生、女性等を対象とした幅広い募集活動による消防団員確保の推進

・特別区学生消防団活動認証制度の推進（大学、大学院、専修学校及び各種学校の学生が特別区の消防団員として消防団活動を行った功績を東京消防庁が認証し、「特別区学生消防団活動認証状」を交付する制度で、認証状を交付された学生は、就職活動時に東京消防庁が証明する「特別区学生消防団活動認証証明書」の交付を受けて、企業等に提出することができます。）

・特別区の消防団協力事業所表示制度の推進（特別区消防団に積極的に協力している事業所等に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付する制度で、地域の防災に貢献している事業所として広報に活用できます。）

写真 60　消防団募集のポスター

写真 61　消防団協力事業所表示証

○　分団本部施設等の充実強化

消防団の活動拠点としての分団本部施設等の整備

写真 62　分団本部施設

○　災害活動力の強化

・可搬ポンプ積載車の増強整備

・可搬ポンプの更新

・救命胴衣の増強整備

・団長、副団長及び分団長に対する受令機の整備

写真 63　可搬ポンプ積載車

2　多摩・島しょ地域の消防団体制

多摩地域の消防団については、東京都消防訓練所や同地域内の各消防署が、また島しょ地域の消防団については、東京都消防訓練所が教育訓練を行っており、消防団員の資質及び技術の向上に努めています。

なお、多摩地域における消防団の災害現場活動は、「消防組織法」に基づき消防署長の所轄の下に行われています。

第 2-23 表　各市町村主催による教育訓練（平成 28 年度中）

地域別 ＼ 種別			基礎教育	専科教育	幹部教育	合　計
多摩	受託地域	回　数	3,656	459	437	4,552
		時　間	7,717	1,210	854	9,781
		人　員	69,209	17,858	7,265	94,332
	受託外地域	回　数	6	1	0	7
		時　間	16	2	0	18
		人　員	323	27	0	350
島しょ地域（受託外）		回　数	130	27	13	170
		時　間	377	131	31	539
		人　員	3,215	322	297	3,834

第 2-24 表	東京都消防訓練所が行っている集合教育訓練（平成 28 年度中）

区分＼種別	専科教育		特別教育	幹部教育			合計
	警防科	機関科		上級幹部科	指揮幹部科	初級幹部科	
回数	1	1	3	1	1	1	8
団数	34	36	68	36	36	34	244
人員	49	53	153	105	51	50	461

トピックス　2

消防団員募集活動

消防団員の定員を確保するため、年間を通して消防団員募集活動を推進し、特に１月から３月までは定年等による退職者を補うため、重点推進期間として様々な募集広報活動を展開しています。また、１月は１月 15 日の「Tokyo 消防団の日」を中心に地域特性を活かした募集広報を、４月は新入社員や新入学生を対象とし募集広報を行うなど、消防団員募集強化月間と位置づけ取り組んでいます。

電車中吊り広告による募集広報

駅前大型ビジョンによる募集広報

車体広告による募集広報

庁有車両による募集広報

第3節　震災に備えて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における地震観測史上最大のマグニチュード 9.0 が観測されました。この海溝型地震が発生させた津波により、東北地方や関東北部の太平洋沿岸は壊滅状態となり、2 万 8 千人を超える死傷者及び行方不明者を発生させるなど未曽有の被害をもたらしました。

首都圏においても、地震発生当日は電車が終日運転を見合わせ勤務先などから家に帰れない「帰宅困難者」が多数発生するとともに、臨海部などでは「液状化」により建物や道路に被害が発生し、消防水利の使用不能、消防車両の通行障害等、消防活動上の困難も発生しました。

この震災は、「東日本大震災」と命名され、我々に地震、津波災害の恐ろしさと震災対策の重要性を改めて認識させることとなりました。

また、平成28年4月には、熊本県熊本地方を震源とした最大震度7の平成28年（2016年）熊本地震が発生し、死者（関連死含む。）が200人を超えるなど大きな被害をもたらしました。

東京消防庁では、被災地における応援活動や現地被害調査を通じて、多くの課題や教訓が得られたことから、今後の首都直下地震等への対策を見直すため、震災等対策会議において今後当庁が推進すべき震災対策の検討を行い、平成 23 年 12 月、震災等対策会議等における審議結果及び東京都が策定した東京都防災対応指針を踏まえ、当庁の震災対策の根幹をなす「東京消防庁震災対策基本方針」の改定を行いました。現在、本方針に基づいて具体的な施策を展開しています。

また、火災予防審議会の答申における提言事項や、市街地状況調査、地域別出火危険度測定・延焼危険度測定など各種調査研究の結果は、消防力の充実強化、都民による自助・共助体制の向上など、総合的に震災対策を推進する上での基礎となります。

写真 64　東日本大震災での活動

3－1　震災対策

東京消防庁では、総合的かつ一体的な震災対策の推進を図るため、東京消防庁震災対策基本方針に基づき、各種施策を推進しています。

【東京消防庁震災対策基本方針】

首都直下地震等の大地震による複合災害から都民の生命、身体及び財産を守るため、都民一人ひとりの自助対策の推進及び地域特性に応じた共助体制の強化を図るととも

に、公助として機動力のある総合的な消防活動体制を整備し、東京都各局、区市町村及び関係機関と連携した多面的な施策の展開により、高度防災都市の実現を目指します。

このため、これら「自助」「共助」「公助」の理念を踏まえた「人命安全対策の推進」、「出火防止対策の推進」、「初期消火対策の推進」、「地域防災体制の強化」、「要配慮者の支援体制の強化」、「複合災害への対応力の強化」、「総合的な消防活動力の充実強化」、「災害情報の収集伝達体制の確立」、「関係機関との連携強化」及び「拠点機能の確保」の 10 の基本的対策に基づき、震災対策を推進します。

１　人命安全対策の推進

同時多発が危惧される人的被害を防止及び軽減するため、長周期地震動等に対する家具類の転倒・落下・移動の防止対策、身体の安全確保、適切な避難行動、応急救護等に関する知識技術の普及を図るとともに、事業所の帰宅困難者対策を推進します。

○　家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

○　長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策の推進

○　身体の安全確保行動の普及

○　応急救護に関する知識技術の普及

○　適切な避難行動の啓発

○　事業所の帰宅困難者対策の推進

２　出火防止対策の推進

同時多発が危惧される火災の発生を防止するため、電力・ガスの供給再開時を含め、出火要因となる火気使用設備・器具、電気器具、化学薬品及び危険物施設の安全対策を推進するとともに、出火防止行動の普及を図ります。

○　火気使用設備・器具、電気器具、化学薬品等の安全対策の推進

○　危険物施設の安全対策の推進

○　出火防止行動の普及

３　初期消火対策の推進

同時多発が危惧される火災を早期に消火して延焼拡大を防ぐために、消火器、住宅用火災警報器等の普及を図り、消防用設備等の適正な維持管理を推進するとともに、初期消火行動力の向上を図ります。

○　消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器等の普及

○　消防用設備等の適正な維持管理の推進

○　初期消火行動力の向上

４　地域防災体制の強化

地域特性に応じた防災体制の強化を図るため、消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティアと連携して、町会・自治会等の防災指導や防災まちづくり、地域連携体制づくり等を推進するとともに、木造住宅密集地域等における水利を活用した消火活動体制の整備を推進します。

○　地域の危険性の把握及び共有化の推進

○　町会・自治会、女性防火組織、消防少年団等の指導の推進
○　地域の消火活動力、救助活動力及び応急救護力の向上
○　まちづくり協議会への参画
○　町会・自治会、学校、事業所等の連携体制づくりの推進
○　木造住宅密集地域等における水利を活用した消火活動体制の整備推進

5　要配慮者の支援体制の強化

人的被害の集中が危惧される要配慮者の被害を軽減するため、要配慮者情報の把握及び共有化、町会・自治会及び社会福祉施設の協力体制づくり等を推進します。

○　要配慮者情報の把握及び共有化の推進
○　町会・自治会、社会福祉施設等の協力体制づくりの推進
○　要配慮者の避難支援資器材等の普及

6　複合災害への対応力の強化

地震、津波等による複合災害、NBC 災害及び孤立地域に対する迅速かつ的確な消防活動を実施するため、地域性･専門性を持った消防救助機動部隊の整備及び空からの部隊投入を考慮した航空消防活動体制の整備を推進します。

○　地域性・専門性を持った消防救助機動部隊の整備
○　空からの部隊投入を考慮した航空消防活動体制の整備
○　緊急離着陸場等の確保

7　総合的な消防活動力の充実強化

同時多発が危惧される火災及び救助救急事象に対応するため、消防隊及び救急隊の活動用装備資器材の拡充並びに消防水利の整備及び確保を推進するとともに、長期活動体制や緊急消防援助隊の受援体制の整備及び消防団の災害対応力の充実強化を推進します。

○　消防隊及び救急隊の活動用装備資器材の拡充
○　多角的な消防水利の整備及び確保並びに経年防火水槽の再生
○　消防団の災害活動用資器材の整備及び消防団員の確保策の推進
○　災害時支援ボランティア制度の充実
○　長期活動体制の整備
○　緊急消防援助隊の受援体制の整備

8　災害情報の収集伝達体制の確立

通信の途絶、輻そう等による情報の空白及び混乱を解消し、迅速かつ的確な消防活動を実施するため、地震被害判読システムや画像情報を活用した災害情報の収集体制を充実強化するとともに、多面的な通信ネットワーク及び都民に対する情報伝達体制の整備を推進します。

○　緊急地震速報の活用
○　ヘリコプターテレビ伝送システム、高所カメラ等の画像情報を活用した災害情報収集体制の充実強化
○　地震被害判読システム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムの整備
○　衛星無線等の多面的な通信ネット

ワークの整備

○　都民に対する情報伝達体制の整備

9　関係機関との連携強化

高度防災都市を実現するため、木造住宅密集地域等における水利確保、要配慮者情報の共有化、地域に根差した防災教育訓練の推進、医療との連携活動、傷病者搬送体制の強化、迅速なり災証明の発行等、関係機関との連携に基づく多面的な施策を展開します。

○　建設局、水道局、区市町村等と連携した木造住宅密集地域等における消防水利確保

○　福祉保健局、区市町村等と連携した要配慮者情報の共有化の推進

○　総務局、教育庁、区市町村等と連携した防災教育訓練の推進

○　福祉保健局、東京DMAT及び患者等搬送事業者との連携活動及び傷病者搬送体制の強化

○　総務局、区市町村等と連携した、り災証明発行体制の強化

10　拠点機能の確保

地震、津波等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団施設等の耐震化及び機能強化を推進します。

○　消防庁舎、消防団施設等の耐震化及び機能強化並びに消防訓練場の整備

○　指令管制システムを含む警防本部等の機能強化

3－2　地震に関する研究

地震火災による被害を軽減するためには、地震時における地域ごとの出火や延焼に関する危険要因などを解明して、その実情に即した対策を講じる必要があります。このため、次に示す調査研究等の実施と結果の公表及び提供を行っています。

1　出火する危険の高い地域

当庁では、大規模な地震が発生した場合を想定して、火気器具、電気関係、化学薬品、工業炉、危険物施設等の出火要因の分布状況や地盤データなどをもとに、地域ごとの出火危険を予測する地域別出火危険度測定を行っています。この調査は、おおむね5年ごとに実施しており、最近では平成29年4月に公表しました。

本調査結果から区部では、地盤の影響により揺れが大きく、大規模なオフィス街や繁華街を有する中央区や台東区、木造住宅が密集する墨田区、荒川区などで出火危険が高くなっています。

多摩地区では、区部に比べ全体的に出火危険が低くなっていますが、住宅が集まっている武蔵野市や府中市などでは出火危険度が周辺に比べて高く、また、周辺の台地に比べて揺れに弱い地盤のある八王子市などでも、出火危険度が高い地域が部分的に存在しています。

2　火災が拡大する危険の高い地域

当庁では、地震時に発生する火災について、建築物や空地、道路等の市街地状

況をもとに、地域ごとに延焼拡大危険を予測する地域別延焼危険度測定を行っています。この調査は、おおむね5年ごとに実施しており、最近では平成28年3月に公表しました。

測定結果から、区部では都心部を中心としたドーナツ状に危険度の高い地域が分布しています。特に、環状7号線沿いの北区、中野区、杉並区及び品川区にかけての地域や荒川沿いの地域では、木造住宅が密集していることから危険度が高くなっています。

多摩地区では、東部の市街地に危険度の高い地域が分布しているほか、JR中央線や主要道路に沿った地域で危険度が高くなっています。

この測定に併せて、「地域の延焼危険度」「消防水利の有効性」「消防隊等の到達性」の3要素を加味した「震災時の消火活動困難度」の測定を行っています。

3　地震災害に関する調査

当庁では、平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震、平成26年の長野県北部を震源とする地震、平成28年の熊本地震など大きな被害をもたらした地震の現地調査を実施し、調査結果を震災対策の推進に役立てています。

3－3　消防水利

東京消防庁では、消防水利を適正に配置するため、平常時の火災に対しては、国が定めている「消防水利の基準」に基づき、水道事業者と連携を図りながら消火栓を主体に整備を進めています。

震災時については、消火栓が使えなくなることを考慮して、「同時多発火災」及び「大規模市街地火災」への対応の考え方に基づき、防火水槽等の整備や河川・海などの自然水利の確保を進めています。

「同時多発火災」への対応としては、管内を一辺250ｍの正方形の区域（以下「メッシュ」という。）に区分し、震災対策上重要なメッシュや火災が延焼拡大する危険性が高いメッシュには100㎥以上の水量を、その他のメッシュには40㎥以上の水量を確保することとしています。

「大規模市街地火災」への対応としては、管内を一辺750ｍの正方形の区域に区分し、区域内で想定される大規模市街地火災を消火するために必要な水量を確保することとしています。

消防水利の整備については、当庁が独自に防火水槽を設置するだけではなく、防災まちづくり等の都市基盤整備事業に併せた水利整備も行っており、消防水利開発補助金交付制度を導入し、民間建物の建築に併せた地中ばり水槽（建物の基礎ばりを利用した水槽）の設置等を促進するとともに、東京都水道局が管理している貯水池等の各種水源についても消防水利としての活用を図っています。

さらに、河川を堰止める資材（貯水シート）や生活用水等にも転用可能な震災時多機能型深層無限水利（深井戸）を整備するほか、海や河川などの豊富な水量を有する水源を活用できるように計画するとともに、

地域住民の方々が活用しやすい水利とするため、木造住宅密集地域内の公園内に設置されている防火水槽の鉄蓋を、軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう小蓋を併設した「親子蓋」に順次交換しています。

また、当庁が管理する戦時中に設置された経年防火水槽のうち、緊急輸送道路下に設置されているものについては、埋め戻し措置を施し道路機能を確保し、一般道路下に設置されているものについては、防火水槽内部に補強及び防水措置を施すことで今後も活用できるよう再生しています。

なお、当庁が消防事務を受託している多摩地域については、消防水利施設の設置等に関する事務を各市町村が行うこととなっており、消防機関として円滑な消防活動を行うため各市町村と連携を図りながら、効果的な消防水利の整備促進に努めています。

写真 65　震災時多機能型深層無限水利(深井戸)

写真 66　親子蓋

第 3-1 表　消防水利の現況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		特別区	受託地区	区分	特別区	受託地区
消火栓		88,850	45,634	受水槽	1,775	699
防火水槽等	40㎥以上	21,678	11,955	プール	1,525	911
	40㎥未満	678	394	河川・溝	1,834	723
	計	22,356	12,349	海	438	―
貯水池	40㎥以上	74	142	池・濠	200	156
	40㎥未満	12	34	その他	13	0
	計	86	176	合計	117,077	60,648

第4節　火災を未然に防ぐために

近年の東京における防火対象物は、大規模・高層化、深層化が進む一方、国際化、ＩＴ化を背景に管理・営業形態の複雑・多様化が進展し、また、防火・避難対策に消防用設備等に係る新技術や性能規定等を適用したものが増えるなど、予防行政を取り巻く状況は日々大きく変化しています。

こうした動向に的確に対応するため、防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を講じるとともに、業務体制を再構築し、組織の機動力を最大限に活用した予防行政を展開することにより、事業所における防火安全対策を積極的に推進しています。

さらに、平成27年度から行われた火災予防審議会人命安全対策部会において、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会における競技会場の防火・避難対策について審議され答申がまとめられました。

関連施設については、答申を踏まえた対策を推進し、来場者が安心して利用できる防火・避難体制を構築していきます。

写真 67　東京の街並み

今後も、社会事情や法令改正の動向を的確に捉え、積極的に防火安全対策の推進に努めてまいります。

4－1　防火対象物の防火指導

1　建物の消防同意等

建築物の火災を予防し、一旦発生した火災から人命や財産を守るためには、建築物の設計計画段階において消防の意見を反映させることが重要となります。

このため、「消防法」及び「建築基準法」では、建築主事又は指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域内に建築される一部の住宅を除き、あらかじめ消防長又は消防署長の同意を得なければならないことになっています。

この消防同意制度を通じ、消防機関が消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、防火の専門家という立場から建築物の安全に関し具体的な指導を行っています。

第 4-1 表	同意事務の現況（平成 28 年中）

用　途　別	処理件数	用　途　別	処理件数
劇場、映画館、演芸場、観覧場	51	停車場、発着場	148
公会堂、集会場	9	神社、寺院、教会	131
キャバレー・カフェ・ナイトクラブ	—	工場、作業場	224
遊技場、ダンスホール	19	映画スタジオ、テレビスタジオ	4
性風俗営業店	—	車庫、駐車場	372
カラオケボックス、ネットカフェ等	2	格納庫	1
待合、料理店	1	倉庫	680
飲食店	267	事務所、銀行、その他の事業所	2,965
百貨店、マーケット	564	複合用途防火対象物（雑居ビル）	2,732
旅館、ホテル、宿泊所	165	地下街	—
寄宿舎、下宿、共同住宅	8,490	準地下街	—
病院、診療所	147	文化財建造物	—
社会福祉施設	630	アーケード	3
幼稚園、特別支援学校	61	専用住宅	28,748
小・中学校、高等学校、大学	679	長屋	3,827
図書館、博物館、美術館	28	その他（非該当）	914
蒸気浴場、熱気浴場、公衆浴場	2	合計	51,864

2　防火対象物の使用・変更等に係る届出等

火災予防条例では、防火対象物の使用変更等に際し、次の届出を義務付けています。

○　防火対象物の建築、修繕、用途変更等に係る工事等を行おうとする者は、当該工事等に着手する7日前までにその内容を消防署長に届け出なければなりません。

○　防火対象物又はその部分を使用しようとする者は、使用を開始する7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

○　防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者は、使用を開始する日の7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

○　厨房設備、温風暖房機、変電設備、燃料電池発電設備などの火気使用設備等で一定規模以上のものを設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

また、防火対象物の防火安全性を一層向上させるため、消防設備業、建築設計業等に従事する者のうち次の業務に従事する者は、防火安全技術講習の受講に努めなければならないとされています。

○　防火対象物の避難の管理に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

○　火気使用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

○　消防用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

3　中間検査及び使用検査の適正な執行

火災予防条例に基づき、防火対象物が防火に関する規定に適合しているかについて中間検査及び使用検査を実施して厳格に確認しています。

4－2　消防用設備等・特殊消防用設備等に係る届出等

1　消防用設備等・特殊消防用設備等の設置

防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）は、消防用設備等（消防法施行令で定める消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）について、これらが火災等の災害時に必要とされる性能を有するように、消防法又は火災予防条例で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければならないとされています。

また、防火対象物の関係者は、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等について、消防用設備等に代えて設置することができるとされています。

2　消防用設備等・特殊消防用設備等の工事に係る届出

消防法又は火災予防条例では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事に際し、次の届出を義務付けています。

○　消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事を行う場合は、当該設備に係る工事に着手する10日前までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。

○　消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事が完了した場合は、当該設備に係る工事が完了した日から4日以内に、その旨を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

3　消防用設備等・特殊消防用設備等の維持管理

消防用設備等又は特殊消防用設備等は、設置した後も適切に維持管理されていなければならないことから、消防法では、防火対象物の関係者に定期的な点検の実施と、点検結果の消防署長への報告を義務付けています。

⑴　点検の実施時期

○　機器点検・・・6ヶ月に1回

○　総合点検・・・1年に1回

⑵　報告の実施時期

○　特定防火対象物（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物）・・・1年ごと

○　非特定防火対象物（工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場など）・・・3年ごと

4　消防設備士等への指導

消防法で定められている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、法令に規定されている工事又は整備を行う場合は、消防設備士の資格が必要となります。

東京消防庁では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検等の業務に従事する消防設備士等に対し、新しい知識・技術に関する指導や、法令改正の動向などについて情報提供を行っています。

4－3　職場の防火・防災管理

1　防火管理制度

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で収容人員が一定規模以上のものの管理について権原を有する者（管理権原者）は、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施その他防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-1 図　防火管理制度のしくみ

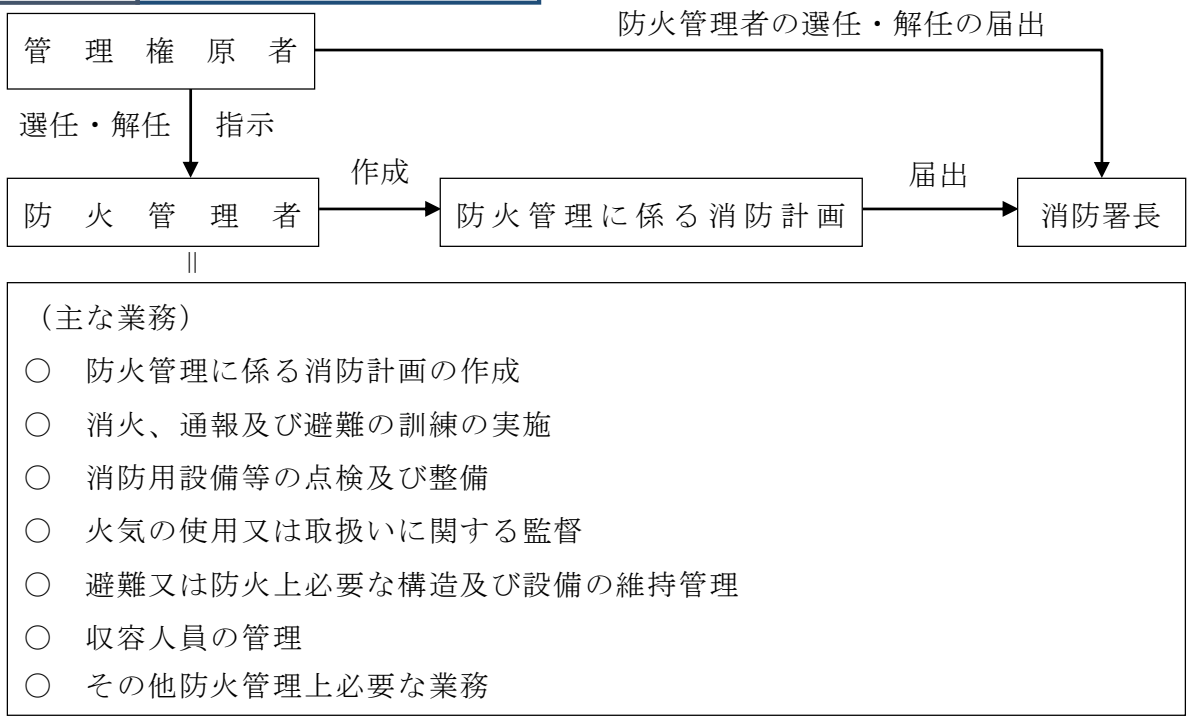

2　統括防火管理制度

高層建築物、一定規模以上の防火対象物等でその管理について権原が分かれているもの又は地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理権原者は、協議して統括防火管理者を選任し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-2 図　統括防火管理制度のしくみ

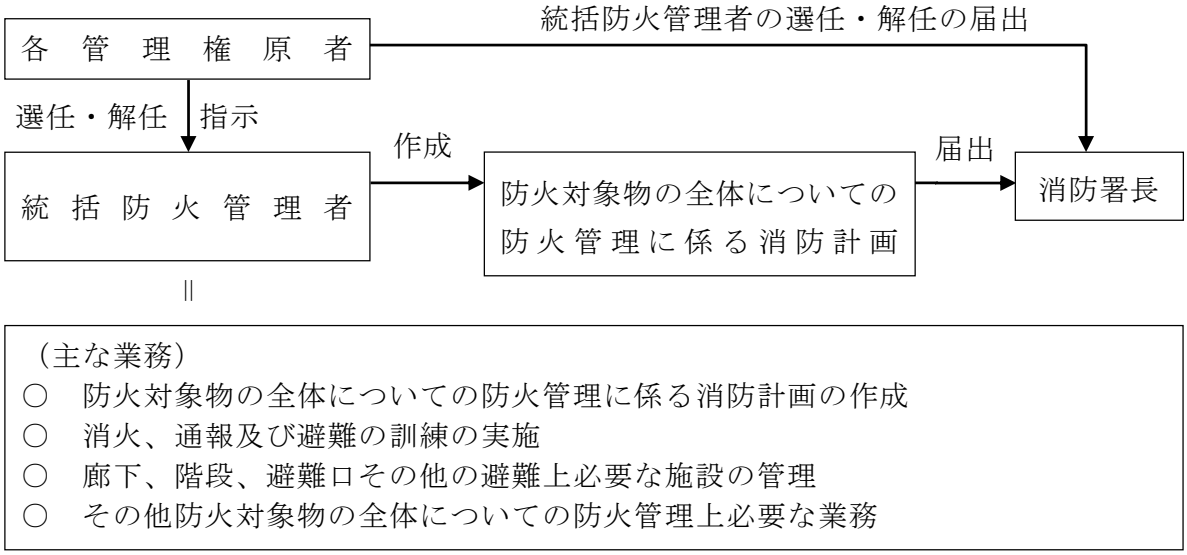

3　防火管理技能者制度

防災センターが該当するような大規模な防火対象物の管理権原者は、火災予防条例に基づき防火管理技能者を選任し、防火管理業務計画を作成させ、防火管理者及び統括防火管理者が行う防火管理業務の補助を行わせることを義務付けられています。

第 4-3 図　防火管理者技能制度のしくみ

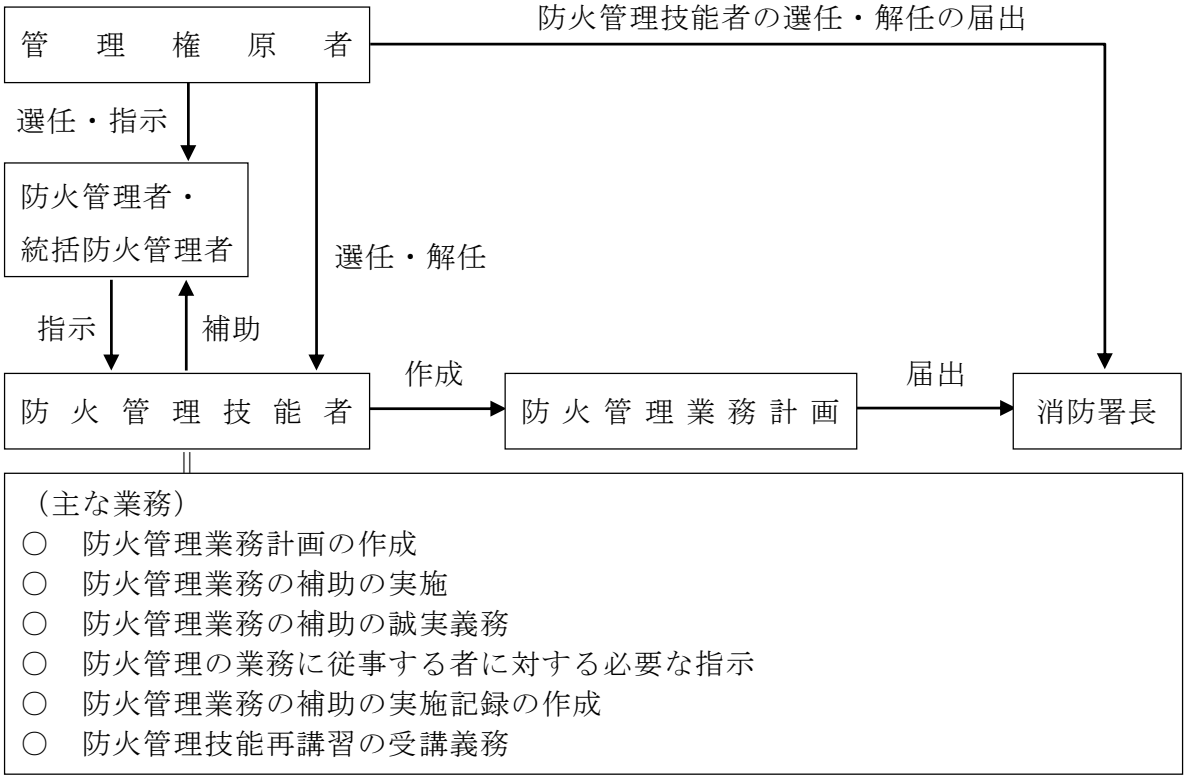

4　防災管理制度

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されていることから、地震等の災害による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等の管理権原者は、防災管理講習修了者等一定の資格を有する者の中から防災管理者を選任し、防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練を年１回以上実施するなど、防災管理上必要な業務を実施させることが必要となります。

第 4-4 図　防災管理制度のしくみ

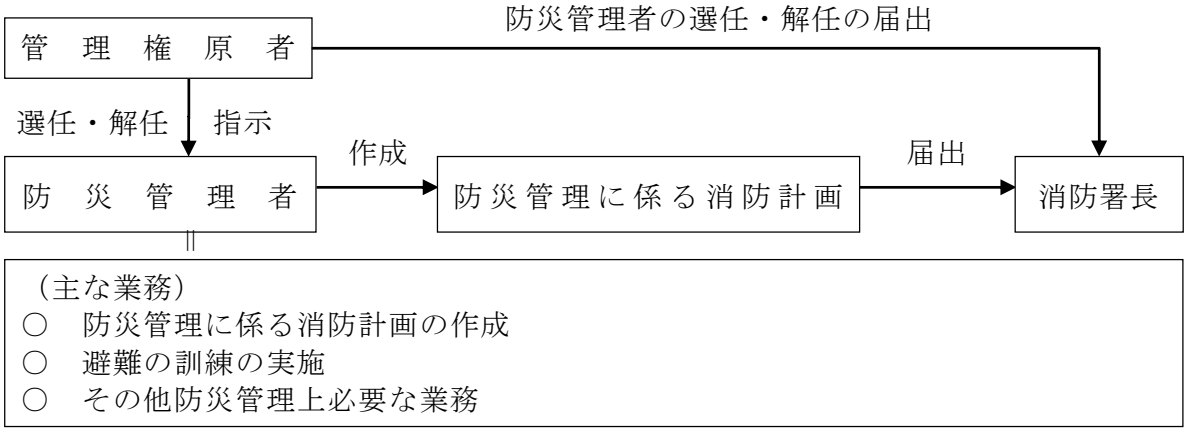

5　統括防災管理制度

大規模・高層で防災管理を要する建築物等で、その管理について権原が分かれているものの管理権原者は、協議して統括防災管理者を選任し、建築物等の全体についての防災管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施、その他建築物等の全体についての防災管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-5 図　統括防災管理制度のしくみ

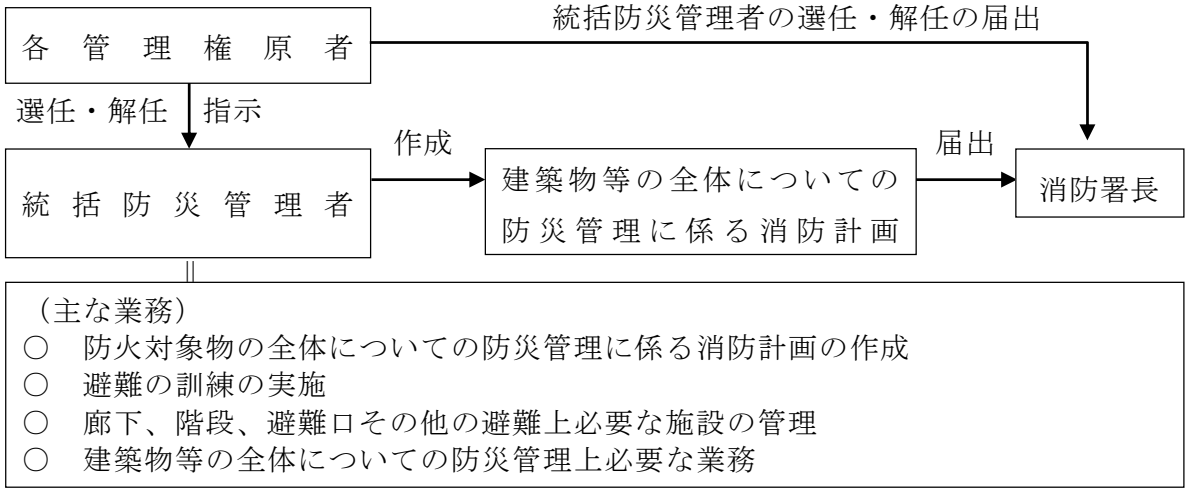

6　自衛消防活動及び自衛消防訓練

防火対象物及びその存する敷地等で発生した火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、事業所では自衛消防の組織及び各種の災害等に対応した自衛消防対策を事前に消防計画に定めておくことが必要です。

防火管理者はこの消防計画に基づいて、災害時に自衛消防の組織が有効に機能するよう従業員を教育し、自衛消防のための訓練を定期的に実施することが必要となります。

特に百貨店、病院、ホテル、劇場及び地下駅舎など不特定多数の人が出入りする事業所では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。

また、防災管理が義務付けられる建築物等の事業所については、避難訓練を年1回以上実施することが義務付けられています。

自衛消防訓練は、災害等が発生した場合の消防機関への通報、消防隊が現場へ到着するまでの間の初期消火、人命の救助及び避難誘導などの初動措置が円滑に実施できるようにするため大変重要なものです。

自衛消防訓練には、次のものがあります。

○　総合訓練

火災、地震その他の災害の発生又は発見から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、消火、通報、避難の要素を取り入れて総合的に実施する訓練です。

○　部分訓練

消火訓練、通報訓練、避難訓練などを個別に行う訓練です。

第 4-2 表　自衛消防訓練の実施状況（平成 28 年中）

合計（延回数）	総合訓練	部分訓練			その他	延べ訓練参加人員	延べ指導出向人員
		通報	消火	避難			
135,287 回	90,499 回	2,426 回	9,897 回	20,690 回	11,775 回	7,965,000 人	56,412 人

7　自衛消防組織の設置

一定規模以上の防火対象物の管理権原者に火災、地震等の災害時における消火活動、消防機関への通報、避難誘導等の業務を行う自衛消防組織の設置が消防法で義務付けられています。

この自衛消防組織は、組織を統括する統括管理者と自衛消防業務を行う自衛消防要員で構成します。

また、統括管理者及び統括管理者の直近下位の内部組織を統括する一定の業務の班長(告示班長)は、自衛消防業務講習修了者等の資格者とする必要があります。

8　自衛消防活動中核要員の配置

大規模な事業所及び大量の危険物を貯蔵している事業所等については火災予防条例により、その規模に応じて定められた配置基準に従って自衛消防技術認定証を有する自衛消防活動中核要員を配置し、活動に必要な装備を配備することが義務付けられています。

写真 68　訓練の様子

第 4-3 表　条例第 55 条の 5 の規定による自衛消防活動中核要員配置義務防火対象物の現況(平成 28 年 12 月 31 日現在)

用途区分	防火対象物数	用途区分	防火対象物数
劇場・映画館等	48	車庫・駐車場	39
キャバレー・遊技場等	24	事務所等	373
待合・飲食店等	21	複合用途防火対象物	1,383
百貨店・マーケット等	210	地下街	8
旅館・ホテル等	187	高層建築物	193
病院・診療所等	161	危険物施設及び指定可燃物貯蔵取扱所	156
工場等	345	合計	3,148

9　防災センターを中心とした自衛消防体制

防災センターを有する大規模な防火対象物では、防災センターを活用して、速やかな情報収集と対応を行い、火災の未然防止や災害発生から消火活動等の一連の自衛消防活動を効率的に実施する必要があります。

一定規模以上の防火対象物では、消防用設備等又は特殊消防用設備等を防災セ

ンターで集中して管理することが義務付けられており、防災センターにおいて、これら設備の監視・操作を常時行えるように防災センター要員講習修了証の交付を受け、かつ、自衛消防技術認定証を有する者を置かなければなりません。

また、火災予防条例では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する届出を建物所有者等に義務付けています。この届出には、一定時間内に自衛消防活動が実施できるか否かをシミュレーションにより予想し、この結果を基に具体的な自衛消防体制を構築し、維持していく方法を定めた「防災センター管理計画」を添付します。

建物所有者等の管理権原者は、防火管理者に指示して、これらの内容を消防計画に反映させ、防災センターを中心とした自衛消防体制を確立しなければなりません。

10　防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、管理権原者、防火管理者等が行っている防火管理上必要な業務等を防火対象物点検資格者が点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

防火管理義務対象物のうち、特定防火対象物で一定規模以上又は一定の構造を有するものの管理権原者は、1年に1回、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防署長に報告しなければなりません。

第 4-6 図　防火対象物点検報告のしくみ

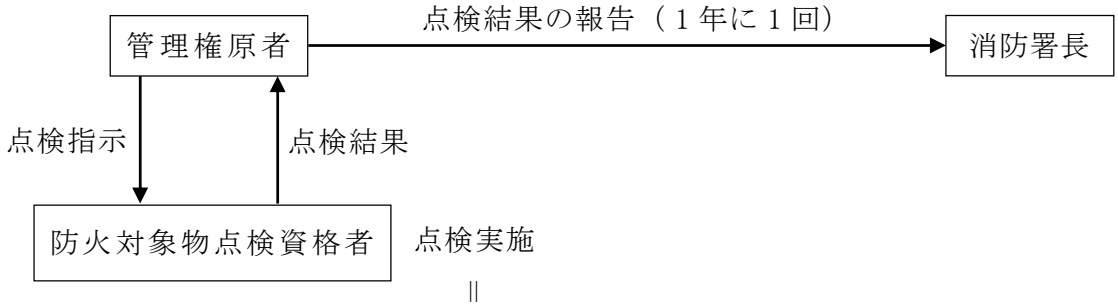

（主な点検項目）
- ○　防火管理者の選任の届出がされているか。
- ○　消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- ○　避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- ○　防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- ○　カーテン等の防炎対象物品に防炎性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ○　消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

■　管理権原者の申請により「一定期間継続して消防法令を遵守している」と消防署長が認定した場合は、3年間点検と報告が免除される特例認定を受けることができます。

11　防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、防火対象物点検報告制度と同様、管理権原者が 1 年に 1 回、防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告する制度です。

管理権原者の申請により「一定期間継続して消防法令を遵守している」と消防署長が認定した場合は、3 年間点検と報告が免除される特例認定を受けることができます。

（主な点検項目）

○　防災管理者の選任の届出がされているか。

○　自衛消防組織の設置の届出がされているか。

○　防災管理に係る消防計画に定められた事項が適切に行われているか。

○　管理について権原が分かれている建築物については、消防庁長官の定める事項が適切に行われているか。

防火対象物点検報告の義務がなく、防災管理点検報告の義務がある防火対象物の管理権原者は、防火対象物全体が防災管理点検を実施し適合している場合は、防災基準点検済証を、防火対象物全体が特例認定を受けている場合は、防災優良認定証を表示することができます。

防火対象物点検報告と防災管理点検報告の双方が義務である防火対象物の管理権原者は、防火対象物全体が双方の点検を実施し適合している場合は、防火・防災基準点検済証を、防火対象物全体が双方の特例認定を受けている場合は、防火・防災優良認定証を表示することができます。

第 4-7 図　防災管理点検に係る表示

12　自動通報制度

東京消防庁では、火災予防条例第 61 条の 2 に基づき、火災や救急などの緊急時に自動的に 119 番通報できる自動通報制度を実施しています。

この制度を取り入れることによって、社会福祉施設、ホテル等や休日・夜間に無人となる建物で自動火災報知設備が作動したとき、また、高齢者等が急病により通報ボタンを押したときに、速く、確実に 119 番へ自動的に通報することができ、防火安全対策や人命安全対策をより一層充実させることができます。

⑴　有人直接通報

社会福祉施設をはじめ、旅館、ホテル、文化財、博物館、高齢者集合住宅などに設置してある自動火災報知設備が作動したときに火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが 119 番通報されるものです。

⑵　無人直接通報

休日・夜間等に無人となる建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが 119 番通報されるとともに、建物関係者が駆けつけるものです。

⑶　即時通報

休日・夜間等に無人となる建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、その信号を契約している登録事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。

⑷　緊急即時通報

本人や家族が急病等のため、ペンダントを押すと、その信号を契約している登録事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。

このほかにも、緊急通報システム、火災安全システムがあります。

4−4　資格試験と講習

1　消防設備士

⑴　消防設備士試験と免状の交付

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験の種類は甲種（6 種類）、乙種（7 種類）に区分されており、合格するとその区分の消防設備士免状が交付されます。行政事務の効率的執行を図るため、一般財団法人消防試験研究センターに昭和 60 年 4 月 1 日から試験事務を委任し、昭和 63 年 4 月 1 日から試験合格者に対する免状の交付事務を、平成元年 4 月 1 日から書換・再交付にかかわる免状作成事務を、平成 22 年 8 月 1 日から書換・再交付にかかわる免状の交付事務を委託しています。

第 4-4 表　消防設備士試験の状況

種別／年度別	甲種			乙種			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
27	9,968 人	3,230 人	32.4%	8,860 人	3,688 人	41.6%	18,828 人	6,918 人	36.7%
28	10,415 人	3,680 人	35.3%	8,728 人	3,744 人	42.9%	19,143 人	7,424 人	38.7%

（注）免状交付総数は、平成 29 年 3 月末現在 238,277 件である。

（参考：平成 28 年 3 月末現在 231,311 件である。）

⑵　消防設備士講習

消防設備士免状の交付を受けている人が、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習として受講するものです。

講習は免状の種類により指定区分ごとに行われます。平成９年４月１日から指定区分の第一種及び第二種が「消火設備」に、第三種が「警報設備」に、第四種及び第五種が「避難設備・消火器」にそれぞれ移行しました。

また、平成 18 年度から甲種特類の消防設備士免状の交付を受けている人を対象とした「特殊消防用設備等」を実施しています。

なお、この講習については、昭和 61 年４月１日から公益財団法人東京防災救急協会に委託していますが、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

第 4-5 表　消防設備士講習の受講状況

種別／年度別	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難設備消火器	合計
27	172 人	2,208 人	3,878 人	2,588 人	8,846 人
28	195 人	2,448 人	4,142人	2,864人	9,649人

（注）受講者総数は、平成29年3月末現在284,905人である。

（参考：平成 28 年３月末現在 275,256 人である。）

２　防火・防災管理及び自衛消防

⑴　防火管理講習及び防災管理講習

消防法第８条第１項では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために防火管理に関する責任を課しており、その推進役として一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが規定されています。

東京消防庁では、消防法施行令第３条第１項及び消防法施行規則第２条の３に規定する防火管理講習を実施し、防火管理者の養成に努めています。

また、平成 21 年６月１日から防災管理制度が施行され、消防法第 36 条第１項で一定規模以上の建築物その他の工作物の管理権原者に対し、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を選任し、防災管理上必要な業務を行わせることが規定されています。

そのため、消防法施行令第 47 条第１項及び消防法施行規則第 51 条の７第１項に規定する防災管理講習を平成 21 年４月から実施し、防災管理者の養成も行っています。

なお、これらの講習については、平成４年４月から公益財団法人東京防災救急協会に委託していますが、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

写真 69　防火･防災管理講習の様子

第 4-6 表　防火･防災管理講習の受講状況

年度別	区　　分	講習修了者		合　　計	
27	防火・防災管理新規講習	207 回	34,708 名	326 回	45,834 名
	防災管理新規講習	16 回	1,717 名		
	乙種防火管理講習	60 回	3,635 名		
	防火・防災管理再講習	31 回	4,100 名		
	甲種防火管理再講習	12 回	1,674 名		
28	防火・防災管理新規講習	204 回	33,639 名	309 回	42,691 名
	防災管理新規講習	14 回	1,404 名		
	乙種防火管理講習	50 回	3,287 名		
	防火・防災管理再講習	28 回	2,954 名		
	甲種防火管理再講習	13 回	1,407 名		

⑵　自衛消防技術試験と自衛消防技術認定証の交付

自衛消防技術試験は、自衛消防業務に関して必要とする知識及び技術について行うもので、合格者には自衛消防技術認定証が交付されます。

なお、火災予防条例第 55 条の５の規定による自衛消防活動中核要員は、より高度な知識及び技術を確保していく必要があることから、自衛消防技術認定証の交付を受けていることを資格要件としています。

また、同条例第 55 条の２の２第１項の規定による防災センターには、監視、操作等の業務に従事し、災害発生時に自衛消防活動を行う者として当該自衛消防技術認定証を有している者を置くことを義務付けています。さらに、同条例第 50 条の３の規定による地下駅舎には、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、地

下駅舎の自衛消防組織の長又はこれに準ずる者を定めることを義務付けています。

第 4-7 表	自衛消防技術試験の状況

種別 / 年度別	受　験　者	合　格　者	合　格　率
27	8,425 人	5,756 人	68.3%
28	9,975 人	7,076 人	70.9%

(注) 自衛消防技術試験の自衛消防技術認定証交付数は、平成 29 年 3 月末現在 118,524 件である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 111,448 件である。）

⑶　防災センター要員講習

「防災センター要員講習」には、「防災センター技術講習」と「防災センター実務講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に防災センター実務講習を受講することが必要です。

また、「火災予防条例」で定める防災センターには、「自衛消防技術認定証」を有し、かつ、「防災センター要員講習」を修了した人を置かなければなりません。

なお、講習の実施については、平成8年度から一般社団法人東京防災設備保守協会を指定しています。

⑷　自衛消防業務講習

自衛消防業務講習には、「自衛消防業務新規講習」及び「自衛消防業務再講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講する必要があります。これ以外に、平成21年6月1日までに旧消防法施行規則第3条第10項に基づく防災センター要員講習を修了した人が、消防庁長官が定める「追加講習」を修了した場合については、修了した日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講する必要があります。

なお、東京では自衛消防業務講習を防災センター要員講習と併せて実施しています。

第 4-8 表	防災センター要員講習及び自衛消防業務講習の受講状況

種別 / 年度別	「防災センター要員講習」技術講習 自衛消防業務新規講習	「防災センター要員講習」実務講習 自衛消防業務（追加・再）講習	合　計
27	6,518 人	7,627 人	14,145 人
28	6,514 人	6,246 人	12,760人

3　危険物取扱者

⑴　危険物取扱者試験と免状の交付

危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、試験の種類は甲種、乙種（6種類）、丙種に区分されており、合格するとその区分の危険物取扱者免状が交付されます。

消防設備士試験と同様の趣旨により、一般財団法人消防試験研究センターに昭和60年4月1日から試験事務を委任し、昭和63年4月1日から試験合格者に対する免状の交付事務を、平成元年4月1日から書換・再交付にかかわる免状作成事務を、平成22年8月1日から書換・再交付にかかわる免状の交付事務を委託しています。

第 4-9 表　危険物取扱者試験の状況

種別／年度別	甲種			乙種			丙種			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
27	2,062人	800人	38.8%	27,879人	13,202人	47.4%	816人	418人	51.2%	30,757人	14,420人	46.9%
28	2,340人	840人	35.9%	28,086人	12,930人	46.0%	864人	444人	51.4%	31,290人	14,214人	45.4%

（注）免状交付総数は、平成 29 年 3 月末現在 847,245 件である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 832,159 件である。）

⑵　危険物取扱者保安講習

危険物取扱者で危険物施設において危険物の取扱作業に従事している人が受講するもので、危険物規制の趣旨、法令改正等の周知徹底及び危険物施設における保安管理の適正化を図るために行われています。

なお、この講習についても、昭和 61 年 4 月 1 日から公益財団法人東京防災救急協会に委託し、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

第 4-10 表　危険物取扱者保安講習の受講状況

種別／年度別	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分	全区分	合計
27	2,053 人	1,494 人	249 人	1,378 人	724 人	460 人	6,358 人
28	2,117 人	1,588 人	326 人	1,210 人	616 人	616 人	6,473 人

（注）受講者総数は、平成 29 年 3 月末現在 390,953 人である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 384,480 人である。）

4－5　火災予防査察

1　防火査察等の実施

火災の予防は、本来、都民一人ひとりが自らの責任において行うべきものであり、一般住宅はもとより事業所などにおいても自主的に実践しなければならないものです。

このため、消防法では不特定多数の人々が出入りする百貨店、劇場など、あるいは危険物貯蔵・取扱所及び大規模な工場などに対し、防火管理や危険物の保安管理などの自主管理に努めなければならないことを義務付けています。

一方、消防機関は、防火対象物の用途、規模、構造、設備、管理状況等の危険実態に応じて防火査察を実施し、指摘した法令違反が是正されない場合は、速やかに警告や命令などの違反処理を行い、災害発生防止及び人命安全対策を推進し、都民の安全と安心の向上に努めています。

さらに、伊豆七島など島しょ地区の危険物施設の防火査察も実施しています。

消防法では、消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域の危険物施設の防火査察は都道府県知事の権限とされており、島しょ地区については、東京都知事の権限が東京消防庁消防総監の専決とされています。

東京消防庁では、島しょ地区の防火査察については予防部査察課の分掌事務として指定しており、大島、八丈島をはじめ、硫黄島、南鳥島まで全13島、431（平成28年12月末現在）の危険物施設について防火査察を実施しています。

写真 70　防火査察の様子

2　安全・安心情報の発信

⑴　優良防火対象物認定表示制度

平成18年10月1日から運用開始した「優良防火対象物認定表示制度」は、管理権原者からの申請に基づき消防署長が審査・検査し、その結果、防火上優良な建物であると認定した場合は、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を建物等に表示できる制度です。建物を利用する方は、優良防火対象物認定証を確認することで、防火上優良な建物であるかどうか一目でわかります。

また、防火上優良な建物として公的機関の認定を受けることで、建物の管理権原者による防火安全性の向上に係る自主的・意欲的な取組の促進が期待できます。

平成28年10月には、制度開始から10年目を迎え、制度の更なる利便性の向上を図るため、階層単位での部分申請を可能とし、また、縦横比を固定した認定証サイズの自由化、説明文付きの新たな認定証の規格化及び認定証へ

認定を受けた部分の名称を記載可能とするなどの改正を行い、平成28年12月21日から施行されています。

写真 33	優良防火対象物認定証

⑵　違反対象物の公表制度

平成 23 年 4 月 1 日から運用開始した「違反対象物の公表制度」は、消防機関が防火査察を実施し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反や防火管理等の繰返し違反がある建物を把握した場合、火災予防条例に基づき、消防関係法令違反のある建物を公表する制度です。この制度は、都民自らが建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、都民に情報を提供することを目的に制定されました。

⑶　安全・安心情報の発信

優良防火対象物として認定されている建物、公表制度の対象となる消防関係法令違反のある建物及び消防法に基づき命令を受けている建物については、東京消防庁ホームページへの掲載や東京消防庁本部又は管轄消防署等での閲覧による情報提供を行っています。

3　指定場所での「喫煙」「裸火使用」「危険物品の持込み」の規制

劇場、百貨店など大勢の人で混雑する場所において火災が発生した場合は、多数の死傷者が発生する恐れがあることから、主に利用者が大勢出入りする場所を指定場所として「喫煙」「裸火使用」「危険物品の持込み」の各行為を規制し、人命安全対策の強化を図っています。

ただし、これらの行為は全面的に禁止してしまうと、文化・経済活動や社会生活に支障を来すことになるため、事前に申請を行い、消防総監が定める基準に適合していると消防署長が認めたときは、例外としてこれらの行為を行うことができるとされています。

指定場所は東京消防庁管内に平成 28 年 12 月末現在で、28,253 箇所あり、平成 28 年中に 6,369 件の申請がなされています。このうち約 8 割が劇場等とテレビスタジオ等における裸火などの使用についての解除を求めるものです。

なお、禁止される行為に応じて、次のような標識を建物入口など見やすい箇所に設置しなければなりません。

第 4-8 図　標識

第 4-11 表　違反処理の状況（平成 28 年中）

番号	処　理　基　準　項　目	警告件数	命令件数	特例認定取消件数
1	防火管理関係違反	100 件	5 件	6 件
2	消防用設備等の技術上の基準違反	101 件	9 件	—
3	消防用設備等の点検報告関係違反	51 件	—	—
4	防火設備・避難施設関係基準違反	27 件	118 件	—
5	火気使用設備・器具、電気設備関係基準違反	24 件	1 件	—
6	危険物施設等関係違反	1 件	3 件	—
7	その他の消防法令違反	11 件	—	—
合　　計		315 件	136 件	6 件

（注）特例認定取消件数は建物件数を表記しております。

第 4-12 表　安全・安心情報の発信状況（平成 28 年中）

	棟数
優良防火対象物の認定	904 件
違反対象物の公表（重大違反及び複数管理義務違反の繰返しのあるもの）	136 件

トピックス　3

外国人旅行者等に対する安全安心の提供

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人旅行者等が駅・空港、競技施設、旅館・ホテルなどを利用することが想定されることから、外国人旅行者等に安全・安心を提供するため、消防用設備・避難経路図に関するピクトグラム（案内用図記号）及び多言語による表記を推奨していきます。

消火器のピクトグラムの設置例

消火器を直接視認できる場合、「消火器」と表示した標識は省略可能

○　消火器のピクトグラムは、多数の人が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に設置します。

○　「消火器」と表示する場合は、努めて英語などの言語を併記します。

○　避難経路図は、日本語表記のほか、努めて英語及び主な外国人利用者が使用する言語を併記します。

ホテル・旅館又は宿泊所における多言語に対応した避難経路図の例

避難経路図　ESCAPE ROUTE

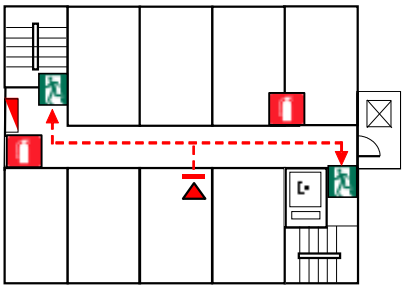

凡例

- 現在位置 You Are Here
- 避難経路 Escape Route
- 消火器 Fire Extinguisher
- 避難口 Emergency Exit
- 避難器具 Escape Ladder
- 消火栓 Fire Hydrant

<記載文例>

◆従業員や非常放送により火災の発生状況や避難の指示をします。落ち着いて行動してください。

The seriousness of the fire and the escape routes will be clarified by the hotel employee and/or the emergency broadcast. Keep calm and follow the instructions.

◆エレベーターは使用しないでください。

Do not use the elevator.

4−6　危険物流出の安全対策

1　危険物施設の規制

ガソリン、灯油など「消防法」で定められている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う施設を新たに設けたり、その位置、構造、設備を変更しようとする場合は、市町村長等の許可を受けるとともに、工事が完了したときには、市町村長等が行う完成検査を受けなければなりません。また、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類や数量を変更しようとする場合も、市町村長等に届け出ることになっています。（東京消防庁管内では、消防総監がこれらの事務を行っています。）

東京消防庁では、これらの許可申請や届出に対する審査・検査を通じて、危険物施設の安全を確保しています。

写真 71　地下タンク貯蔵所の検査の様子

第 4-13 表　危険物施設の現況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分			施設数
製造所			75 か所
貯蔵所	屋内貯蔵所		1,762 か所
	屋外タンク貯蔵所		371 か所
	屋内タンク貯蔵所		1,147 か所
	地下タンク貯蔵所		2,911 か所
	簡易タンク貯蔵所		8 か所
	移動タンク貯蔵所		1,585 か所
	屋外貯蔵所		169 か所
取扱所	給油取扱所	営業用	1,102 か所
		自家用	649 か所
	販売取扱所		325 か所
	移送取扱所		13 か所
	一般取扱所		2,514 か所
合計			12,631 か所

（注）1　一般取扱所とは、ボイラー設備や塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、吹付けなどを行うものをいう。

2　危険物施設の現況には、島しょ地域の施設数を含む。

2　危険物施設の保安管理

危険物施設における事故原因をみると、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因や劣化（腐食、疲労等）、破損等の物的要因などから発生しています。このような中、地下タンクの流出事故防止対策等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の一部改正（平成23年2月1日施行）を受け、地下タンクに対し、ガラス繊維強化プラスチックによる内面ライニングや電気防食等の措置を講ずるよう推進しています。

「消防法」では、危険物施設の安全を確保するため、「危険物取扱者」による危険物の取扱いや施設規模等に応じて「危険物保安統括管理者」「危険物保安監督者」「危険物施設保安員」による危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理等の保安業務の実施を義務付けています。

第 4-9 図　危険物施設における保安対策

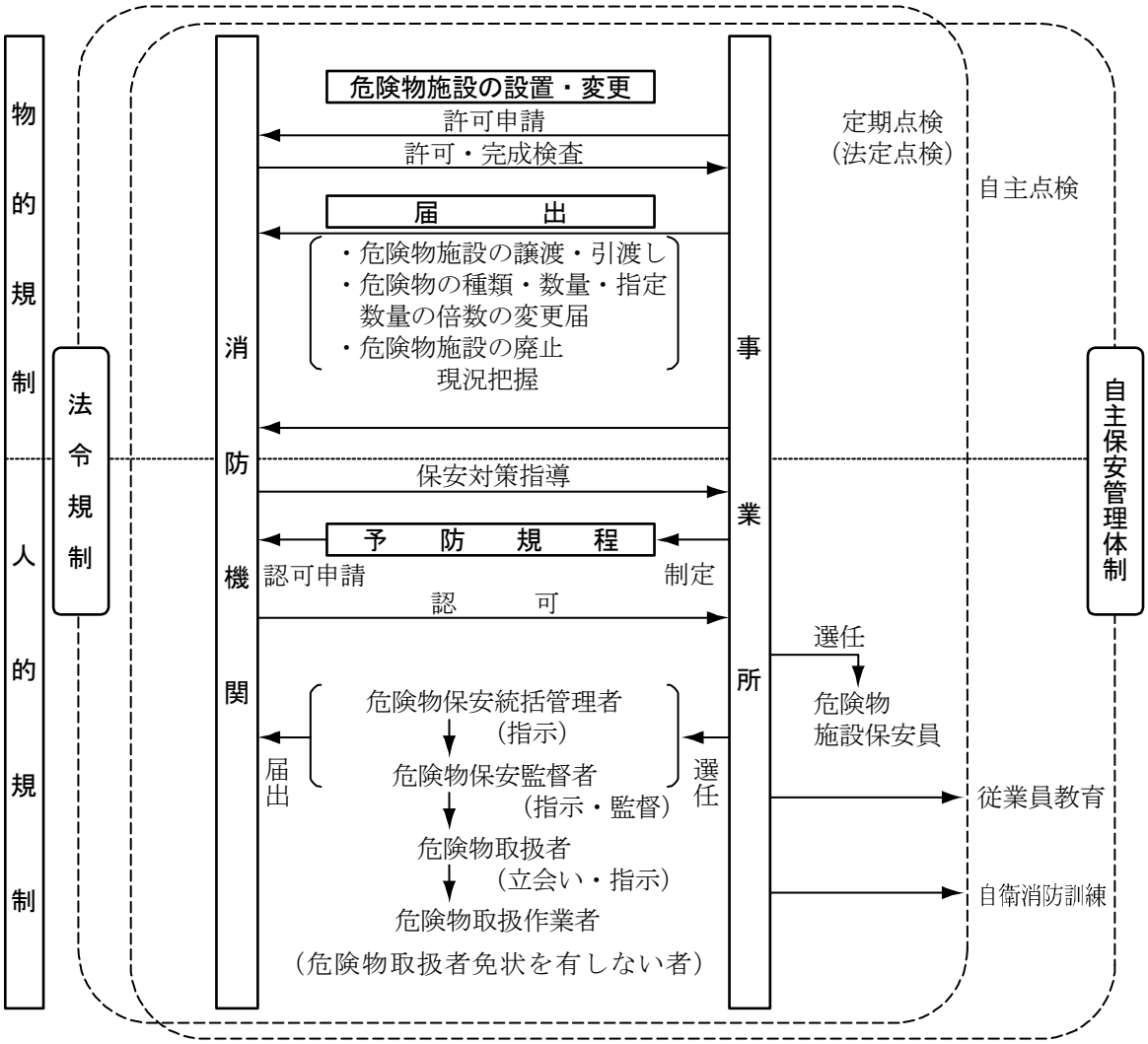

3　危険物施設における地震対策の推進

大規模な地震に備え、危険物施設の構造や設備について、耐震性を増すなどのハード面の対策に加え、地震発生時における施設の点検、応急措置等に関するソフト面の対策を指導するなどして、地震対策を推進しています。

4　大規模危険物事業所の共同防災体制

東京都では、危険物を大量に貯蔵し、又は取り扱う施設が港湾、河川の沿岸部に集中しています。これらの大規模危険物事業所で事故が発生した場合は、一つの事業所内に止まらず被害が拡大する危険性があることから、事業所はもとより地域全体の防災体制についても考慮しておかなければなりません。このため、都内には35の大規模危険物事業所による「東京危険物災害相互応援協議会」が組織されており、事故発生時に消火薬剤や防災資器材等を相互で応援する共同防災体制が整備されています。東京消防庁では、この協議会と覚書を締結し、協議会が実施する災害対応能力の向上及び自主保安管理体制の充実に向けた各種活動を積極的に支援しています。

写真 72　大規模危険物事業所との演習

5　少量危険物又は指定可燃物の火災予防

少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする場合には、火災予防条例に基づき、10日前までに設置場所周囲の状況、建築物、工作物及び設備機器の構造等について所轄消防署長に届け出て検査を受けることを義務づけています。この制度を通じて、これらの施設に対する火災予防対策の指導を推進しています。

6　水素社会の実現に向けた危険物施設の安全対策

東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックレガシーとして、環境にやさしい水素エネルギーの利用を進めており、この取組の一つとして、圧縮水素充填設備（水素ステーション）の整備を推進しています。東京消防庁では、今後、増大が予想される圧縮水素充填設備設置給油取扱所に対する施設の安全対策の指導を推進していきます。

4—7 都市ガス及び液化石油ガス等の保安対策

1　都市ガスの保安対策

超高層建築物や地下街などにおける都市ガスに起因する爆発事故などを未然に防止するため、昭和54年3月「超高層建築物における人命安全対策」及び「地下街の消防対策」についての火災予防審議会の答申を踏まえ、ガス事業者に対して都市ガス施設の安全対策として、ガス漏れ警報器及び緊急遮断装置の設備などについての指導を行ってきました。

その後、昭和55年8月16日、静岡駅前ゴールデン街のガス爆発火災を教訓として、昭和56年1月「消防法施行令」が改正され、地下街等には消防用設備等の一つとしてガス漏れ火災警報設備が、また、ガス事業関係法令も改正され、特定地下街などに緊急遮断装置などの設備がそれぞれ義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

また、地下街などにおける都市ガス漏えい時の自主防火管理体制の確立に努めています。

2　可燃性天然ガスの保安対策

平成19年6月19日、東京都渋谷区の温泉汲み上げ施設において爆発火災が発生しました。これを踏まえ、平成20年7月「消防法施行令」が改正され、温泉汲み上げ施設に対してガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

3　液化石油ガスに対する消防の関与

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」により、3,000kg以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設又は特定供給設備の設置に係る都道府県知事の許可を受けようとする者は、許可申請にあたって、消防長又は消防署長の意見書を添付することとなっています。また、経済産業大臣又は都道府県知事は、許可等を行ったときには、消防庁長官又は消防長にその旨の通報をすることとされています。

一方、消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの貯蔵施設供給設備若しくは充てん設備又は販売若しくは充てんの方法が基準に適合しない場合、その他、災害の予防のため特に必要であると認める場合は、都道府県知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するなど、保安面について関与しています。

4　高圧ガス、毒物・劇物等の届出

圧縮ガス、液化ガス、放射性同位元素、毒物・劇物などを貯蔵し、又は取扱う事業所においては、火災が発生した場合に地域住民や消防隊に危険を及ぼすことから、「消防法」又は「火災予防条例」によりあらかじめ品名、数量や貯蔵、取扱いに関する必要な事項について届け出なければならないことになっています。

第5節　自主防災行動力を高めるために

都民の災害時における防災行動力を高めるためには、消防機関をはじめ各行政機関と地域住民が強く連携し、地域ぐるみの自主防災体制づくりを推進するとともに、都民一人ひとりが、日頃から地元の町会・自治会及び消防機関等の行う防火防災訓練に積極的に参加することが大切です。

東京消防庁では、①住宅の防火防災診断、住宅用防災機器等の普及などの住宅防火対策、②要配慮者に対する地域協力体制づくり、居住環境安全化の推進や通報手段の確保等の防災福祉対策、③日常生活において生じる事故の再発防止、未然防止を図るための都民生活事故対策、④都民のニーズに応じた防火防災訓練等、地域とともに進める安全対策を推進し、都民生活の安全確保と災害に強い安心して住めるまちづくりに努めています。

また、都民の防災行動力を高めるため、池袋、本所、立川に都民防災教育センターを設置し、地震や煙からの避難などの体験を通した防災教育指導を行っているほか、東京消防庁音楽隊の演奏活動や消防防災資料センターの展示を通して防火防災知識の普及に努めています。

写真 73　応急救護訓練

5−1　都民に対する防災指導

1　防火防災意識及び防災行動力の向上

日常生活における火災等の災害防止と地震時における都民の防災行動力の向上を図るため、各町会・自治会等の自主防災組織を中心に、起震車等の訓練用資器材を活用して、身体防護、出火防止、初期消火、救出・救護等の訓練指導を行っています。

また、池袋・本所・立川の各都民防災教育センターを活用して防災体験学習、防災週間等の企画展示等を実施し、防火防災意識の向上に努めています。

写真 74　防火防災訓練

第 5-1 表	防火防災訓練実施状況（対象別・防災館を除く）（平成 28 年度中）

		町会・自治会	防災市民組織	女性防火組織	その他の団体	合　　計
防災訓練	実施件数	9,403 件	1,128 件	227 件	9,812 件	17,779 件
	参加人員	612,576 人	31,761 人	4,139 人	1,482,877 人	2,131,353 人

※一度の訓練に複数の団体が参加している場合があるため、各団体の実施件数の総和は合計と一致しない。

第 5-2 表	都民防災教育センターの利用状況（平成 28 年度中）

池袋都民防災教育センター	75,505 人
本所都民防災教育センター	111,916 人
立川都民防災教育センター	101,007 人
来館人員合計	288,428 人

2　応急救護知識・技術の普及

都民に対する応急手当の普及啓発は、救命や震災対策を踏まえた自主救護能力の向上を図る上からも極めて重要です。

このことから、東京消防庁では都民に応急手当の知識、技術を普及するため、救命講習を中心に各種講習会を開催するなど、応急手当の普及業務を積極的に推進しています。

特に、心肺蘇生などの実施促進を図るために、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、より効果的な応急手当の普及啓発に努めています。

さらに、応急手当の普及業務を効果的に推進するため、訓練用人形の整備やパンフレット、リーフレットの製作など、普及用資器材の整備、充実を図っています。

3　日常生活の安全

⑴　住宅防火対策

住宅からの出火は、建物から出火した火災の約6割占めており、火災による死者も住宅火災から数多く発生していることから、関係行政機関・団体等と連携し、防火意識の高揚、安全な火気器具の使用、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及など、住まいの安全を図るための総合的な対策を行っています。

⑵　放火火災予防対策

放火による火災を防ぐため、都民に対し、物置など人のいない場所の管理の徹底、可燃物の整理整頓、夜間照明の確保などを指導するとともに、放火されにくい環境づくりを町会・自治会、関係機関等と連携して推進しています。

⑶　生活用品からの事故防止対策

エアゾール缶やカセットボンベ、エスカレーターなど、都民の日常生活には火災や救急事故の要因となる多くの潜在危険があります。このため、事故の

原因や傾向などを調査分析して生活用品の適正な使用方法などについて指導しています。

⑷　都民生活事故防止対策

救急活動等を通じて得た事故情報から潜在危険の抽出及び分析を行い、都民、事業者等に向け発信し、日常生活において生ずる事故の未然防止を図っています。

4　要配慮者の安全確保

超高齢社会の進展により、平成29年1月現在、都内における高齢者人口は総人口の22.5パーセントを占め、今後もその増加が見込まれており、高齢者、障害者等の特に配慮を要する人々（要配慮者）の安全の確保はますます重要になっています。

⑴　要配慮者に対する地域協力体制づくりと居住環境安全化の推進

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策の推進による安全・安心の実現を目標に掲げ、区市町村、社会福祉協議会等の福祉関係機関、町会・自治会等と積極的に連携を図り、要配慮者の生活実態に応じた防火防災対策を推進しています。具体的には、要配慮者世帯を対象とした総合的な防火防災診断の推進、要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の促進、署住宅防火防災対策推進協議会を中心とした区市町村及び協力関係機関との緊密な連携による協力体制づくり、要配慮者情報の共有化及び有効活用の推進、要配慮者を多数収容している社会福祉施設等と地元町会・自治会、防災市民組織、事業所等との災害時の応援協定締結と定期的な訓練の実施等を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な要配慮者の居住環境の安全化を進めています。

⑵　要配慮者の安全を確保する通報手段

東京消防庁では、ファクシミリによる119番通報、携帯電話・スマートフォンからウェブ機能を活用して通報できる緊急ネット通報を整備し、通報内容により直ちに救急車やポンプ車を出場させるなどして、要配慮者の安全確保を図っています。

また、東京都や区市町村と連携し、緊急通報システムや火災安全システムを整備しています。緊急通報システムは、家庭内で急病などの緊急事態が発生した場合、専用通報機のボタン等を押すことにより東京消防庁に通報され、直ちに救急車やポンプ車が出場するものです。対象となる方は、高齢者の一人暮らしなどで病弱な方や18歳以上の一人暮らしなどで障害程度が重い方などです。

火災安全システムは、火災が発生した場合、屋内に設置された住宅用火災警報器により火災を発見し、東京消防庁に自動的に通報され、直ちにポンプ車が出場するとともに、屋外警報装置が作動することにより周囲に火災を知らせるものです。なお、屋外警報装置は設けないこともできます。対象となる方は、防火等の配慮が必要な一人暮ら

しなどの高齢者、18歳以上の一人暮らしで障害程度が重い方などです。

5　災害時支援ボランティアの育成

震災等の災害発生時、海外では民間人による積極的なボランティア活動が行われ、また、国内でも、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが全国から駆けつけるなど、被災者救援に大きな貢献をしました。

地震等災害発生に伴う被害の軽減を図るためには、既存の消防力に加え、ボランティアと協働することが重要であるという観点から、東京消防庁では、平成7年7月に「東京消防庁災害時支援ボランティア」制度を全国に先駆けて導入しました。

この制度は、都民や都内に勤務、通学する15歳以上（中学生を除く）の方で、応急救護等の災害活動支援に必要な知識・技術を有する方を対象とした事前登録制の専門ボランティアです。また、平成18年7月には、災害活動経験が豊富な当庁職員退職者を登録する「ボランティアマスターズ」制度を導入しました。

活動としては、東京都内に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や事故等が発生した時に都内の各消防署に自主的に参集し、主に消防隊が行う消防活動の支援や消防署内での後方支援活動にあたります。

災害時支援ボランティアには、約15,000人の方が登録しています。各消防署では、年間を通じてボランティア育成講習や訓練を実施しています。さらに、本庁主管課では、リーダー又はコーディネーターを養成する講習やコーディネーターを目指すリーダーのための育成講習、模擬倒壊家屋等を活用した実践的な合同訓練を通して、支援活動能力の一層の向上に努めています。

6　幼児期からの総合防災教育

東京消防庁では、幼児期から社会人に至るまでの児童・生徒等に対し、地震や火災に関する防火防災教育や日常生活における不慮の事故防止に関する教育を発達段階に応じて実施しており、これを「総合防災教育」と呼んでいます。幼児期から継続的に総合防災教育を推進していくことは、地震、火災及び日常生活に生ずる事故に対して児童・生徒等が自らの防災行動力や危険回避能力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における地域防災の担い手の確保に繋がります。総合防災教育は、主に学校等の授業や行事の際に、消防職員・消防団員を中心に地域の方々の協力を得て行われており、発達段階に最も適した防災教育教材や訓練資器材を活用した効果的な防火防災教育を行っています。

7　自主防災組織等の育成

東京消防庁では、次の自主防災組織等に対して、組織活動を通じて防火防災意識の高揚や防災行動力の向上を図るための指導を行っています。

第 5-3 表	自主防災組織等の現況（東京消防庁管内）

自主防災組織等	対　象　・　目　的　等	組織数・人員等
防災市民組織	地域社会の中で、町会・自治会をベースに、地域の人々が協力し合って災害に立ち向かうことを目的として結成された組織	6,884 組織、 4,009,879 人 （平成 28 年4月 1 日現在）
女性防火組織	女性を対象とし、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域住民に対する防火防災思想の普及に寄与することを目的として結成された組織	81 組織、16,157 人 （平成 29 年4月 1 日現在）
消防少年団	小学１年生から高校３年生までの児童及び生徒を対象とし、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域住民に対する防火防災思想の普及に寄与することを目的として結成された組織	80 団、4,640 人 （平成 29 年5月 1 日現在）
幼年消防クラブ	幼稚園・保育園を単位として、園長等が中心となって防火防災教育を行うことを目的として結成された組織	1,564 クラブ、193,880 人 （平成 29 年5月 1 日現在）

トピックス　4

総合的な防火防災診断

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策による安全・安心の実現を掲げ、区市町村、町会自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係機関と積極的に連携して、要配慮者に対する各種防火防災対策を推進しています。

その中の一つの事業である「総合的な防火防災診断」は、高齢者、障害者の方など災害発生時に支援が必要な方のお宅を消防職員が戸別に訪問し、火災、震災、家庭内事故等の危険性をチェックし、安全・安心な生活を送るためのアドバイスなどを行うもので、東京消防庁管内の全消防署で実施しています。

5－2　消防広報・広聴

1　広報活動

消防広報は、消防の実態や各種施策を正しく都民に伝え、理解と協力を得るとともに、都民の要望・意見等を消防行政に反映するための活動です。そのために、広報紙、ポスター、パンフレット等を作成しているほか、ホームページやソーシャルメディアを活用し、災害や防火防災に関する消防情報を提供しています。

また、新聞、ラジオ、テレビなどの報道機関に対し、社会のニーズを捉えたタイムリーな情報提供、広報協力を積極的に行うとともに、各種イベント、展示会、キャンペーン、火災予防運動等を通じた防火防災思想の普及など、積極的な広報活動を展開しています。

特に、東京消防庁では、消防行政に関わる各種施策を実現するために、都民の意識や行動に働き掛ける政策広報を組織が一体となって、強力に推進しています。

写真 75　春の火災予防運動ポスター

写真 76　秋の火災予防運動ポスター

2　消防音楽隊及びカラーガーズ隊による広報活動

東京消防庁音楽隊は、昭和 24 年 7 月 16 日に日本初の消防音楽隊として発足し、今年で創立 68 年を迎えます。

平成 2 年から開催している定期演奏会「都民と消防のふれあいコンサート」や昨年 900 回目を迎えた日比谷公園小音楽堂での「金曜コンサート」をはじめ、当庁の行事やコンサート、地域からの要請

によるイベントなど、年間約 200 回以上の演奏活動を通じて防火、防災への備えと協力を呼びかけ「世界一安全安心な都市・東京」を目指し、思いやりのある心温まる社会の実現に貢献しています。

また、カラーガーズ隊は、昭和 61 年 4 月に発足し昨年 30 周年を迎えました。当庁に勤務する女性職員で編成され、音楽隊とともに消防出初式や各種イベント等に参加し規律ある爽やかなフラッグ演技を披露し、多くの都民の皆様に親しまれています。

第 5-4 表　消防音楽隊の演奏活動（平成 28 年中）

区分	庁内関係	庁外関係			合計
		都関係	官公庁関係	一般	
演奏回数	116 回	35 回	35 回	71 回	257 回
聴衆人員	41,505 人	39,430 人	33,750 人	354,500 人	469,185 人

3　消防博物館を通した広報活動

東京消防庁消防防災資料センター（通称「消防博物館」）では、消防に関する歴史的資料の展示等を通じた防火防災教育により、あらゆる年代の都民の防火防災への興味を喚起し、消防への理解を深め、防火防災知識及び防災行動力の向上を図っています。

平成 28 年に世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」のエクセレンス認証 2016 を 2 年連続で受賞し、28 年度来館者数は、平成 4 年 12 月の開館以来過去最高の 212,932 人を記録し、そのうち外国人は初めて 1 万人を超えました。

4　消防施設等における体験学習

東京都の「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）」事業や、「こころの東京革命行動プラン」事業の一環として、消防署等の施設見学や体験学習を通して、社会奉仕や命の尊さを伝え、児童・生徒の心の育成を図るとともに、併せて防火防災思想の普及啓発、防災行動力の向上、消防への理解浸透を図っています。

5　防火・防災及び救急に関する主な行事

⑴　防災とボランティアの日と防災とボランティア週間

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から駆けつけた多くのボランティアが被災者の支援に重要な役割を果たしました。

1 月 17 日の「防災とボランティアの日」、1 月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」には、各消防署で行事等が行われ、都民に対し災害時におけるボランティア活動への理解と災害への備えの充実強化を図っています。

⑵　Tokyo消防団の日

広く都民に対して消防団の存在や活動を紹介し、併せて、消防団員の確保による各消防団の組織力や活動体制の充実強化を図るため、1月15日を「Tokyo消防団の日」と定めています。

⑶　文化財防火デー

1月26日の「文化財防火デー」を中心として、先人の残した貴重な文化遺産を火災等の災害から守るため、文化財等の消防用設備等の点検や消防演習などを実施しています。これは、昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災を教訓として始められたもので、関係者や周辺地域住民に対して文化財を守るための防火防災体制の充実強化や文化財に対する防火意識の高揚を図っています。

⑷　火災予防運動

毎年、春は車両・船舶等の乗物火災、山火事及び建物火災の予防を目的として、3月1日から3月7日までの一週間、秋は建物火災の多発期を前に火災への警戒を呼びかけるため、11月9日から11月15日までの一週間、それぞれ火災予防運動を実施しています。

この運動は、各消防署がそれぞれの地域で防火防災講演会や消防訓練・演習などを展開し、都民の防火防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るもので、平成28年中は延べ281万人の都民が参加しました。

⑸　はたらく消防の写生会

毎年4月から5月末にかけて、東京消防庁管内の小中学校の児童・生徒を対象に消防車両等の写生会を実施しています。これは、消防隊員や消防車両などの写生画、火災予防や地震対策などを表現するポスター及び未来の消防イメージ図画を描くことにより、消防の仕事への関心を高め、防火防災意識の育成・向上を図るために行っているものです。また、作品の展示を通して、広く防火防災思想の普及を図っています。

⑹　水の消防ページェント

5月中旬に東京港の開港を記念して行われる「東京みなと祭」に併せ、「水の消防ページェント」を開催しています。船舶の火災予防や水難事故の防止を呼びかけ消防艇と消防ヘリコプター等による船舶火災の消火や水難救助の消防演技などを実施し、東京港の安全を守る消防の仕事や消防装備を広く紹介しています。

⑺　危険物安全週間

平成2年度から、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」としています。危険物関係事業所における自主保安体制を確立し、危険物に係る火災や流出事故などを未然に防ぐことを目的に、期間中関係事業所の自衛消防訓練、危険物保安監督者等に対する講習、危険物災害を想定した消防演習などを行っています。

また、都民に対し身の回りの危険物品の性状や正しい取扱いなどをお知らせしています。

⑻　防災の日と防災週間

大正12年に関東大震災が発生した9月1日「防災の日」を中心として、8月30日から9月5日までの「防災週間」においては、関係機関の協力や多くの都民の参加を得て、防災行動力の向上を図るための総合的な防災訓練や防災イベント等を実施しています。

⑼　救急の日と救急医療週間

9月9日の「救急の日」及びこの日を含む一週間を「救急医療週間」とし、都民の方々に、救急医療及び救急業務に対する理解と認識を深めていただくため、応急手当や救急車の適正な利用などについての講習会や講演会を開催しています。

⑽　119番の日

昭和62年から11月9日を「119番の日」と定め、秋の火災予防運動に併せ、消防業務への正しい理解と携帯電話を含めた適切な119番通報要領の普及を図っています。

⑾　東京消防庁防火防災標語の公募

都民とともに防火防災を推進していくことを目的として、東京が抱える消防行政上の課題をテーマに、毎年度都民から標語を募集しています。

平成27年度は「家族や地域を災害から守る防災標語」、「危険物災害の防止に関する危険物安全標語」、平成28年度は「住宅からの火災を防ぐ防火標語」、「大切な命を救う救急標語」の公募を行いました。

６　広聴活動

⑴　都民相談窓口

当庁では、都民の意見や要望等を広く消防行政に取り入れるため、広報課のほか、各消防署・分署・出張所に都民相談窓口を設けています。

平成28年中の広聴件数は7,502件（前年に比べ636件減）で、「感謝」が2,793件と最も多く、広聴件数全体の37.2％を占めています。

また、種別ごとの広聴件数は「感謝」に次いで多い順に「問合せ」1,257件（全体の16.8％）、「要望」1,109件（14.8％）、「相談」817件（10.9％）、「苦情」759件（10.1％）、「意見」363件（4.8％）、「情報」205件（2.7％）、「その他」199件（2.7％）です。

平成28年10月受付分から、当庁ホームページ（情報公開ポータルサイト）において、件数及び対応事例を毎月公表しています。

⑵　消防に関する世論調査・インターネット調査

都民の消防行政や防災に関する認識、防災に関する平素の備えの実態及び消防行政に関する意見や要望を把握し、消防行政へ反映するため、平成元年から当庁管内在住の男女を対象に毎年１回世論調査を、平成16年からは年5回程度インターネットモニターに対するアンケート調査を実施しています。調査項目は、地震に関すること、火災予防に関すること、自主防災に関すること、救急に関すること、災害時に支援が必

要な方に関すること等です。

⑶　イベント会場におけるアンケート

出初式をはじめとする各種イベント等の来場者から感想や意見などを伺い、より多くの都民に親しまれる催しとするための基礎資料として活用しています。

⑷　東京消防庁ホームページ

当庁では、消防への理解と協力を求めるため、東京消防庁ホームページアドレス(http://www.tfd.metro.tokyo.jp) を設け、各種施策をはじめ、優良防火対象物の認定一覧、災害情報、生活安心情報、行事案内、採用案内、救急病院案内、電子図書館、電子学習室、キッズコーナーなど、消防行政に関する様々な情報を都民に提供しています。また、インターネットメールで、消防に対する意見や要望等を幅広く受け付けています。

平成28年中には、東京都の公式ホームページ作成に関する統一基準に基づき、ホームページのデザイン統一を図りました。

また、都民が求める情報の内容と量の拡大、都民目線での使いやすさ・使い勝手の良さを考慮し、トップページの更新及び情報公開ポータルを開設しました。

平成 28 年中における東京消防庁ホームページへのアクセス延べ件数は、52,263,767 件となっており、今後も都民のニーズに合わせた情報発信を行ってまいります。

写真 77　火災予防運動の演習

トピックス　5

東京消防庁ソーシャルメディア

当庁における行政広報の更なる推進を図るため、即時性があり、都民に対してより広い情報伝達が期待できるソーシャルメディアを活用した情報提供として、Twitter（ツイッター）や、Facebook（フェイスブック）ページを運用しています。

【ツイッター】
http://twitter.com/Tokyo_Fire_D

- アカウント名　Tokyo_Fire_D
  （Tokyo と Fire と D の間はアンダーバー）
  米国ツイッター社の認証済みアカウントマークを取得済み
- ユーザー名　東京消防庁

【フェイスブックページ】
http://www.facebook.com/TokyoFireDepartment

- アカウント名　東京消防庁

事例紹介

28 年中、反響が大きかった投稿記事！

時節に応じた情報や、イベント情報などを発信していましたが、中でも救助（救命）協力者の捜索や救急機動部隊発隊式の様子に多くの「いいね！」が集まりました。

ツイッターでは、災害の速報が注目され、フェイスブックではイベントの案内に人気が集まりました。

今後も、より都民の皆さまに寄り添い、理解を深めていただくための広報活動を推進してまいります。

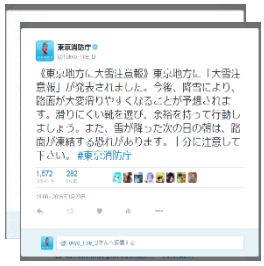

第6節　多摩と島しょ地域の消防体制

市町村の消防事務は、消防組織法に基づいて、各市町村が自ら責任をもって行うことになっています。

しかしながら、多摩地域の急速な市街地化に伴い、行政需要が著しく増え、市町村が独自に消防責任を果たすよりも一体的に処理することが消防行政上望ましいと考えられ、昭和 35 年以降逐次、東京消防庁へ消防事務が委託されました。

また、平成 20 年 3 月 31 日、東京都において「東京都消防広域化推進計画」が策定され、未受託地域であった東久留米市及び稲城市の 2 市が広域化対象とされ、平成 22 年 4 月 1 日に東久留米市が東京消防庁へ消防事務を委託しました。

一方、島しょ地域の消防は、町村の責任において実施されていますが、東京消防庁では、危険物行政やヘリコプターによる救急活動などの行政の補完を行っています。

写真 78　ヘリコプターによる救急活動

6－1　多摩地域の消防受託事務

多摩地域の消防は、かつては特別区と一体的に処理されていましたが、昭和 23 年「消防組織法」の施行に伴い、自治体消防として分離独立し市町村がそれぞれ消防責任を負うことになりました。

一方、特別区は、その特殊性から 23 区が一つの市とみなされ、一体的に消防責任を有することとなり、東京都においては特別区の消防及び多摩地域における市町村消防の二つの体制から出発しました。

その後、特別区と多摩地域との間に行財政面において格差が生じてきたため、各市町村から消防事務の統一的処理を望む声が強くなり、次のような理由から消防力の強化に関する陳情がなされました。

○　東京都の消防は、昭和 23 年まで警視庁消防部により一括管理されていたこと。

○　自治体ごとの単独消防組織では、消防力の有機的機能が発揮できないこと。

○　消防本部未設置市町村との消防相互応援協定が困難なこと。

○　多くの市町村には、国有、都有の消防対象物が多数存在するため、市町村のみに消防責任を負わすことに不合理があること。

○　各市町村とも財政負担の増大に伴い財政難であること。

○　市町村間の人事交流が不可能なため、士気が停滞していること。

しかしながら、現行法は、市町村が消防責任を果たすことを規定しており、したがってこの枠内で消防事務の広域処理の方法を検討した結果「事務委託方式」が適当であるということになり、昭和 35 年から消防事務（消防団事務及び消防水利事務を除く。）の受託がはじまりました。

第 6-1 図　受託地域

第 6-1 表　受託消防推移と現況（受託市町村　25市3町1村）

受託年月日	受託市町村		受託時の消防力						
			署所	職員	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車
昭和 35 年 4 月 1 日	立川市　昭島市 国立市　小平市 国分寺市　小金井市 三鷹市　田無市 武蔵野市　保谷市 調布市　府中市 日野市　町田市 八王子市　青梅市	16 市	31	666	43	—	—	7	—
昭和 45 年 4 月 1 日	東村山市	1 市	1	65	3	—	—	1	—
昭和 48 年 4 月 1 日	福生市　羽村町 瑞穂町	1 市 2 町	3	99	4	1	—	1	—
昭和 49 年 4 月 1 日	狛江市　東大和市 武蔵村山市　清瀬市 秋川市　日の出町 五日市町　檜原村 奥多摩町	5 市 3 町 1 村	10	413	14	2	2	6	—
昭和 50 年 8 月 1 日	多摩市	1 市	1	100	3	1	1	2	—
平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市 （秋川市と五日市町が合併）	1 市	—	—	—	—	—	—	—
平成 13 年 1 月 21 日	西東京市 （保谷市と田無市合併）	1 市	—	—	—	—	—	—	—
平成 22 年 4 月 1 日	東久留米市	1 市	2	132	2	—	1	2	1
計	25 市　3 町　1 村		48	1,475	69	4	4	19	1
増強数			34	3,116	63	8	19	54	8
航空隊			2	112	0	0	0	0	0
第八消防方面本部消防救助機動部隊			1	63	0	1	0	0	1
第九消防方面本部消防救助機動部隊			1	63	1	0	0	1	1
消防署所の増強等			30	2,878	62	7	19	53	6
現有数（平成 29 年 4 月 1 日現在）			82	4,591	132	12	23	73	9

1　救助車の現有数は、第九消防方面本部消防救助機動部隊に配置する救助車（震災対策用）を現有数に計上する。消防力とは別に、第八消防方面本部消防救助機動部隊に救助車（震災対策用）が1台、救助車（航空機積載用）が2台ある。
2　職員数は平成29年4月1日現在の数値を示す。なお、航空隊については、2拠点（江東・多摩）を一体として運用していることから、署所及び職員数を特別区と受託地区で分けることができないため、航空隊に配置されている総数を計上した。
3　第九消防方面本部消防救助機動部隊の非常用救急車は救急車として計上している。

6−2　島しょ地域の消防事情

1　消防の概要

島しょ地域は、大島町をはじめ2町7村からなっています。近年、これらの地域においても消防の常備化が促進され、現在、大島町、八丈町及び三宅村には消防本部が置かれていますが、そのほかの所では未整備となっています。

東京消防庁では、島しょ地域の危険物の許認可事務等を処理するとともに消防職・団員の教育訓練に対する支援及び協力を行っています。

2　救急活動等

島しょ地域で発生した救急事案のうち、島の医療施設で重症患者等の受入れが困難で専門治療が必要な場合には、ヘリコプターにより高度医療設備が整った医療機関に搬送する必要があります。

東京消防庁では、島しょ地域（伊豆諸島）の救急業務を補完するため、昭和57年4月1日に締結した「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」に基づき、島しょ町村長の要請に基づく支庁からの通報等により、ヘリコプターによる救急患者の搬送を実施しています。伊豆諸島における夜間の救急患者搬送については、平成13年度から順次開始し、平成15年度には伊豆諸島全域で可能となりました。

さらに平成19年度から島しょ地域のメディカルコントロール体制が整備され、高度な救命処置をする救急体制が確立されました。

また、平成19年12月1日より「東京型ドクターヘリ」を運用し、島しょ地区の救急体制を充実・強化しています。

平成26年12月には、島しょ地域からの救急患者搬送件数が累計7,000件に達しました。

なお、昭和55年4月より「行政ヘリコプター運航要綱」に基づき、物資の緊急輸送なども行っています。

第 6-2 表　島しょ等における救急患者等の搬送状況（過去5年間の出場件数及び搬送人員の推移）

区　分	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総　数	425	318	442	325	430	318	343	263	391	282
大　島	93	92	78	73	88	84	73	68	69	67
神津島	43	42	39	39	33	30	23	19	23	20
利　島	3	3	3	3	4	3	4	4	8	7
三宅島	56	54	46	44	56	52	60	55	42	39
式根島	12	12	9	8	5	4	15	15	5	5
新　島	27	26	33	31	18	18	19	19	24	23
御蔵島	2	2	3	3	2	2	2	1	2	2
八丈島	22	22	39	37	49	44	31	28	51	46
青ヶ島	4	4	4	4	6	6	1	1	2	2
その他	163	61	188	83	169	75	115	53	165	71

第7節　災害に備える体制づくり

東京消防庁では、あらゆる災害に対処できるよう組織的な体制づくりを進めています。

災害に関する情報を受信し、即時に消防部隊を出場させるための消防通信体制の充実をはじめとして、消防署所等においては災害に備え実戦的な訓練、演習を実施し、精強な消防部隊の育成を図っています。

消防技術安全所では、本庁各部が災害活動、予防業務等に関する各種施策を構築するにあたり、科学的見地に立脚した技術改良及び各種検証を行い、得られた成果を活用して消防部隊、職員等に対し技術、情報等の提供を行っています。

また、装備工場では、災害に対応する様々な車両や機械器具の維持管理が独自に行えるようにしています。

また、質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりの知識、技術を向上させなければなりません。このため、消防学校では、新規採用の職員に対する初任教育をはじめ、幹部教育や各種の専門教育を行っており資質の高い消防職員の育成に努めています。震災等大災害が発生した場合に、その初動体制を確立するため、消防職員待機宿舎を整備しています。

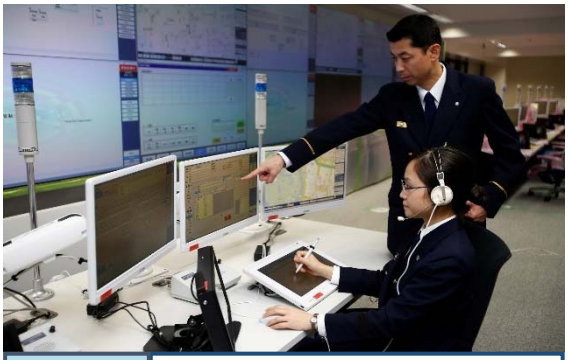

写真 79　災害救急情報センター

7－1　情報通信体制

1　消防通信

刻一刻と変化する災害に迅速かつ適切に対応するため、また、多岐にわたる行政事務を効率的に進めるために、消防通信は重要な役割を果たしています。

東京消防庁では、震災等の非常時でも消防通信が確保できるよう、信頼性･安全性・確実性の向上を基本理念とする災害に強い通信網を構築しています。

⑴　有線通信系

○有線通信回線

有線通信回線には、都民から火災、救急等の災害通報を受信する消防通報用電話（119 番）、消防部隊へ出場を指令する指令電話、消防業務上の事務連絡に使用する消防電話及び加入電話などがあります。

⑵　無線通信系

○　固定通信系

固定通信系には、本部庁舎と中継所等を結び、消防電話回線や基地局無線機の遠隔制御などに使用する多重無線、本部庁舎から方面本部・消防署所へ各種情報を伝達する同報無線などがあります。

○　移動通信系

移動通信系には、災害現場の消防部隊と警防本部を結ぶ車載無線、災害現場における指揮命令及び情報伝達に用いる携帯無線、山岳救助活動

等の現場指揮本部と警防本部を結ぶ可搬無線などがあります。

○　映像伝送

ヘリコプターにはテレビカメラ及び映像電送装置が搭載され、災害映像をリアルタイムで警防本部へ送ることができます。また、現場指揮本部でも可搬型受信機により、上空からの映像を確認することができます。

⑶　衛星通信

震災等により有線通信系や無線通信系が途絶した場合でも、通信衛星を活用して通信を確保します。

本部庁舎と方面本部間には消防電話のほか、映像伝送及びテレビ会議を行うことができる高度衛星通信ネットワーク、本部庁舎と他の防災機関との間で音声や映像の送受信ができる地域衛星通信ネットワークなどがあります。

このほか、各方面本部・消防署には、衛星携帯電話を整備しています。

２　指令管制システム

平成 27 年 2 月に、これまで運用されていた災害救急情報システムと部隊運用装置を統合更新し、指令管制システムとして運用を開始しました。

本部庁舎（特別区）及び立川消防合同庁舎（多摩地区）の 2 か所に設置された災害救急情報センターにおいて、それぞれの地区の 119 番通報の受信、災害の種別や規模などに応じた、出場計画又は GPS(位置情報システム）による出場部隊の編成、消防署所及び消防部隊への出場指令等を行うための機能を有しており、消防署所、消防部隊、救急相談センター等に配置された機器と連動し、複雑多様化する災害や増大する救急需要等に対処するため消防活動の支援を行っています。

３　総合情報処理システム

東京消防庁では、増大する消防行政需要や各種災害に、より迅速・的確に対応することを目的として、昭和 51 年の本部庁舎の完成に合わせて汎用コンピュータを導入し、「災害救急情報システム」の運用を開始しました。その後、消防対象物等の建物情報をシステム化した「総合予防情報システム」や「事務管理システム」等を開発し、情報社会の進展に対応するシステム構築を行っています。

平成 21 年には、災害救急情報システムと分離し、独立したサーバ等機器及び広域イーサネットを活用したネットワークにより、総合情報処理システムとして全面的な更新を行い、システムの Web 化や情報セキュリティの強化などの整備を行いました。

平成 27 年には、消防電話ネットワークと統合し、ネットワークの冗長化を図ることにより信頼性を高め、安定した行政運営を担う情報基盤を整備しています。

これからも、消防業務の効果的な推進と行政サービスの充実に向けたシステムの開発を進めていきます。

なお、主な情報処理システムは、次のとおりです。

⑴　総合予防情報システム

ア　都民サービスの向上

総合予防情報システムは、建物情報等の管理と各種届出や講習受付等の事務をオンライン化することにより、窓口サービスの迅速化を実現しています。

イ　災害発生時における消防活動支援

指令管制システムと連動して建物、危険物施設等の情報を災害現場で活動する消防部隊へ迅速に提供し、消防活動を効率的かつ効果的に支援します。

⑵　事務管理システム

総務、人事、警防、救急等の体系づけられた約 20 の情報処理システムを運用し、都民や庁内に対して各種情報の提供を行うとともに、消防行政推進のための各種調査、分析等の統計処理及び行政施策に係る意志決定支援などに活用しています。

また、各々の情報処理システムについては許可された職員以外に対するアクセス制限を設け厳格な監視下において運用する等情報セキュリティの強化を図っています。

第 7-1 図	指令管制システムの概要

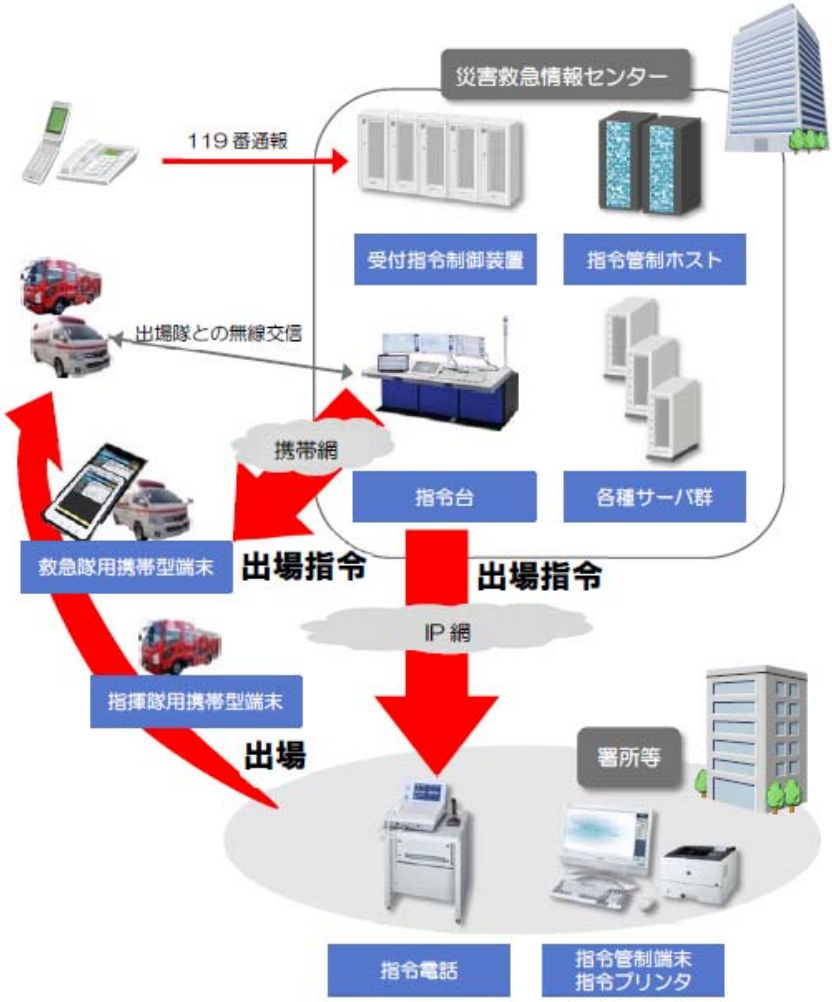

7－2　訓　練

複雑多様化する都市型災害の状況を踏まえて、火災、救助及び地震等の各種自然災害などの状況を的確に把握して、投入した消防力を組織的かつ効率的に運用するためには、実災害に即した訓練は不可欠です。

このため、災害現場における濃煙、熱気、高所及び暗所等の実災害に近い環境において、保有する消防車両、装備、資器材等の能力を最大限に発揮するため、日々、消火活動訓練、救助活動訓練、ＮＢＣ災害対応訓練などを行っています。このような訓練を通じて、安全、確実、迅速な人命救助や消火を行うための気力と体力を養い、高度な消防活動技術を備えた精強な消防部隊を育成しています。

写真 80　訓練の様子

7−3 技術改良・検証

消防技術安全所では、災害が複雑多様化するなかで、都民の安全を守り、安心を支えるとともに、災害現場における消防隊員の安全確保と効果的な活動を行うため、科学的見地に立った技術改良と検証を実施しています。

また、特異災害が発生した場合には、消防部隊として災害現場へ出場し、現場指揮本部に対する災害活動、安全管理についての助言及び採取した試料の分析等の活動支援を行っています。

写真 81　長周期地震等に伴う室内安全に関する検証

写真 82　延焼する室内に対する効果的な放水方法の検証

写真 83　濃度等の異なる危険物の性質に関する検証

写真 84　消防活動時における効果的な休息に関する検証

写真 85　災害現場における活動支援

写真 86　災害現場における活動支援

技術改良・検証体制

消防技術安全所は、消防技術課、装備安全課、危険物質検証課及び活動安全課から構成され、主な技術改良・検証業務は次のとおりです。

第 7-1 表	技術改良･検証実施体系

技術改良・検証実施体系		事　　業　　名
都民生活の安全化に関する技術改良・検証	生活空間における火災、その他災害危険の把握及びその安全化に関する技術改良・検証	○　生活用品、材料・素材等の燃焼評価及び安全化に関する技術改良・検証 ○　地震等の振動に対する安全化に関する技術改良・検証
	消防用設備等に関する技術改良・検証	○　消火、警報、避難設備等に関する技術改良・検証
	火気使用設備・器具の安全に関する技術改良・検証	○　厨房、暖房等の設備・器具の安全化に関する技術改良・検証
災害活動の効率化、安全化に関する技術改良・検証	消防装備に関する技術改良・検証	○　個人装備品の安全性及び作業性に関する技術改良・検証
		○　放水器具、吸水器具に関する技術改良・検証
		○　消防車両等の構造等に関する技術改良・検証
	消防隊員の活動に関する技術改良・検証	○　消防隊員の安全管理及び生理・心理に関する技術改良・検証
災害実態の分析・把握に関する技術改良・検証	火災性状、その他各種災害性状に関する技術改良・検証	○　火災性状等に関する技術改良・検証
		○　危険物、毒劇物等の災害防除に関する技術改良・検証
火災鑑定及び各種業務	火災鑑定業務	○　火災鑑定 ○　火災鑑定手法の検証
	危険物に関する業務	○　危険物判定試験 ○　危険物流出事故等の原因調査に係る分析測定
	火災予防条例に基づく業務	○　対震安全装置性能試験の確認 ○　危険物確認試験 ○　住宅用火災警報器の性能調査
	各所属等の申請に基づく改良検証業務	○　臨時改良検証
	災害現場における活動支援業務	○　消防活動に対する助言・技術的支援及び試料収集・分析測定
消防機器等の考案審査		○　職員から申請された消防機器等の考案、改良に関する審査等

7－4　装備工場

装備工場は、大正10年に設立され、消防部隊が使用する車両、器具等を常に最良の状態に保つための点検、整備等を実施しています。

また、災害現場等で発生した車両、器具等の故障や不具合に対し、災害現場に迅速に出場し早急に修復することにより、円滑・迅速な消防活動に寄与し、災害から都民の生命・身体及び財産を守るための災害活動組織として重要な位置付けとなっています。

平常時は、ポンプ装置やはしご装置等を有する消防車及び救急車等、約2,000台の車両及びそれに積載してある消防器具を法令等で定める点検と整備を実施しています。

消防車両等に緊急のトラブルが発生した場合は、昼夜を問わず災害現場や消防署へ急行し、緊急整備を行うなど24時間体制で消防隊をサポートしています。

さらに、緊急消防援助隊として部隊が出場する場合は装備工場工作隊を編成し、災害現場にて整備活動等を実施しています。

◇　主な業務内容

装備工場では次のような業務を行っています。

○　昼夜休日を問わない災害活動現場等での消防車両等に対する緊急整備

○　法令及び内部基準に基づいた車両・器具の点検・整備

○　はしご装置やポンプ装置等の特殊装置の点検・整備

○　消防機器の安全性、操作性向上のための改造整備

○　呼吸用保護器具の定期点検整備及び空気ボンベの充てん

○　点検・整備技術向上のための技術指導

写真 87　装備工場

写真 88　技術指導の様子

7−5　教　育

1　学校教育

消防学校では、新しく採用された職員の教育訓練をはじめ、幹部教育、各種の専門教育を実施し、消防の担い手として高度専門化する業務に的確に対応し、都民の期待に応えられる消防職員の育成に努めています。

写真 89　消防学校での訓練

2　教育内容

⑴　初任教育

新たに採用した消防職員に対して、職務上必要な基礎知識、技能の修得をはじめ、強靭な気力・体力の練成、モラル、マナーの涵養等、実践的な知識・行動力と豊かな人間性のある職員の育成を目指した教育訓練を行っています。

⑵　管理者研修・幹部教育研修

人格の陶冶、業務管理能力、部隊指揮・統率力等、管理監督者として必要な能力の伸張を図るための教育訓練を行っています。

⑶　専科研修

救急救命士の養成をはじめ、救助、機関運用、化学災害などの業務に従事する職員に対し、それぞれ専門的な知識、技術を修得させるための教育訓練を行っています。

⑷　特別研修

特定の業務に従事している職員に対し、当該業務についての知識・技術を修得させるために実務的訓練を行っています。

3　委託教育

学校教育のほかに、外部の機関に委託して行う教育があります。これは、東京消防庁以外の教育機関に職員を派遣し、必要な技術を修得させるものです。

第 7-2 表	学校教育の実施状況（平成28年度中）

教育種別		実施回数	人員
初任教育	消防吏員	16	854
	主事	1	12
管理者研修	部長研修	1	20
	参事等・署長・副本部長研修	1	101
	署長任命予定者研修	2	24
	本庁課長・副参事等・副署長等研修	2	144
	副署長任命予定者研修	2	31
	警防課長研修	1	93
	予防課長研修	1	83
幹部研修	上級幹部研修（消防司令長新任課程）※	1	63
	中級幹部研修（消防司令新任課程）　※	3	199
	初級幹部研修（消防司令補新任課程）※	8	470
	初級幹部研修（消防士長新任課程）　※	5	721
専科研修	特別救助技術研修	2	99
	特別操作機関技術研修	4	80
	ポンプ機関技術研修	7	244
	機動二輪活動技術研修	1	10
	救急救命士養成課程研修	1	50
	救急救命士就業前研修	4	159
	救急標準課程研修	4	238
特別研修	経理関係事務特別研修（基礎課程）	1	33
	経理関係事務特別研修（実務課程）	1	16
	経理関係事務特別研修（管理課程）	1	16
	情報通信システム指導者特別研修（情報課程）	1	81
	情報通信システム指導者特別研修（通信課程）	1	80
	特別消火中隊隊長特別研修	1	54
	実火災体験型訓練指導者養成特別研修	2	22
	ＮＢＣ災害基礎特別研修	2	98
	救急救命士実務特別研修	2	91
	救急隊長特別研修	3	180
	救急救命士処置拡大(低血糖・ショック)特別研修	4	207
	予防実務特別研修（基礎課程）	1	57
	予防実務特別研修(査察、予防、防火管理、危険物)（専門課程）	6	243
	予防実務特別研修(実務入門、技術向上）（火災調査課程）	2	120
	予防実務特別研修(査察、予防、防火管理、危険物、調査)（管理課程）	5	205
	機関員指導者養成特別研修	2	44
	消防団教育訓練指導者特別研修	2	115
	現任士長スキルアップ研修	1	98
	現任副士長スキルアップ研修	1	98
合計		106	5,553

※同等職の主事を含む

第 7-3 表	委託教育の現況（平成 28 年度中）

区分 委託機関	教育内容
大学等	消防防災科学、都市システム科学、防災・復興・危機管理、地域政策、情報システム学、リスク工学、経営学、国際火災科学等
消防大学校	上級幹部科、幹部科、警防科、予防科、救急科、救助科、火災調査科、危険物科、新任教官科等
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所	山岳遭難救助指導員養成研修
労働局長登録教習機関	玉掛技能講習修了者養成研修、車両系建設機械運転士養成研修
海上自衛隊	潜水指導員養成研修
海技従事者養成機関	海技従事者養成委託研修、小型船舶操縦者養成委託研修
航空従事者養成機関	回転翼航空機計器飛行研修、回転翼航空機不時着水脱出訓練研修、回転翼航空機操縦士養成研修、回転翼航空機整備士養成研修等
大学医学部付属病院等	救命救急センター研修等
その他	大型自動車免許取得研修、支援デブリーファー養成研修、英語対応救急隊員育成英会話研修等

7−6 消防職員待機宿舎

消防職員待機宿舎は、震災等大規模災害が発生した場合、指揮活動に必要不可欠な職員や専門的知識・技術を有する職員、その他初動態勢の確立に必要な職員等の人的消防力を24時間体制で確保することを目的に設けられた施設です。

「指定待機宿舎」は災害時に最高作戦指揮等に不可欠で、その職務上管轄区域内又は一定の場所へ、強制的に入居を義務付けられている職員が居住するためのものです。平成29年4月1日現在、消防署長宿舎等135ヵ所が整備されています。

「単身待機宿舎」「家族待機宿舎」は消防署等に早期に参集し、初動態勢を確立するために必要な職員が居住するためのものです。平成 29 年 4 月 1 日現在、241 ヵ所が整備されています。

写真 90　消防署の上に設置された待機宿舎

第8節　国際化への対応

東京消防庁では、在住･在勤、来訪外国人に対する防火防災教育を行うとともに、消防部隊や消防職員を海外に派遣しています。

また、海外の消防事情調査も行い最新情報を収集して各種施策に反映しています。

1　国際協力

当庁では、海外で起きた地震などの大規模災害に国際消防救助隊を派遣するほか、消防技術の教育支援を目的に職員を専門家として海外に派遣しています。

平成 20 年度からは、東京都が提唱した国際的な都市間連携であるアジア大都市ネットワーク 21 事業の一環として、アジア地域の人材育成事業を推進するため、研修生の受入れ及び職員の海外派遣の二段階で構成される救助技術研修を実施しており、平成 27 年度はインドネシア共和国ジャカルタ救助消防局、平成 28 年度は台湾台北市政府消防局に対して研修を実施しました。当事業においてこれまで受入れた研修生は 45 名、海外派遣した当庁職員は 30 名にのぼります。

なお、アジア大都市ネットワーク 21 は平成 26 年度をもって休止となり、平成 26 年 12 月に策定された「東京都都市外交基本戦略」に基づく事業へ移行することとなりましたが、この基本戦略に基づく新たな多都市間の実務的協力事業として救助技術研修は継続していく予定です。

前述の事業を含め、平成 28 年度中に視察、研修のため当庁を公式に訪れた外国人消防関係者は 60 か国 2 地域 618 名で、関係施設の視察や消防活動技術、救助技術、救急技術などの研修を行いました。

写真 91　平成 28 年度東京都総合防災訓練への海外からの参加都市

2　在住・在勤、来訪外国人に対する防火防災指導の推進

住民基本台帳に基づく東京都の外国人人口は約49万人で、総人口の約4%を占めています（平成29年1月1日現在）。当庁では、外国人が災害に遭遇した時でも適切な行動がとれるよう、火災、救助、救急事故等の緊急時における119番通報要領をはじめ、消火器の取扱い要領、応急救護、地震発生時の行動等についての指導を行っています。

3　外国語への対応

119番通報を受ける災害救急情報センターや、外国人が多数居住している地域を管轄する消防署に外国語の堪能な職員を配置しています。

また、各種パンフレット等の外国語対応を推進しています。

第 8-1 表	海外からの視察、研修受入れ、職員の海外派遣状況

区分 年度	海外研修生の受入れ		海外からの視察の受入れ		職員の海外派遣	
	国等数	人数	国等数	人数	国等数	人数
26	9 か国	118 人	47 か国	462 人	10 か国	42 人
27	35 か国	298 人	36 か国	303 人	11 か国	49 人
28	42 か国	182 人	30 か国	436 人	10 か国	35 人

第 8-2 表	主なパンフレット等の外国語状況

パンフレット等題名	内　　容	対　応　言　語
東京の消防	東京消防庁の業務紹介	英語、日本語
東京の救急	東京消防庁の救急業務紹介	英語、日本語
消防行政の概要・英文抄訳版	東京消防庁行政広報誌	英語
消防１１９	防火防災知識 緊急時の対応要領	英語、中国語、韓国語、タイ語、フィリピン語、日本語
消防救助機動部隊	消防救助機動部隊の概要紹介	英語、日本語
災害救急情報センター	災害救急情報センターの業務紹介	英語、日本語
東京消防庁消防学校	消防学校の概要紹介	英語、日本語
消防技術安全所	消防技術安全所の業務紹介	英語、日本語
東京消防庁の震災対策	東京消防庁の震災対策紹介	英語、日本語
防災館	各防災館（池袋、本所、立川）の施設紹介	英語、日本語
空の消防	航空隊の業務紹介	英語、日本語